

平成 28 年 第 1 回 知名町 議会 定例会

第 1 日

平成 28 年 3 月 8 日

平成 28 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
平成 28 年 3 月 8 日（火曜日）午前 10 時 00 分開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
(議 長)
- 日程第 4 行政報告
(町 長・教育長)
- 日程第 5 報告第 1 号
- 日程第 6 平成 28 年度施政方針表明
(町 長)
- 日程第 7 一般質問
 - ①名間 武忠君
 - ②福井 源乃介君
 - ③山崎 賢治君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2 番	今 井 宏 毅 君	3 番	名 間 武 忠 君
5 番	森 山 進 君	6 番	山 崎 賢 治 君
7 番	平 秀 徳 君	8 番	松 元 道 芳 君
9 番	東 善一郎 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	福 井 源乃介 君	1 3 番	今 井 吉 男 君

1. 欠席議員（2名）

1 番	田 中 富 行 君	1 0 番	西 田 治 利 君
-----	-----------	-------	-----------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	迫 田 昭 三 君	議 会 事 務 局 次 長	東 公 仁 君
-------------	-----------	---------------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	平 安 正 盛 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	安 田 輝 秋 君
副 町 長	宗 岡 与 名 彦 君	税 務 課 長	山 崎 實 君
教 育 長	豊 島 実 文 君	町 民 課 長	榊 憲 次 君
総 務 課 長	榮 信一郎 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣 一 郎 君
総務課長補佐	村 山 裕一郎 君	老 人 ホ ー ム 園 長	新 納 哲 仁 君
企画振興課長	榮 照 和 君	水 道 課 長	伊 藤 末 隆 君
農 林 課 長	安 田 末 広 君	水 道 課 参 事	山 田 悟 君
農業委員会事務局長	川 野 兼 一 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 学 校 教 育 課 長	瀬 島 徳 幸 君
建 設 課 長	高 風 勝一郎 君	学 校 教 育 課 参 事	平 山 盛 文 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	大 郷 一 雄 君
耕 地 課 参 事	山 下 清 則 君	給 食 セ ン タ ー 所 長	徳 岡 秀 郷 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（今井吉男君）

ただいまから平成２８年第１回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって平 秀徳君及び松元道芳君を指名します。

△日程第２ 会期の決定

○議長（今井吉男君）

日程第２、会期の決定の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１６日までの９日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１６日までの９日間に決定しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（今井吉男君）

日程第３、諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してありますが、若干申し上げます。

１月７日、国保運営協議会会長及び国保所管課長合同研修会が、鹿児島市のホテルで開催されました。

国民健康保険制度を取り巻く環境は、医療費の増加等で厳しい状況にありますが、

平成30年度から国民健康保険の財政基盤の強化を図るために、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うことになるようであります。

2月25日、市町村議会議長会が、奄美市のホテルで開催されました。平成28年度大島郡町村議会議長会会計予算や議員大会の日程等について協議が行われ、第59回議員大会は5月19日、喜界町で開催されることが決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、閉会中に受理した請願第1号、下平川幼稚園の閉園に伴う平成28年度職員配置数に関する請願及び陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、陳情第3号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情は、総務文教常任委員会に付託しましたので報告します。

また、陳情第2号、未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情は、文書配付といたします。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（今井吉男君）

日程第4、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、閉会中の行政報告をいたします。

まず、制度が始まっていろいろ話題になっているところですが、マイナンバーの現在の進捗状況でございます。

既に個人通知は終了して、その後の個人カードの申請が1月から受け付けが始まっているところですが、現在、本町の住民でカードの交付申請をしているのが431件、その申請に基づく本町へのカードの受領が250件、そのうちそれぞれ申請した皆さんへ交付する旨の通知が248件、既に昨日現在で交付済みが82件となっております。

それから、現在サトウキビの操業中ですが、昨日現在の操業状況を申し上げます

と、計画見込みの8万5,958トンに対して昨日現在5万4,096トン、おおむね63%で、会社側の日量の処理計画から換算しますと、約1万2,000トンぐらいまだ計画に達していないということで、日量の計算からしますと、おおむね10日ぐらいおくらしているのかなというふうに思っております。

なお、原料の関係でクリーンケーンが1.6%、無脱葉で4.9%、ハーベスターが93.5%と、おおむね前年並みの割合となっております。

問題は糖度ですけれども、平均で14.2、糖度帯で見ますと、基準糖度以上が、要するに14.4度以上が45%、昨年が29%でありますので、もちろん昨年は非常に厳しい状況でしたけれども、昨年より非常に品質のいいキビということになります。

基準糖度帯が42%で、これはおおむね昨年と同じです。先ほど申し上げたように基準糖度以上がふえていますので、現在、基準糖度以下が13%、これが昨年は29%でありました。

それから、トラッシュ率が平均で7.6というような状況であります。

それから、今最盛期を迎えております野菜関係の市場状況ですが、畜産も含めてです。畜産の先般競り市があったわけですが、毎回ご承知のとおり、競りのたびに高値取引で推移しているということで、永良部全体で雌の平均が65万1,347円、去勢で73万2,318円、平均して69万6,000円ぐらいということで、前回の競りよりも上がっているような状況であります。

それから、野菜関係ですけれども、おかげで今期にバレイショについては、非常に当初から高値で推移しているところですが、3月2日の市場状況で172円というように非常に高値で推移しておりますし、さらにインゲン等を含めた豆類等がご案内のとおり全国的な異常寒波で冬物野菜が非常に品薄ということもありまして、非常に高値で推移して、インゲンでキロ当たり2,096円、これはアメリカインゲンですけれども、あと、ビクリやベスト等についてはおおむね1,000円前後で推移をしているというような状況であります。

それから花ですが、一時花も低迷をしたのかなという感もありますけれども、ここ最近非常にまた値を戻しており、ユリの場合2Lで167円ぐらいの相場で、あとグラジオラスがおおむね90円前後というようになって、若干市場価格が戻ったのかなという感をいたしております。

それでは、お手元の行政報告の日付を追って、ご報告申し上げます。

まず、12月11日並びに21日については、認定こども園の造成関係の地鎮祭並びに起工式を開催しております。聞くところによりますと、今議会中に議員の皆

さんが現地視察ということですので、現場をごらんになっていただきたいと思います。同じく２３日、田皆公民館の上棟式も行われております。

１２月１８日、奄美地域の離島航空路線協議会が開催されたわけですが、これは例年国交省並びに県が主催する会議で、２８年度の航空費補助路線を決定する会議でございます。その補助要件として、まずその路線ごとに損失があるのか否か、それから日常線においてその路線が拠点的に利用されているのか、３つ目に飛行機にかわる代替交通機関による場合、おおむね２時間以上であること。それから他の航空路線と競合していないという４つの点から審査をしたわけですが、昨年と同様、結果は奄美喜界間、奄美德之島間、永良部与論間、与論奄美間の４路線が補助路線として認定を受けたところでございます。ちなみに、この４路線の補助対象経費が約１億８，０００万円で、これを国と県が折半して支援をしているということであります。

なお、ついでにその会議に当方から沖永良部沖縄間の航空路線を早期に開設してほしいと。それから奄振交付金による離島割引制度がスタートしても従来からの特別乗り継ぎ割引については普通運賃での換算になりますので、従来どおりになっておりますので、そのことについても交付金を活用した新たな料金での離島割引ができないのかどうか。それから、よく言われることですが、現在、成田奄美間にＬＣＣのバニラ航空が就航しておりますが、バニラの効果は奄美大島本島に波及効果が限られているような感が否めませんので、他の島々にもその波及効果を及ぼしていただきたいというような要望をいたしたところであります。

それから、１月５日、２８年産の葉たばこの播種式、種まき式と、それから２月１０日に県の葉たばこ生産振興対策会議に出席したところですが、現在、今回の葉たばこは契約農家３１戸で、栽培面積が約６６ヘクタールの計画でスタートしたところで、播種式には本年の豊作を祈願いたしましたところであります。

２月１０日は県が主催する葉たばこ生産振興協議会に委員として参加し、２７年産の生産販売実績の報告並びに２８年産の計画及び２８年から３０年までの３カ年を期間とする生産振興基本方針の協議が行われたところです。

近年の葉たばこ生産の状況を見ますと、耕作面積の減少等もある中で、１戸当たりの耕作面積はほぼ横ばいであるが、ともに減少傾向にあるような状況です。１０アール当たりの収量や１０アール当たりの販売額に加えて、国の健康増進法の施行以来、喫煙者が年々減少するとともに、外国産たばこの増加等もあり、たばこ市場は非常に厳しい環境にあるのかなと思っております。

それから１月１４日、フローラル株式会社の役員会を開催したところです。１月

14日に上半期の経営状況の報告をいたしたところであります。

27年4月から9月までの経営状況は、宿泊客数が順調に伸びており、前年同期より約1,400人ふえておりますが、外来食事等の減少や人件費、光熱費等の管理運営費の増となっており、その結果残念ながら約300万円の欠損となっております。ただ、今申し上げたのは10月までですので、それ以降12月までの経営状況を見ますと、宿泊客数も順調に推移している関係で、最終的に12月末の段階で200万円にまで欠損が圧縮されております。こうした状況でもあるので、今後のホテルの健全な運営を考えますと、ホテル建設の際に借り入れた起債の償還も27年度、本年度で完了するのを機にホテル側から町一般会計の繰り入れております建物使用料をあり方を役員の皆さんと検討した結果、ホテルの今後の健全な運営を考えますと、今の厳しい状況からしますと、これまでの建物使用料の月400万円を28年度から月300万円に引き下げる方向で検討し、現今期の提案しております28年度の予算関係については建物使用料300万円といたす予定としております。議員の皆さんのご理解をいただきたいと思いますと思っております。

1月18日、会計検査によります現地の検査が行われたわけですが、主に耕地課所管の農地水関係の事業の検査に入ったところです。それぞれの地域における農地水向上対策の支援隊のご尽力もいただいて、経理関係、それから事業執行について、おおむね計画どおり施工されているということで、会計検査からは何の指摘もなく、無事終わったところであります。今後も会計検査があるからとかいうことでなくて、日々の事務の正確性、迅速性に努めていただきたいというふうに思っております。

1月22日、県で離島緊急医療対策の意見交換会並びに謝恩会がありました。この離島医療緊急関係については、県並びに県内の離島市町村長、それから急患搬送に当たる鹿屋自衛隊、それから沖縄の陸上自衛隊、海上保安庁、県の防災ヘリの関係機関並びに急患を受け入れていただく病院側であります鹿大の大学病院、それから鹿児島市の市立病院、鹿児島の日赤病院等と関係者が一堂に会してこの1年間の急患搬送の状況について報告、意見交換をし、終了後に、今申し上げた関係者の皆さんに私ども離島の市町村から感謝の意味で慰労したところであります。ちなみに昨年の状況であります。本町の関係で昨年1年間、1月それから12月までに自衛隊ヘリによる沖縄への搬送が8件、沖縄県のドクターヘリによる搬送が24件、合計32件となっております。なお、現況報告後、終了後の意見交換並びに謝恩会については、各関係機関の代表がいらっしゃっておいりましたので、そういった皆さんに今後のまた、引き続きご協力をお願いするとともに、ご慰労をいたしたところであります。

それから、2月3日と2月15日、町制施行70周年記念の関係でございます。昨年から担当となる企画振興課と基本的な事項に協議を詰めて、ほぼその素案がまとまりましたので、2月3日に役場各課で構成する記念事業推進本部を開催し、日程や事業の大まかな内容等について検討し、それを踏まえ2月15日に町内各種団体の代表で構成する第1回目の町制施行70周年記念事業実行委員会を開催したところであります。

実行委員会は議長を含め15名で構成し、お集まりいただいたところですが、主に記念事業の推進方針やスケジュールの調整、記念ロゴマークの選定、実行委員会予算案等について協議したほか、知名町の音頭募集についての現在の状況並びに70周年記念事業のいろんな事業があるわけですが、その取りまとめ等について意見を交わし、その結果、記念式典は町内外の日程等も考慮しながら、11月6日と決定をし、その前後に関連事業を組むなど、具体的には第2回目以降の委員会で協議することといたしております。

そのほか70周年を記念に大きなテーマとなるわけですが、1つ目が役場新庁舎建設基本構想の検討委員会の発足をしたいということ、それから以前に発行しております知名町史が既に年数も経過しておりますので、その補稿も含めた新たな続編の編さん作業のスタートはどうでしょうか。それから、3つ目に、弓削政己氏の贈呈した本があるわけですが、奄美沖縄に関するさまざまな幅広い角度からの贈呈を弓削先生がこれまで蓄えた、所蔵した資料を全て本町にいただけることになっておりますので、その資料の扱い方、保管する方法、どういった活用をするかということを検討するということです。残念ながら昨日その弓削先生が亡くなりまして、時間があれば行きたかったんですが、議会もありますので、丁重に弔電で済ませたところであります。なお、70周年については後ほど一般質問もございますので、その際に答えられる分があれば補足をいたしたいと思います。

2月24、25日、恒例の自治会館での特産品フェアを開催したところであり、ことしで17回目となります。この特産品フェアは、平成12年度に鹿児島事務所を開設したのを機に、当時は鹿児島西駅で単独で開催していましたが、JRの都合もあり、平成20年度から現在の自治会館に会場を移し、今回で自治会館では9回目となります。ことしは県内24市町村が参加して、2月15日から3月15日まで日がわりで、単独もしくは複数の市町村で開催していますが、単独で2日間開催しているのは本町だけであります。本町は24、25日の2日間にわたって開催し、地元から参加した役場職員、観光協会職員や出品業者を加え、鹿児島在住の本町出身者の多くの沖洲会の皆さんの協力もいただいて大盛況に終わったところです。

搬入した花卉や野菜、それからバレイショ、キクラゲ、タイモや加工品、ソデイカ等の水産物、それから焼酎、桑茶、その他さまざまありますが、そのほとんどの商品が2日間で完売した状況で、中にはジャガイモ並びにソデイカについては、初日の早い時間に完売をして、関係の皆さんに追加注文までして、2日目に対応したような状況下であります。その結果、販売総額が190万円ぐらいに至っています。連続して自治会館で開催している市町村の物産展の常にトップを切っているところですが、昨年が160万円、ことしが190万円と年々記録を更新しておりますので、参加した皆さんも非常に励みとなっておるところであります。

これは、一つの要因は鹿児島事務所、所長も含めてですけれども、事務所がくまなく県庁やその前の県警本部等々を含め、あるいは沖洲会の皆さんのところに挨拶を兼ねて宣伝をし、また会員の皆さんにははがきで、ダイレクトメールでPRした結果であり、また私もMBCの放送局に生出演したわけですが、例年MBC側の厚意により生番組でそういったPR、それから南日本新聞で事前のPRが功を奏したものだというふうに思っています。今後もこうした活動を通じて、地域の物産が広く宣伝できればいいのかなというふうに思っているところでもあります。

それから、2月10日、ちょっと前後になりますが、市町村の振興基金協会がありまして、主に28年度の当初事業計画並びに当初予算の理事による審議でございましたが、中にこれまで県内各常備消防団の消防救急無線デジタル化への事業に対応してきたところですが、非常に金額が大きくて、補助事業の残の分については、それぞれの構成市町村が負担をしているところで、私ども沖永良部与論地区についても全体の事業で4億2,100万円がかかっているわけですからそれに伴う一般財源もありますので、今申し上げた振興基金協会に、そうしたそれぞれの県内の市町村の財政需要に応じて支援するということになりまして、この基金協会が持っている積立金からそれぞれの市町村に一般財源の分を負担するということで以前から協議をしてきたところですが、当初、事務局案としては10億円配分を予定しておりましたが、おおむね当初から私が理事ですので、申し上げたのは、一般財源への負担が県内全市町村で30億円ぐらいありましたので、せめてその半分の15億円は支援していただきたいということで、もちろん町村長という立場でお願いし、理事会でいろいろ議論した結果、10億円を5億円上積みして15億円を、今申し上げたデジタル化に対応の各市町村の一般財源負担分を支援するということで決定し、28年度予算にその分の各市町村への支援が決定しております。

それから、2月22日、奄美郡島農業農村整備促進協議会の主催による県の土地改良関係のかかわる課の幹部職員との意見交換会がありましたが、私どもからそれ

ぞれの地域の抱える課題について出し合い、それを県の皆さんから回答、説明を聞いているわけですが、本町からは３点ほど要望してあります。

基盤整備地区における新たな給水栓の設置及び移動式から固定式へ変更することに対する事業導入に伴う要件緩和並びに支援をお願いしたいということ。それから２点目に、土地改良区の業務一本化に向けた県からの指導を促進していただきたいと。３つ目に、過年度の区画整理をした完了地区がございますが、その地区における地籍調査の数値を情報化する作業を今進めておりますが、過去の古い区画整理地区についてはなかなかそれが使えないような状況だということを聞いておりましたので、その地籍調査の数値情報化へ向けた支援をしていただきたいということの３つについて、県に要請したところです。今後、機会があるごとにこういったことのまた実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

２月２８日、沖永良部管内の、要するに両町合同の公売会を開催したところです。これはご存じだと思いますが、町税などの滞納にかかわる差し押さえ物件の公売会であり、知名、和泊両町の合同の公売会を今回初めての試みとして実施したところでもあります。

これまで、町単独で開催したわけですが、両町ということで会場を変えて、町民体育館で開催したところで、今回の合同公売会が、約２００人ぐらい入ったものだと思いますが、本町から公売への出品が７７点、その見積額が２１万３，３００円、結果、売却数が４９点、売却金額にして１８万９，８９４円、和泊町もそれぞれあるわけですが、合計、会場に展示されたのが、出品されたのが１２４点、見積額にして４２万３，１５０円、売却で８６点、４３万４，０１３円というような状況であります。

滞納額にしたら非常に小さい数字であります。こうした機会を通じて納税の必要性というんですか、地域住民への理解が深まればいいのかなというように思っていますし、今後こうした形で、また両町タイアップした形の事業も進めなきゃいけないのかなというように思っているところです。

３月４日と３月６日、庁舎内の各課長で構成する地方創生推進本部会議を３月４日、それからそれを踏まえて３月６日に地方創生有識者会議を開催したところでもあります。

一応今回の会議で、本町としてのまち・ひと・しごと創生の総合戦略がほぼまとまりましたので、今議会に報告をいたし、総合戦略に盛り込まれたまち・ひと・仕事創生に向けた総合戦略の各種事業に取り組んでまいりたいと思っております。詳細については今議会会期中に全員協議会もお願いいたしておりますので、その際に

説明するとともに、一般質問もございますので、その際に詳細についてはご報告できるものだと思っております。

最後になりますが、２月２２日と２３、２５日の町村会関係であります。

２月２２日に郡市町村町会が開催され、任期満了となる郡の町村会の正副会長の選任が行われ、会長に大久保伊仙町長から大和村の伊集院村長にかわり、副会長に、伊集院村長が会長になりましたので、その後任に元田宇検村長、そして和泊の伊地町長が再任ということになって、任期は２年であります。それを受けて２月２３日には、県の町村会定期総会があり、理事５名が任期満了を迎えるために改選が行われ、県内５つのブロック、鹿児島郡熊毛郡が一つ、川薩が１名、曾於、肝付で１名、奄美地区から２名選出することになりますが、鹿児島郡熊毛郡から屋久島の荒木町長３人です。川薩から川添長島町長の再任、曾於肝付から新たに南大隅町の森田町長、奄美地区から町村の数が多いということで２名ですが、大久保伊仙町長が再任で、新たに郡の会長となりました伊集院大和村長が選任をされているところで、その理事の中の互選の結果、会長には川添長島町長が選任されております。

これに大島郡及び県町村会を含め、全ての役職から今回私は辞したわけであります。郡及び県の町村会長として３期５年間、県の町村会理事として５期９年間務めたわけです。この間、議会議員や職員そして多くの町民からご指導、ご協力をいただき、大過なく大役を果たすことができたわけです。改めて心から感謝申し上げます。

こうした一方では、会長職としての多くの充て職による郡及び国・県の各種審議会や協議会などの役員となったため出張が多く、地元を留守にすることもあり、皆様方にはご不便をおかけしたと思います。しかし、そのことにより、多くの大事な情報もいち早く収集することができ、また国会議員を初め、国の中央各省庁、県の幹部職員や関係機関とも親密なお付き合いができ、町の行財政改革に寄与できたものだと思っております。

こうした機会を与えていただいた皆様方に感謝をしております。今後もこうしたネットワークを生かしながら、町政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、これまで同様、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これで、町長の行政報告を終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（豊島実文君）

おはようございます。

閉会中の教育行政報告をさせていただきます。

なお、お手元の資料に基づいて主なものについてのみご説明をさせていただきます。

まず、12月19日土曜日です。あしびの郷において青少年のための科学の祭典 in 知名2015が行われ、九州電力の電気をつくる仕組みを知ろうのブースなど、23ブースが開設され、多くの子供や大人が実験や工作を楽しんでいました。

次、12月20日日曜日です。和泊中学校あかねホールにおいて、平成27年度第32回沖永良部音楽コンクールが行われ、ピアノ部門には小学3・4年生の部に10名、5・6年生の部に4名、中学生の部に10名、声楽の部に小学5年生1名、中学2年生1名、アンサンブルの部に城ヶ丘中学校サクソフォン五重奏、知名中学校サクソフォン四重奏が出場し、審査の結果、最高賞の武田賞はピアノ部門の知名中学校1年清村タ七が受賞し、最優秀賞を3名、優秀賞を5名、奨励賞を7名が受賞しました。

次、1月13日火曜日です。各学校において平成27年度鹿児島学習定着度調査が、14日までの日程で行われました。

次、1月17日日曜日です。町民体育館においてスポーツ少年団の卓球大会が行われ、男子の部には各学校から15チームが参加し、対戦の結果、優勝は田皆小チーム、2位下平川小Aチーム、3位西目チーム、同じく下平川小Bチームでした。

女子の部には各学校から9チームが参加し、対戦の結果、優勝は田皆小チーム2位、下平川小Aチーム、3位、下平川小Bチーム、同じく西目チームでした。

次、1月18日月曜日から21日まで知名幼稚園、上城幼稚園、住吉幼稚園、下平川幼稚園、こども園きらきらにおいて、平成28年度以降の保育料や預かり保育、こども園に合併したときのバスによる送迎などについての説明会を行い、本町が設定した保育料や預かり保育に関することなどに、おおむね保護者の理解を得ることができました。

1月28日木曜日です。あしびの郷において平成27年度知名の子表彰選考委員会が行われ、各学校から39名の個人と4団体の表彰推薦があり、選考の結果、学芸賞に13名、読書賞に5名、体育賞に9名、友情賞に3名、善行賞に1名、皆勤賞に5名、団体では体育賞に4団体の表彰が決まりました。

次、2月12日金曜日です。中央公民館において平成27年度第2回生徒指導主任研修会が行われ、各学校における本年度の生徒指導事案と、その対策についてや本町の各学校が取り組む生徒指導上の申し合わせ事項などについての協議が行われましたが、本町の児童・生徒に大きな生徒指導上の問題行動などはありませんでした。

た。

次、2月18日木曜日です。中央公民館において平成27年度第2回学校給食センター運営委員会が行われ、平成27年度学校給食会計及び平成28年度学校給食計画等についての協議が行われ、平成28年度の学校給食日数は、小学校、中学校とも200日で、給食費の児童・生徒からの徴収額は平成27年度と同様で、小学生が温食費1日1人当たり150円、中学生が温食費1日1人当たり180円に決まりました。なお、町からの補助は小学生が1人1食当たり117円で中学生が1人1食当たり130円になります。

次、2月19日金曜日です。議会委員会室において平成27年度知名町奨学資金推薦会が行われ、高校生4人と予備校生1人の推薦がありましたが、選考の結果5名全員を推薦することにしました。

次、2月22日月曜日です。中央公民館において、教育委員会と各学校の校長先生方が合同で、鹿児島学習定着度調査結果の分析会を行いました。

次、2月27日土曜日です。上城小学校体育館において上城幼稚園の閉園式が行われ、地域の方や卒園生が約60名、上城小学校の児童、上城幼稚園児が参加して、盛大に行われました。なお、住吉幼稚園の閉園式は3月12日土曜日に行われます。

次、3月3日水曜日です。あしびの郷において劇団四季の学校公演が行われ、午前中は中学生、午後は小学生が鑑賞しました。

以上でございます。

○議長（今井吉男君）

これで教育長の行政報告は終わりました。

以上で行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号

○議長（今井吉男君）

日程第5、報告第1号について、町長から提出のありました報告第1号、知名町人権教育啓発基本計画についてはお手元に配付のとおりです。

△日程第6 平成28年度施政方針表明

○議長（今井吉男君）

日程第6、平成28年度施政方針表明について、町長の平成28年度施政方針表

明を求めます。

○町長（平安正盛君）

それでは、お手元の冊子の朗読をして、所信表明にかえさせていただきたいと思います。

平成２８年度施政方針。

まず初めに、西暦２０１６年、平成２８年の第１回知名町議会定例会が開催されるに当たり、平成２８年度の町政に臨む施政方針を明らかにするとともに、一般会計を初め各特別会計の予算案並びに予算にかかわる諸施策の関連議案を提案いたし、議会の皆さんを初め町民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は戦後７０年を迎えましたが、痛ましい過去の歴史を知らない世代がふえるとともに、戦争の悲惨さを語り継ぐ高齢者も減っており、時代の流れとともに風化しつつある現状に鑑み、語り継ぐための記録を残すことが急務だと各種メディアも訴えておりました。そのことを踏まえながら、本年度は本町として町制施行７０周年を迎える大切な節目を迎えることとなり、その記念事業の一環としても取り組むことも必要かと思われます。

また、人口減に歯どめがかからない現状に対応する国の地方創生元年としてスタートした年でもありました。国・県が策定する総合戦略に呼応した町の地方創生総合戦略ビジョンの策定を急ぎ、人口減の歯どめ対策を含めた定住や雇用の場の確保など、地域活性化に向けた課題解決を図るさまざまな施策に取り組みを検討した年でもありました。

国内世論を二分した環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるＴＰＰ交渉も大筋合意、去る２月には参加国による署名も行われました。あとは参加国による国内手続が残されていますが、国内では農業の体質強化策を中心とした国内対策が大きな課題となりました。

国においては、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、総額３兆円を超える平成２７年度補正予算案を決定、特に希望出生率１．８及び介護職離職ゼロに直結する緊急対策や、ＴＰＰ関連政策大綱実現に向けた施策に取り組むこととなりました。

こうした国・県の流れや本町に山積する地域活性化などの課題解決に向けた取り組みや現下の厳しい地域経済の状況並びに少子高齢化が進む社会状況などに、国・県の財政に対応した本町としての平成２８年度当初予算案の編成に努めたところであります。

その結果、下記のとおり平成２８年度の一般並びに各特別会計の予算案編成とな

り、議会に提出することとなりました。各会計の予算については、表で示したとおりですので、お目通しください。

平成28年度の当初予算においては、基本的にはこれまでと同様に、「町政は町民が幸せな生活を演じるための舞台づくりである」を基本理念に、「人間・資源・財源」の「三げん」を大切にする町政の推進を基本に、国・県の動向を注視しながら、山積する多くの課題解決のため、限られた財源を有効かつ効率的・重点的に配分し、豊かで明るく住みよいまちづくりに努め、輝く知名町建設に向けた予算編成とし、同時に財政状況も若干好転したことによる積極的な編成にも努めましたので、フローラル知名のテーマである「花ひらく・夢ひらく」まちづくりの実現のため、町民の皆さん方のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

2番目に国及び県の予算です。

平成28年度の政府予算案は、将来の我が国の成長、発展を見据えた重要な政策課題である経済・財政再生計画の推進や、一億総活躍社会の実現とTPPを踏まえた対応を着実にかつ総合的に進めていくことを念頭に編成し、一般会計の総額で、前年度当初予算比で0.4%増の9兆6千7百21.8億円で、社会保障費の増大等により4年連続の過去最大を更新する規模となりました。また、去る1月に成立した平成27年度補正予算、緊急経済対策関連で総額3兆3千億円と合わせ、歳出規模は1兆101億円を超える結果となり、両予算を一体として機動的財政運営を実現することにより、成長と分配の好循環に向けた経済再生と財政健全化を両立する予算と位置づけられております。

予算案の内容を見ますと、歳入では、全体の約6割を占める税収が景気回復などで前年度比5.6%増の5兆7千6百04.0億円で、決算ベースでは約5兆9千800.0億だった平成3年度以来、25年ぶりの高水準となっています。

この税収の大幅な伸びで新規国債発行額は前年比6.6%減の3兆4千432.0億円で、これは4年連続減少しておりますが、国債依存度もその結果35.6%と、平成20年9月に発生しましたリーマンショック前の水準となっております。

歳出では、税収増による予算規模の膨らみにもよりますが、社会保障分野を中心とする歳出の膨張で、歳出規模は過去最高を更新しています。しかし、予算の3分の1を借金に頼る状況に変わりなく、返済に充てる国債費は全体の4分の1に当たる2兆3千612.1億円で、となっています。政策経費と言われます一般歳出は、全体の6割に当たる5兆7千828.6億円で、そのうち55.3%が社会保障関係費であり、10.3%が公共事業費となっています。

ところで、地方財政対策としての地方交付税などについては、一般会計からの支出額、いわゆる入り口ベースでは1.6%減となっていますが、前年度繰越金等の特別会計繰入を加算した地方自治体への配分額、いわゆる出口ベースであります。0.3%減の1兆7,003億円となり、4年連続の減額となっていますが、地方税収の状況を踏まえ、一部を縮小しつつも所要額が確保されるなど、ほぼ同程度の額が確保されております。

しかし、景気が一部では回復の基調とはいえ、年明けの円高や株価の下落等で金融市場が混乱するとともにアベノミクスが地方に浸透していないという生活実感の中で、今後の経済成長が予断を許さない厳しい状況と思われ、今後膨らむ社会保障費等の歳出をどのように調整するのか、不透明な軽減税率論議も加わり、財源不足を補う経費節減等による新たな財源の捻出で、恒常的に安定した財源をどのように確保するのか、次年度以降の予算編成に大きな課題を残すこととなり、政府で検討しています社会保障・税一体改革の背景ともなっているものだと思います。

一方、去る2月12日に発表された鹿児島県の平成28年度当初予算案は、一般会計予算総額で前年度当初比1.0%増の8,224億5,700万円で、8年連続のプラス予算であり、総額が8,000億円台に乗るのは2年連続となりました。

積極予算となった背景には、県税収入の伸び等による歳入増や、27年3月補正とも連続して地方創生やTPP関連の国内対策、社会保障等生活支援などの重点施策への取り組みのあらわれであり、同時に予算編成のテーマを「新たな未来の挑戦～安心・活力・改革」を柱とし、持続可能性、産業おこし、鹿児島おこしの「三つの挑戦」と新たな時代への「三つの課題 環境、食料、医療・福祉」の3つの分野に組み、「力みなぎるかごしま」、「日本一のくらし先進県」の実現に向けた予算編成となっております。

財政不足の関係では、前年度に引き続き6年連続の財源不足はなく、県債残高も平成27年度末の1兆1,554億円の見込みから、平成28年度末には236億円圧縮される見込みとなり、「行財政運営戦略」の目標となる指標の実現も視野に入れ、公債費抑制による持続的な弾力のある財政構築への取り組みが見られます。

厳しい財政運営の中で、普通建設事業に1,543億4,500万円、これは前年度比5.7%増で、従来より厚めに配分し、TPP関連対策としての基幹産業である農林水産業や食品関連産業の振興、国民体育大会が平成32年度に開催されますが、その国民体育大会関連施設整備への重点配分などで、雇用を生み出すための配慮が行われています。加えて、奄振法による交付金事業に県費加算を含めた27億1,100万円を計上し、さらには経済・雇用対策関連を柱とした緊急雇用

創出への取り組みにも配慮されております。

ところで、改正奄振法の３年目となる奄美郡島振興開発事業費用、国土省の一括計上分で、公共事業で前年度の９７％となる２０５億８，４００万円、非公共事業で前年度ほぼ同額の２０億６，６００万円となり、事業費総額は２２６億５，０００万円、これは対前年度の９７％であります。これは過去の災害復旧事業の完了や徳之島の国営土地改良事業が完了直前であることや、農業農村整備事業の減に伴うことによる減で、一方では、喜界島での２カ所目となる地下ダム事業の調査費が新規に計上されました。なお、平成２７年度補正予算と合わせると、実質的には前年度を上回る額が確保されることとなります。

創設３年目となる奄美群島振興交付金は前年度同額の２０億５，０００万円ですが、平成２７年度補正と合わせて前年度を上回り、農林水産輸送物輸送費支援、航路・航空路運賃の通減、農業創出緊急支援等の継続並びに制度拡充とともに、新たに沖縄との交流促進に向けて、奄美各島、沖縄間の海路・空路の運賃にも拡大する予定となっております。

こうした交付金は、奄美群島の厳しい地理的・自然的・歴史的条件の不利性を克服すべく、ソフト面を中心に、みずからの責任で地域の裁量に基づく産業振興、雇用創出のための施策を後押しする交付金であります。制度設計に当たって地元からの要望が必ずしも反映されていないことを踏まえ、また国立公園並びに奄美・沖縄世界自然遺産登録を見据えた交流の拡大を視野に入れた拡充が実現いたしました。そのことにより自主・主体的に策定した奄美群島成長戦略ビジョンの具現化がさらに促進することが期待されます。

また、県本土地域に次いで２機目となるドクターヘリ導入が、平成２８年度中の運行開始を目指す関連予算も計上されています。

その他の奄振事業についても、具体的な内容は箇所づけが判明しておりませんが、沖永良部島での国営地下ダム事業や県営畑地帯総合整備事業等を含む農業農村整備事業の増額、道路・港湾等の社会資本整備等事業やその基幹事業に基づく効果促進事業、地域の安全・安心を確保する防災対策が計上されています。

３番目の町政の課題等についてです。

まず１点目が地方創生への対応であります。

平成２６年５月、日本創成会議から２０４０年に若年女性の減少により全国の８９６市区町村が——この中には本町も含まれるわけですが——消滅の危機に直面するという大変なショッキングな報告がありました。政府はこれを受けて経済財政運営と改革の基本方針いわゆる骨太方針の中でこの問題を取り上げ、人口減少を克

服することを目指した総合的な政策を推進することとなりました。

これにより政府が、人口ビジョン及び総合戦略に基づき地域の発想や創意工夫を生かし、個性と魅力があふれる取り組みを国が支援するまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、安倍内閣は地方創生を最重要課題に掲げ、人口減少克服と地域の活性化に向けた対策を講じることとし、新年度の予算にまち・ひと・しごと創生事業費 1 兆円を計上し、元気創造事業並びに人口減少等特別対策事業で地方創生に取り組む地方を支援することとなりました。

国の方針を受け、地方でもまち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の総合戦略を平成 27 年度中に策定することとなり、本町でもその受け皿となる体制の整備に向け、庁内に地方創生促進本部並びに地方創生有識者会議を発足し、人口減の歯どめ策や雇用の創出による地域活性化に取り組んでおります。

また、地方創生と関連して、いわゆるアベノミクスと呼ばれる経済政策を地方にも波及させ、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、平成 27 年度補正予算でも財政支援策を打ち出し、現下の経済情勢等を踏まえた生活者への支援や、地方が直面する構造的課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化に資することとなりました。

本町における地方創生に対する取り組みは、情報支援や人的支援の拡充を柱とした国の平成 27 年度補正での地方創生加速化交付金やさらに地方創生の取り組みを進化させた平成 28 年度予算の地方創生推進交付金を活用するとともに、町単独事業の中で地方創生総合戦略につながる事業に一般財源を重点的に配分し、まち・ひと・しごと創生の実現に積極的に取り組んでおります。

なお、昨年実施されました国勢調査で、本町の人口は 6, 218 人、これはあくまでも速報数値であります。最終的な確定数値で若干変更もあるかも知れませんが、現段階では 6, 218 人となり、前回、平成 22 年度から 588 人の減少となりました。全国的な少子高齢化の進展は本町も例外でなく、今後の地方創生戦略に取り組みながら、地域特性や可能性を最大限に活かした雇用機会の拡大、U・I・O ターン促進による定住対策、子ども・子育て支援対策の拡充等に積極的な取り組みを行う計画であります。

こうした事業の取り組みの効果により、地方創生の人口ビジョンでは過去の人口推移、今後の出生並びに死亡による自然増減、転出・転入による社会増減、地方創生関連事業の進捗等を勘案し、人口減少は否めませんが、総合戦略の実施期間中の人口推計を 10 年後に 6, 054 人、25 年後、すなわち地方創生の計画期間の最終目標となる 25 年後は 5, 318 人と予測いたしました。

②行財政の推進・強化による財政の健全化。

本町においては、第3次行政改革大綱に引き続き、その後においても大綱の数値目標の進捗状況を検証しながら、町政を取り巻く状況の変化に適宜対応すべく取り組んでまいりました。その結果、事務事業・組織機構の見直しを初め、給与・定員の適正化——現在職員が平成17年度に155名でしたのが、平成27年度には138名となっております——などが、職員の適正化が図られ、財政の面においても経常収支比率の改善や実質公債費比率の逡減など、財政指標も健全化に向けおおむね好転しているものだと思います。

なお、この間に法令に基づく事務事業の増加や、町単独の新規事業の創設など、業務の拡大が行われる中、定員の削減並びに事務の効率化にも努めてまいりました。本年度も引き続き行財政改革を念頭に、さらに新たな観点からの見直しを進めながら町民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある地域社会づくりに積極的に取り組みたいと思います。

なお、行財政改革の推進は、職員を初め関係機関はもとより、議会や町民のご理解とご協力は不可欠であり、アクション・ミッション・パッションの3つのショーンをキーワードとし、特に行財政改革の成否は職員のやる気にかかりますので、本年度から地方公務員法の改正に伴う人事評価制度の導入とリンクさせながら、職員の資質向上のため、研修体制の充実に努め、共生・協働の社会づくりに努めることも必要であります。

ところで、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が平成18年度以降は年々改善されましたが、依然として高い状況で推移しており、数値としては平成22年度が85.3、平成23年度以下数字をこらんになって、年々改善は見られたものの、町税・地方交付税の減及び障害者福祉費に係る扶助費、公債費の増嵩により、平成26年度は94.0と再び高い状況にあり、引き続き行財政改革の推進に取り組めます。

このように財政の健全化に向けた取り組みを堅持しつつ、平成22年度を初年度とした第5次知名町総合振興計画を基調に、地方創生総合戦略にも加味しながら、継続事業の早期完成や新規事業の積極的な導入で「みんなで創り、みんなではぐくむ、みんなの町」を目指し、新たな政策課題も含め、町の活力度を高める諸施策に取り組めます。

本町は、公債費負担適正化計画の中で財政再建・健全化に取り組み、積極的に行財政改革に取り組んだ結果、おおむね財政状況も好転するなど平準化の傾向にあります。しかし、近年の国内外の経済情勢に鑑み、国・県の財政状況と連動するとと

もに、積み残された文教施設などを初め、社会資本整備の推進などもあり、依然として厳しい状況には変わりなく、町民のニーズに対応したさまざまな事業の導入により、起債額も年々変動することに鑑み、さらなる健全化に向けた行財政改革の推進と財政の効率化に取り組む必要があります、予算編成に当たってはこのことも重要な課題であります。

財政指標の一つであります実質公債費比率は、平成22年度が17.0、各年度をごらんになって、平成25年度が14.6、平成26年度が13.9と改善されておりますが、田皆中屋内運動場や認定こども園等の建設を初め、今後新たな事業の展開で新規の借入れもあり、今後も着工中の田皆中屋内運動場建設や学校施設の整備、老人ホーム並びに給食センターの建てかえ、認定こども園建設、公営住宅建てかえ等の公共施設の老朽化による再整備が差し迫っており、事業の緊急度や必要度を勘案した事業の選択が必要であります。各会計ごとの現在の町債残高は別表で示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

このことを踏まえた再整備を進めるため、庁内に平成24年度に公共施設再整備検討委員会を発足させ、総合的な見地から再整備計画への取り組みを進めているところであります。

従って、第5次総合振興計画を踏まえながら歳入見込みの的確な把握と自主財源の確保の徹底とあわせ、町債への依存度の抑制や経常経費の節減、事務事業の徹底した見直し、職員定数の適正化等による歳出の抑制を行い、財源の重点的・効率的配分により最小の経費で最大の効果が得られるように努めることが肝要であります。

以上の各財政指標を踏まえながら、地域の経済成長と山積した諸課題の解決、町民の福祉の向上と安心・安全を確保する対策に配慮し、国・県の経済再生対策に呼応した予算編成を進めた結果、平成28年度当初予算は一般会計で総額58億9,000万円、対前年度比で7.3%の増となりました。

歳入においては、税財源に乏しい本町の地域経済に加え、農業生産の低迷で町税収入が伸び悩む傾向にあります。基金等から繰入金的大幅増で自主財源が歳入全体の16.0%となりました。一方、依存財源も国の地方財政計画による地方交付税の伸び悩みや社会資本の整備による大型事業による町債の増嵩があり、歳入全体では84.0%の結果となりました。

ところで、財政構造の硬直化を回避するためには、スクラップ・アンド・ビルドやサンセットという行政評価の基本ルールに則り、従来にも増して行財政改革の強力な推進とあわせて、自主・自立・自興の意識を前年度に引き続き住民側にも必要に応じ要請するなど、共生・協働の社会づくりに向けた意識改革も大きな課題とな

っております。

なお、平成20年度からスタートしました控除対象寄附金——いわゆるふるさと納税の件ですが——も定着しており、平成27年度から限度額の引き上げや控除手続も簡素化されましたので、自主財源の確保の観点から各地の沖洲会など、本町出身者や知名町ファンの幅広い方々からふるさと納税を募り、ふるさとまちづくり基金の造成に取り組み、基金の活用を図りたいと思います。平成28年度2月末現在で本年度分が423万円となって、現在の基金残高は一部これまで基金の運用もいたしているわけですが、残高として2,954万6,000円が基金残高となっています。

こうした取り組みの積み上げにより捻出された財源で、町の活性化に向けた単独事業の導入、新規事業への重点的配分などを行い、新たな行政需要への対応が図られるものであります。

次に、③農業など産業の振興です。

本町の基幹産業である農業は、サトウキビを中心に輸送野菜、花卉、畜産、葉たばこを中心とした複合経営ですが、気象条件に左右されるとともに産地競合や市場価格低迷の推移などで厳しい経営環境にあり、またここ数年はT P P交渉に翻弄されました。

このT P P交渉も昨年10月に加盟国間の大筋合意に至り、去る2月には各国間の署名も終わり、加盟国の国内手続を残す状況となりました。現在のところ各加盟国の情勢は不透明な部分もありますが、発効後は国内経済に及ぼす影響は甚大であることに鑑み、産業・経済に対する国内対策は喫緊の課題であり、国・県は攻めの農業水産業を目指す総合的なT P P関連政策大綱に基づき施策に取り組むこととなっています。

そのことを踏まえ、本町としても国・県の動向を注視しながら、産業政策としての農業の振興と地域政策としての活力ある農村づくりに取り組む計画であります。

本年度は、従来からの各種事業に加えて、この国内関連対策での産地パワーアップ事業などの新規事業を導入し、足腰の強い農業産地の確立に取り組む予定であります。

サトウキビについては、気象条件等で懸念されましたが、平成27、28年期は例年に比しておおむね量、質ともに好調であり、来期の増産に向けて関係機関と連携しながら株出、新植の推進を図るとともに、農作業の機械化による省力化や病害虫の防除対策や単収向上を左右する畑かん施設の整備に取り組むことといたします。

また、花卉やバレイショ、豆類等の輸送野菜の振興についても、国・県の事業を

導入しながら、栽培技術の向上や品質の改善、施設化・機械化の推進を図り、安全・安心な農作物の生産・出荷体制づくりによる消費の拡大に関係機関とも連携し、市場や消費者に信頼される産地確立に努めます。

子牛価格が堅調に推移している畜産については、飼養戸数並びに飼養頭数が減少傾向にあるとともに、ＴＰＰの発効後は輸入牛肉の拡大が最も懸念される状況にあり、国・県において早急な国内対策を講ずる支援を計画しており、特に鹿児島県では組織機構の改革や支援対策を強化するなどして、畜産農家への支援対策に取り組むこととなっています。本町としても農業に不可欠な土づくりに直結する堆肥の確保の観点からしても、こうした国・県の動向を注視しながら畜産の振興に取り組めます。

そのほか土地改良事業もおおむね計画どおり国営ダムについては進捗しており、国営関連附帯工事の県営の畑かん施設も順調に進められていることから、一昨年の余多地区の試験通水の実施に引き続き、今後の工事進捗状況を勘案しながら、通水地区も年々拡大する計画であり、同時に全面通水後の畑かんを利用した営農体系の確立も急ぐ必要があり、県の農業普及機関やＪＡ等の連携を図りながら営農体制の強化にも努めるとともに、両町合併した土地改良区の組織強化への支援に取り組めます。

いずれにいたしても、例年の干ばつや塩害防止対策に対する畑かん施設の整備は急務であり、事業の計画的な推進を図る事業費の確保と、畑かん施設を活用した足腰の強い農業の確立に向けた営農体系の構築に取り組むことは喫緊の課題でありますので、引き続き関係機関と連携しながら取り組むことといたします。

地域資源の利活用対策については、平成２４年度に奄美群島振興開発事業で導入したえらぶ特産品加工場でのシマ桑の粉末化製品の販売ルートも確保されつつあり、今後は生産組合の協力もいただきながら栽培面積の拡大並びに栽培技術の向上により原料の安定的な確保に努め、加工施設がフル稼働できるとともに、ちなブランドの確立を通じ、販路の拡大や販売業者と連携した新製品の開発等に地方創生事業を取り入れて取り組むことといたします。

さらにこの事業を核に６次産業化の展開を図り、農産物の付加価値を高める事業展開も検討する必要があります。こうした事業展開により雇用の確保も図られますので、地域の活性化にもつながることが期待されます。

国においては、新たな農業・農村政策として４つの改革が始まっており、１つ目が農地中間管理機構の充実、２つ目に経営所得安定対策の見直し、３つ目に水田フル活用と米政策の見直し、４つ目に日本型直接支払制度が主な制度であります。

その背景には農業従事者の高齢化や担い手不足、産業構造の変化による耕作放棄地の増加、国際化や自給率の低下等があり、その打開策として改革をするものであります。

本町に直接かかわる改革は今申し上げた1番目と4番目と思われますが、1つ目の農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速することを狙いとし、各都道府県単位で設置され、県と連携しながら各制度の周知徹底を図り、4つ目については従来の農地・水保全管理支払交付金等を拡大したもので、農業・農村が持つ多面的機能を発揮し、農地等が将来にわたって本来の機能を維持するよう集落コミュニティで共同管理を行う地域政策であります。

こうした国・県の動向を注視しながら、本町としても産業政策としての農業と地域政策としての農村の振興に向けた事業導入に取り組むとともに、関係機関との密接な連携を図りながら取り組むことといたします。

4つ目に、町民の健康増進並びに医療・福祉体制の充実であります。

30%を超えた高齢化率や生活様式の多様化による疾病構造の変化により、国民医療費が年々増大するとともに、平成12年度にスタートした6期目を迎える介護保険制度、平成20年度からの後期高齢者医療保険制度並びに特定健診・特定保健指導の実施など、保健・医療・福祉を取り巻く環境は大きく変貌し、その財政需要も大幅に伸びてきております。

町としても、町民の健康増進、食生活の改善への関心の高まり、その重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されていますので、引き続き関係者の研修や集落での説明を行い、地域ぐるみで健康増進の取り組み、制度の円滑な推進を図るため、組織体制の充実や所要財源の確保に努めながら、町民の健康増進と医療・保健・福祉制度の長期的安定に向けた取り組みを行います。

国民健康保険、いわゆる国保事業においては厳しい環境にあり、安定的な財源の確保対策と医療費の抑制が大きな課題となり、近年は多くの自治体において国保会計の赤字状況が続き、法定外支出という一般財源からの繰り出しで運営されているのが実情であります。

こうした状況に鑑み、国においては持続可能な医療保険制度の構築のため、国民健康保険法を昨年改正し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる都道府県単位化を決定し、市町村は都道府県単位化への移行準備に取り組むこととなり、本町としても円滑な移行に向けた準備を進め、被保険者の混乱がないよう、

周知の徹底に努めます。

また、介護保険においては高齢者の地域での生活を支援し、老後の安心を支える制度として着実に定着してきましたが、本年度は第6期計画の中間年度に当たり、計画期間中の介護サービスの拡充に努め、地域支援事業としての生活支援介護予防などの体制の整備を図るなど、総合的な事業推進に取り組みます。

一方、子育て支援対策においては、国の子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からスタートした子ども・子育て新制度の本格実施に取り組み、条例に基づく子ども・子育て支援会議を発足させ、子ども・子育て支援施策の量的拡充、質の改善の確保に努めました。その結果、田舎認定こども園きらきらの開設に続き、東部地区、知名・下平川地区の幼稚園及び保育所の一元化を計画し、地域のニーズを考慮しながら知名認定こども園（仮称）開設の準備を進め、前年度の用地造成に引き続き、本年度、28年度は園舎の建設に取り組みます。

そのほか、本年度も引き続き出産環境支援事業の予算や、子育て支援出産祝金の支給額の引き上げも前年度から実施するなど、地元で安心して子供を産み、育てる環境づくりへの取り組み、また子ども医療費助成の事業を引き続き実施することといたしました。

こうした子ども・子育て支援対策を拡充することにより、地方創生のテーマである人口減少の歯どめに資することとなり、地域での女性が活躍する環境づくりにもつながり、地域活性化の推進が実現できるものだと思います。

なお、このほど発表されました合計特殊出生率では、九州、沖縄で上位を占めている中、全国平均が1.38であることに対し、本町は全国第23位の2.02と高く、今後も継続的な子育てにかかわる保健、福祉の総合的な施策を推進いたします。

県の新年度予算で奄美地域にドクターヘリの配備が決定いたしました。従来は沖縄県が運航しているドクターヘリもしくは那覇市駐屯の陸上自衛隊のヘリを利用していましたが、本年12月の運航開始を目途に機材の導入や離発着場の整備、拠点病院となる県立大島病院の整備などを行い、奄美地域での急患搬送の任務を担うこととなります。なお、沖永良部地域の急患搬送については、状況によっては従来どおりの沖縄県との連携も必要であり、その旨関係機関に要請することにいたします。

このように保健・福祉・医療にかかわる施策は幅が広く、その施策の拡充に多くの課題もありますので、町としても国や県の諸施策と連携しながら、町民の保健・福祉・医療の充実に向けた取り組みに努めたいと思います。

5つ目に、教育委員会制度改革の推進と教育施設の整備です。

近年、公立小・中学校でいじめ問題や学力調査、教科書採択問題等が発生し、教育委員会制度の見直しが論議されていることを踏まえ、前年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新制度のもとで新しい教育委員会の体制がスタートいたしました。

今回の改正で、市町村長の権限が強化されましたので、改正の経緯や趣旨を踏まえながら教育委員会並びに教育長と緊密な連携を図り、本町の教育行政の活性化並びに教育の振興、拡充に努める決意であります。

こうした制度改革への対応に加えて、このほかに教育関係の諸施策も重要度が増し、文教施設設備の整備を初め学力向上対策、幼児教育や特別支援体制の充実、幼保一元化への対応、給食センターの改築に向けた検討など、喫緊の課題も山積していますので、教育委員会との連携で諸施策に取り組みます。

これらの事務事業の円滑な執行が図られるよう、万全の体制で臨むとともに、国及び関係機関とも緊密な連携を図りながら、フローラル知名のテーマである「花ひらく・夢ひらく町」として、豊かで明るく住みよいまちづくりに努めます。

最後、結びですが、以上、平成２８年度当初予算の編成に当たっての基本方針を述べました。この基本方針を踏まえながら財源の確保に努め、本年度の一般会計及び各特別会計の所要額を計上いたし、厳しい中でも費用対効果の観点から事業の必要性並びに緊急度を勘案しながら、事業内容や積算等において十分に精査し、地方創生を優先課題とする国・県の動向を注視しながら町の活性化に向け積極的な予算編成といたしたところであります。

予算執行を通じ、町政の基本理念である「町政は、町民が幸せな生活を演じるための舞台づくり」を推進し、舞台づくりの次のステップとして花を咲かすことに努め、そのためには「人間・資源・財源」の３つの「げん」を大切にしながら、町制施行７０周年の記念すべき年を飾る町政運営に取り組む決意であります。

結びに当たり、平成２８年度も引き続き、議会を初め関係機関はもとより、町民のご理解とご協力をお願いいたし、厳しい行財政の環境にありつつも、そして次なる新たな発展のために最大限の努力を傾注いたしたいと決意を新たにいたし、所信表明といたします。

末尾のほうに具体的な施策として、４ページにわたって具体的な事業内容等も含め掲載しておりますが、せっかくですので一部コメントを加えておきたいというふうに思います。

まず、１番の産業振興であります。先ほども申し上げたＴＰＰ国内対策への対応として、国・県並びの産地パワーアップ事業ですが、これは２７年度補正予算で

基金事業として取り組みなさいということでもあります。現在本町として希望しているのが、4,000万円余の事業費を要請しているところでもあります。

それから、②の新規地区の事業着工については、以前からいろいろ議会等でもご指摘いただいております知名地区の地域防災・減災事業として、ため池の整備をする予定で、現在新規事業として上げています。また、新規事業の採択に向けた調査の業務を、知名南西部地区として以前から議会でもありました住吉の基盤整備の採択に向けた作業を進めます。

それから、⑤農業委員会の法改正であります。ご承知のように、農業委員会の制度が昨年改正されまして、28年度から改正に基づく制度がスタートするわけですが、本町の農業委員は任期が来年ですので、それまでは一応現行どおりだということになります。このことについては一般質問にもありますのでやりますが、いずれにしても法の改正に基づいた対応をしなくちゃならないということでもあります。

それから、7番のちなブランド推進事業の導入で、これは地方創生事業の交付金を活用して、現在申請をしているところでもあります。

次に15ページで、加えていただきたいんですけども、3行目に出産環境支援事業の前に書き漏れがありました。幼児教育の段階的無償化への拡充ということで追加をいたしたいと思っています。これは、国の法の改正がまだはっきりしておりませんが、予定としてはほぼ確実だと思いますが、これまで従来のひとり親の年収の関係で第2子が小学校3年までの子供たちの家庭について、第2子以降は半額ということでした。新年度から第2子以降の年齢に関係なく、360万円以下の家庭に対して、第1子が現行の半額、第3子以降が無償というように制度が変わりますので、それに組み込んでまいりたいというように思っております。

それから、⑥のインフルエンザについては、現在65歳以上の高齢者の皆さんには3,500円に対して町助成2,500円を行っていますが、18歳未満の子供への接種を新たに設けまして、1回目の3,000円に対して2分の1の助成をするということで予算化をしているところであり、また乳がん検診の関係で、私は余り詳しくわかりませんが、マンモの検査が非常に、現在やっていますけれども、いろいろ聞きますとやはり発見の確率が高いのは超音波検診だということのようですので、その超音波検診車両の輸送を実施、多くの皆さんに、特に20代、30代の若い世代が必要とするというふうに聞いておりますので、そういった皆さんへの検診の機会を拡大するというところにいたす予定であります。

⑦、昨日設置が完了したところですが、町民体育館の2階のものの会議室にトレ

ーニングマシーンを設置しました。これは地方創生の２７年度の加速化交付金で活用してやるものですが、すばらしい機材が入りましたので、今しばらく機器の取り扱いの指導をしないとイケませんので、インストラクターの養成等も含めてやり、それが整い次第一般の皆さんの利用を図りたいというように思っております。

それから、３の教育の充実では、現在着工中の田皆の運動場がおおむね９月ごろには完成すると思いますが、それを継続して実施すると。その関係で田皆小学校のグラウンドが若干変わりますので、田皆小のグラウンドの再整備を図るということです。

それから、１６ページの③、住吉並びに上城幼稚園が２７年度をもって閉園するわけですが、その子供たちへの送迎の関係もありますが、閉園による園舎の利活用を現在検討中であります。また、その利活用策が固まればご報告する機会があるかと思えます。

それから、大きな４番目の⑤です。

現在、防衛省の民生安定事業で田皆地区の公民館の建設中ではありますが、引き続き余多地区の公民館として、現在防衛省との折衝に入っております。ただ、最終的にどういった形になるか、防衛省でできるのかどうか、あるいはまた他の事業を使ってするか、まだ最終であります。現段階では防衛省と折衝しているところであります。

それから⑥で、老朽化したごみ収集車が２台ありますが、そのうちの１台を更新いたします。

それから⑦で、議会でもたびたびご指摘いただきました、小米古里線の舗装を今年度から、２８年度からスタートいたします。あわせて知名新城線、レーダーサイトの前後の舗装をやる予定であります。

それから、橋梁関係が今非常に話題になっているわけですが、その長寿命化計画に基づいた作業を現在進めているところです。

それから、知名Ｃ団地ですが、本体工事が現在造成については発注済みですが、造成が終わり次第、早い段階に建物本体の工事を３０年度までかけて計画しますが、２８年度は１棟８戸建ての１棟の準備をしております。

それから、白浜団地については長寿命化対策として外壁及び屋根の防水工事を行います。

それから、⑧交通安全対策として南国石油から役場の、名村モータースまで、側帯が今白い線になっていますけれども、それをブルーのラインにして、通学路ですよ、気をつけてくださいという印にその路側帯にカラー舗装をする予定であります。

す。

それから、⑩消防車が、上平川の分団の配備車両が老朽化しておりますので、新規に更新をする予定であります。

それから⑬、これは平成26年度の補正で、27年度に各町内の公民館6カ所、防災対策拠点施設として改修を行ったところですが、27年度の補正でも追加をいただきましたので、4カ所改修をする予定であります。

それから、5番目に財政基盤の強化関係で、先ほど来、施政方針でもたびたび申し上げておりますが、地方創生への取り組みは喫緊の課題でありますので、地方創生の深化に向け、さらに国の指導案ですと28年度中に今の地方創生に基づく地域再生計画を策定しなきゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、それに向けた事業をいたし、その地方創生の深化については現在4件申請中であります。今月の下旬、国の審査を受けないといけないものですから、採択されればいいなということで、今いろいろ検討しているところですが、一応4件申請をしております。

それから、③については人事評価制度が導入されますので、私どもとしても人事評価制度を導入して、職員の士気高揚に努めたいと思っております。

それから、⑤はふるさと納税の先ほど申し上げたとおりですが、今回特に28年度は国の税制改正もありまして、企業版のふるさと納税がどうもできそうですので、これまでは個人を対象にした制度でしたけれども、今後住民税、事業税等について拡大するわけですので、本町とかかわる多くの企業等もごございますので、個人のふるさと納税に加えて、企業からの、法人からの納税もPRをして財源の確保に努めたいと、かように思っております。

それから、大きな6番目に、議会でもたびたび指摘いただいたと思いますが、地域おこし協力隊を年度に導入するというので、今希望する地区と協議をして早い時期に導入の受け皿の整備と実際の募集をいたしたいというように思っております。

最後になりますが、④については先ほど申し上げたとおり、町制70周年記念のさまざまな事業に取り組んでまいりたいと思います。今後の実行委員会等で検討し、その都度議員の皆さんにご報告できることもあるかと思っております。よろしくお願いいたします。

時間がかかりましたけれども、以上で施政方針といたします。

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（今井吉男君）

これで町長の平成28年度施政方針表明を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休 憩 午前 11 時 44 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 7 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第 7、一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可します。名間武忠君。

○ 3 番（名間武忠君）

こんにちは。午前に行われた町長の平成 28 年度施政方針を含めて具体的な施策の説明がありましたけれども、これ等を含めて一般質問をさせていただきます。

議席 3 番、名間武忠。

1、地方創生事業関連について。

政府は従来の補助金では対応できない先駆性・独創性がある試みには重点的に交付金を手当てするとしている。今回策定される「知名町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関し、次の点についてお尋ねします。

①平成 28 年度当初に予算化された関連事業について、事業名、事業費、事業内容等の資料提出。

②若者の定住につながる「地域おこし協力隊」等の導入、また雇用対策として企業誘致を積極的に図る必要はないのか。

③婚活支援として、未婚男女の出会い場の設置や結びつきをサポートする民間の世話人を任命する考えはないのか。

④地方創生事業は本町にとって重要な業務であり、行政組織の改編や専任職員の配置等を検討する考えはないのか。

2、町制施行 70 周年について。

町制施行 70 周年について、第 1 回記念事業実行委員会が 2 月 15 日に開催され、記念式典及び祝賀会をことしの 11 月 6 日に決定、さらに事業推進方針や事業計画等についても協議、決定がなされた。今後、事業推進本部において企画・実施、全体調整を行うとされているが、次の点についてお尋ねします。

①現存の知名町誌は 57 年 6 月発刊され、以来 35 年を経ており、今回「続・知

名町誌」として計画されている。発刊までの計画・年数はどのように考えているのか。

②70周年を記念とした「知名町音頭」について。

ア、歌詞についての応募状況、また曲を本町とゆかりのある作曲家との交渉、実現見込みについて。

イ、歌手についてはどのように考えているのか。関西で活動されている本町出身の「美城旭さん」を検討してはどうか。

ウ、完成はいつごろ、どのように発表されるのか。また、町民や町に縁のある皆さんに親しまれ、持続的なものとするためにどのような方策をとられるのか。

③役場新庁舎を平成32年度末までの建設目標を設定されているが、財源の庁舎建設基金について、最終的な積立金総額及び各年度の積み立てはどのような計画なのか。

3、奨学資金貸し付けについて。

昭和56年4月に奨学資金貸し付け基金の設置、以来多くの奨学生に活用されているが、「教育・文化の町」を宣言する本町にとって、さらなる利用促進・充実を図るために貸し付け基準の緩和等が必要と考えられる。次の点についてお尋ねします。

①現在の基金総額、貸し付け額及び貸し付け人数。

②本年度の申し込み者及び貸し付け決定者数。

③貸し付け対象及び要件に「家庭の経済的理由」を追加、及び選考基準について家計基準の緩和措置の必要性はないのか。

④基金額上限は1億円以内とあるが、上限の見直しと一般会計からの繰り入れによる基金増額は必要としないのか。

⑤特別奨学資金生に農業関連者を追加し、農家の後継者育成と若者の定住促進に努める必要はないのか。

⑥「地方創生枠」等を活用した給付型及び一部免除の拡充は図れないのか。

以上。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの名間議員のご質問にお答えいたしますが、大きな3番目については教育委員会所管事項ですので、教育長をもって答弁いたす予定ですが、再質問について私のほうからお答えしなきゃならない部分等がありましたら、その都度お答えをいたしたいと思います。

まず、1番目ですけれども、お手元に資料を届けてありますが、本町においては

自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を観点に積極的に取り組んでいくところであります。

これまで町として展開した事業そのものが地方創生の取り組みだと考えており、その中でもまち・ひと・しごと創生の5原則、1つ目に自立性、2つ目に将来性、3つ目に地域性、4つ目に直接性、5つ目に結果重視の5つを勘案し、平成28年度地方創生関連事業として位置づけております。

お手元の資料のカラー刷りのものがあると思いますが、基本的に狭い意味で言えば、地方創生の名でもっている国・県に申請した事業そのものが地方創生だけじゃなくて、いわゆる地方創生が狙うのは何なのかということは、今言いましたように、5つの原則の中で私ども町でやっているもろもろの事業そのものが地方創生につながるものだというように位置づけ、たてつけを考えておりますので、地方創生という名のもとで国・県に申請した部分と、加えて地方創生の趣旨とする地域の活性化との関連する事業については、今申し上げました地方創生関連事業として捉えているので、まずそのことを前提にご理解いただきたいというふうに思っております。

後ほどその事業等についてご質問があれば、お答えいたしますが、地方創生そのものの国・県に申請した部分と町単独の関連事業として一覧してありますので、お目通しいただきたいと思います。

2番目に、地域おこし協力隊の導入については、平成27年度中に地方創生先行型交付金事業費の補助金を活用した「知名に住み隊員育成事業」を実施する中で、集落課題の掘り起こし、地域おこし協力隊の受け入れ等へのサポート体制の構築などが整いましたので、平成28年度に1名導入する予定であります。

地域おこし協力隊の導入集落は、「知名に住み隊員育成事業」導入の知名字、田皆字へ導入することを狙いとして、それぞれの集落と現在協議を進めているところで、それぞれの地域に地域づくりに取り組んでいただきたいというふうに思っています。

企業誘致につきましては、雇用対策として有効な手段であり、地方創生総合戦略の中で随時検討して、地域の特性を生かした企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

③です。

人口減少を克服するためには、出生率の向上が必要であります、その前提としての結婚は重要な課題であると考えています。

現在のところ、婚活支援としての民間の世話人を任命する予定はございませんが、

地方創生総合戦略の中で結婚応援宣言を行い、婚活を支援していく予定です。具体的には、青年団や商工会等民間の自主的な取り組みを支援していきたいと思っています。

後で予定しています地方創生の総合戦略の中に、今のご質問の件についても、いわゆる結婚応援宣言という各テーマを設けて掲載してございますので、その段階でまた詳しくご質問があればなというふうに思います。

④です。

本事業は地方公共団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じてきめ細かな施策の観点から創設され、本町においても積極的に取り組んでいるところであります。

本町の体制は、27年度から企画振興課職員を1名増員し、本事業をメインに取り組んでいるところであります。

国においては、本事業について各団体の取り組みの必要度及び取り組みの成果について検証することとしていることからして、本町においても行政組織の改編や専任職員の配置等にさらに検討を加え、スムーズな執行体制の構築をしてまいりたいというふうに考えております。

大きな2番目です。

行政報告でも申し上げましたとおり、この件に関して既に役場内に推進本部並びに第三者を交えた記念事業実行委員会を発足させて、概要については先ほど申し上げたとおりであります。そのときに申し上げたと思っておりますが、今回のご質問の①、③については、具体的にどのような形で取り組むかについては今後の検討を行い、特に実行委員会等も発足しましたので、その委員会等の協議を進めながら、ではどうすべきかということを詰めていきたいということをまず前提にご理解をいただきたいと思いますし、そのことによる28年度当初予算への予算計上もいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいというふうに思います。

そういう前提の中で1番目ですが、現在の知名町誌は、有識者で組織された編集委員会において約5年の歳月を費やし、発刊に至っているようであります。資料の収集、原稿の執筆、校正などの編集作業を考えますと、恐らく5年程度の期間は必要ではないかなと考えております。

なお、「続・知名町誌」の発刊は、まだ案の段階ですので、どのような組織で編さん作業に取り組むか、これから具体的な検討に入っていきたいというふうに考えていますので、その程度でご了承くださいと思います。

アですが、現在、知名町の音頭の歌詞の募集は2月29日で締め切っており、町

内から8件、島外から5件の計13件の応募がありました。作曲については、募集要項で知名町で制作することとしており、今後、本町とゆかりのある作曲家を含めて交渉に入っていく予定であります。

なお、やはり音楽ですので、作詞と作曲が完全に分離されるものじゃなくて、やっぱり作曲する以上は作詞の段階で作曲できるのかどうか。ああいういろんな関連ありますし、歌詞が決まってじゃ作曲できるのかということもあるし、また依頼する作曲家の意向も踏まえて作詞を方策するとか、いろいろ段階を踏まないと、作詞は作詞、作曲は作曲という別個の考え方では非常に難しいものだというふうに、また専門家からも聞かされていますので、そうした連携がとれるような過程を踏んでいきたいというふうに思っています。

当然、でき上がれば、じゃ誰が歌うかということになりますが、歌手については曲ができた段階で作曲家や関係者と協議を行い、決定いたす予定であります。また、現段階で特定の歌手から正式にオファーがあるわけではありませんし、私が特定の歌手に正式な依頼をした経緯はございませんので、今後の中で歌手を選定してまいりたいというふうに思っております。

ウのほうですけれども、今募集している音頭については、町制施行70周年を記念して制作するものでありますので、11月6日に開催します記念式典において発表することを予定としています。

新たに制作する知名町の音頭については、本町が将来にわたり「花ひらく夢ひらくまちフローラル知名」として発展する願いと、町の一体化のさらなる醸成を図るために町民の皆さんに愛され、親しまれるような音頭を制作することを目的としていることからして、発表後はふるさと夏まつりや町民体育大会のマスゲームなど、幅広く踊っていただくほか、エイサーやよさこいなども踊れるような曲も制作することを検討しております。

また、踊りの振りつけに当たっては、今回発表する音頭が町民の皆さんに親しまれるようなものにするためにも、町民の皆さんが覚えやすい振りつけにする必要があると思って、今後そこらも含めて検討していきたいというように思っております。

③ですが、具体的な基金の問題あるいは年度関係のご質問もありますけれども、まずその前提にあるものだと思うのが、場所をどうするのか、事業規模をどうするのか、要するに役場規模をどうするのか等々、やっぱり総合的に勘案しないと事業費が決まらないわけですので、もちろん今、庁舎建設基金を創設して基金の造成をしておりますが、どの程度になるのかははっきりしませんので、庁舎の規模にもよりますので、そうしたことを含めて予定しております新庁舎建設基本構想委員会なる

ものに検討して、これはもちろんもう長く期間がかかると思います。そこで検討をしていきたいと。その段階で例えばどの程度、財源が必要ですので、基金の活用をどうするのか、あるいは基金以外の補助事業あるいはいろんな事業があるので、そこらの財源確保をどうするかということも含めてしないといけないというふうに思います。もちろん基金を創設していますので、基金のことも大事ですが、それ以外の今申し上げた建設構想そのものがやっぱりある程度煮詰まった上で、じゃ、財源手当をどうするかということで行きたいと思うので、お答えになるかわかりませんが、そういった中で基金の問題を扱っていきたいというふうに思っています。

なお、今、庁舎も建設して古くなっていますし、場所をどうするかということです。現在の役場は行政サービスの拠点でもあるし、防災関係のまた重要な機能を持っていますので、使いながらどうするかということも問題ですし、移転となれば住民のコンセンサスも得ながら作業を進めていかないといけないので、それをどうするか。もし移転した場合には新たな用地を確保しないといけないわけですので、新たな用地の財源をどうするのか。あるいは、それに加えて現在の文化ホールの周辺に確保してある用地をどう活用するか。さらに、空港寄りの今賃借している事務所がおおむね現段階では30年めどですが、完成後のあの事務所をどう活用するのか等々がありますので、そこをじゃどう位置づけるのか。そして、最終的に役場の庁舎の規模あるいは内容をどうするかといったことも総合的に検討しないといけないわけです。そこらを早期に今こうするんだということじゃなくて、先ほど来申し上げているように、検討委員会で十分練って、最終的な事業着手ということになりますので、年度等についてもどうなるかははっきりしませんので、そこらもご理解をいただきたいというふうに思います。

3番については教育委員会のほうからお答えいたします。

○教育長（豊島実文君）

大きな3番の①にお答えします。

基金の直近の決算時期である平成27年3月末現在の基金残高は1,553万1,581円となっております。

平成27年度の貸付額と人数は、大学・専門学校生が24人で1,152万円、高校生が2名で48万円、特別奨学生が1名で60万円となっており、全体で27名に年間1,260万円の貸し付けを行っております。

次、②にお答えします。

28年度奨学生の募集には5名の申し込みがありました。進路の内訳は4年制大学2名、短大2名、専門学校1名で、去る2月19日開催の奨学生推薦会において

5名全員の採用が決定されました。

次、③についてお答えします。

奨学資金制度は、そもそも経済的理由により進学が困難な方々を支援することを目的にした制度でありますので、その辺は十分考慮して運用しているところであります。

条例上、経済的理由という文言は見当たりませんが、その運用に当たっては別途選考基準において次のように方針を定めております。「貸付対象及び要件について規定する条例第4条に該当する者で進学のお機会に恵まれない者、又はこれらの学校での修学が困難な者について、学業、人物、健康及び家計の状況について総合的な判定を行ったうえで選考する」こととしております。

また、家計基準については昨年度から収入基準を定め、その中で世帯の家族数、就学者数などによってさまざまな控除対象を設けるなどの緩和措置を講じています。

次、④についてお答えします。

①でお答えしたとおり、平成27年3月末で1,553万1,581円となっており、上限には余裕があることから、今のところ基金の上限の見直しは考えておりません。

しかしながら、このままでいくと、基金は平成30年度あるいは31年度には枯渇するおそれがありますので、一般会計からの繰り入れまたは神川財団、ふるさとまちづくり基金などの活用ができないか、財政との協議を進めていきたいと考えております。

次、⑤についてお答えします。

特別奨学生の制度は、当時の医療、介護現場での極度の人材不足を補う方策の一つとして、免許・資格取得に少しでも寄与できないかということで導入されたいきささつがあります。このように、農業関連についても具体的な必要性または要望などがはっきりすれば、制度としての検討は進めていけると考えています。

なお、農家の後継者育成と若者定住については、農水省の青年給付金事業など手厚い事業も行われているようです。このような制度の積極的活用を町全体として進めていくのも一つの方策だと考えます。

次、⑥についてお答えします。

県が返還不要の給付型奨学金制度の方針を打ち出した時期に、本町での給付型奨学金制度の可能性について検討を加えるよう町長からの指示があり、教育委員会でも検討を行い、意見を取りまとめたところであります。

教育委員会の総意としては、現行奨学金が多くの方々の浄財により成り立ってい

ることを十分に尊重・認識することが必要である。したがって、新しい奨学金は全額給付型ではなく、一部給付型が望ましいという意見でありました。

また、一部給付型であっても資金となる財源確保が必要なことから、他の自治体の奨学金の例を参考に、慎重に制度設計を進めるべきだという意見もありました。

以上です。

○3番（名間武忠君）

それでは、順に従って再質問をいたします。

1番の①ですけれども、先ほど一覧表をもらいましたけれども、その中で交付金については国費ベースとそれから事業用ベース、交付割合ですと約2分の1を限度として書いてありますけれども、きょうもらった資料、28年度の36事業、それから27年度繰り越しの3事業、39事業について一般財源おおむね3億円、事業用ベースが5億円ですけれども、それらの中の一般財源の3億円に対しては交付の率については、おおむね2分の1と理解してよろしいですか。

○町長（平安正盛君）

今のご質問受けて、先ほどの説明がちょっと不足だったかと思って、改めて確認をいたしますが、先ほどの図で説明すれば、町として、自治体としていろいろ、もろもろ事業しているわけです。知名町総合戦略の大枠の、要するに戦略としてはいろいろありますので、その中に交付金事業と一般財源事業がありますよと。その交付金の部分が右側にいきまして、タイプ1からタイプ3まであります。この部分については、いわゆる国が出す交付金の対象になって、現在は10分の10もありますけれども、新年度から事業費ベースで2分の1になりますよということです。

一方、茶色の分、一般財源でいわゆる町単事業というものは、いろいろ総合戦略の中にも基本目標1から4まで設定をして、それぞれの事業が町にとって地方創生につながる事業ですよということです。今のご質問はこの部分ですので、当然全く交付金とは関係ない。いわゆる狭い意味の交付金事業とは関係ない、純粹の町単です。ただし、地方創生は何なのということでやっぱり地域の活性化、自立性云々をやるためにやります。地方創生の戦略にもありますように、基本目標1から基本目標4にそれぞれの項目にまたがって、それに合う町単事業は関連事業として取り上げています。これが今、皆さんにお示したそれぞれの事業の一覧ですので。そこをちょっと誤解のないようにお願いします。

○3番（名間武忠君）

町の自主財源の乏しさからいいますと、当然、補助交付のない事業についてはどうにも大変厳しいのかなという感じはするわけなんですけれども、創生総合戦略に

乗った事業については、これからあと31年までの5カ年間というようなことがありましたので、これについても今のような進め方でやっていくということになっていくわけですか。

○町長（平安正盛君）

どう言っているのか私も迷っているんですけども、いわゆる町の一般財源、この茶色の部分は当然補助事業もありますし、いろいろあるわけですね。財源手当てでもできる分、それから純粋に町単事業と等々ありますので、それは従来どおり補助事業はいろんな形の導入を図りますよということです。やはり、最終的に狭い意味の地方創生関係はブルーの部分ですので、今後総合戦略に応じて毎年国の審査を受けて採択されるわけですので、その分についてはこれは別途するという、この分についてはもちろん補助事業等々ありますので、私の答弁も悪いのかもわかりませんがそういう事情です。

○企画振興課長（榮 照和君）

総合戦略の中で新型交付金でやっていく事業につきましては、ある程度方針が決まりまして、タイプ1の先駆タイプと、タイプ2の横展開タイプ、タイプ3の隘路打開タイプという事業があります。毎年、地方再生計画というのを年度の初めぐらい、2回あるんですけども、つくりまして、その中でタイプ1からタイプ2、タイプ3まで、各市町村2事業まで出せるんです。先駆タイプで2事業でもいいし、横展開タイプでもいいし、とにかくタイプ1、タイプ2、タイプ3から2事業を申請するというので、地方再生計画の中でこれから具体的などのような事業をしていくというのを申請しまして、内閣総理大臣の認可を受けて事業実施となります。先ほど町長がおっしゃいましたように、従来の一般財源で行っている事業も並行していくという形です。そして、毎年5年間、2事業ずつ申請していく予定です。

以上です。

○3番（名間武忠君）

創生事業につきましては、この後議会中に説明があるということですので、そのときに改めて質問させていただきたいと思います。要は、地方創生の人口減少歯どめ、克服とか、あるいは地域の活性化という大きな目的がありますので、あわせて実財源のできる限り少なくして事業がとれるような方向で、行政のほうで手だてさせていただきたいと思います。これは、これで終わります。

②の地域おこし協力隊については、平成25年3月の定例議会から議会で何回か質問が出されておりますが、今回2人の予定をなされているということでもあります。これについては、将来の定住にかけて大変いい事業だという思いをしておるわけで

すけれども、ことしは2名。次年度以降の計画も現時点で計画がなされておりますか。

○企画振興課長（榮 照和君）

今、名間議員の2名ということですが、1名を予定しております。当初予算のほうにも1名を予定しております。地域おこし協力隊を導入する前提として、平成27年度、ことし、知名に住み隊員事業というのを知名集落と田皆集落に導入いたしました。その事業というのは、字の課題、どういうことが字の人たちが困っているのか、どういうことが字に必要なのかということを1年間かけていろんな意見を出し合い、いろんな打開策を開いて、そしてそういう地域おこし協力隊を受け入れる体制が今のところは知名字と田皆字で整いましたので、28年度1名導入するという予定です。そしてその1名を見ながら、今後については協議していくとなります。

以上です。

○3番（名間武忠君）

郡内、県内を含めて大変多くのこの隊が入っています。その後の経過としても、定住になっているというような成果が得られておりますので、これから1人じゃなくて複数の隊員、あるいは毎年計画をして知名町の新しい風を吹き入れるというようなことにもなろうと思っておりますので、また若者との話し合いというようなこと等利点が多いと思いますので、積極的な導入を図っていただくよう要請をしたいと思います。

それから、企業誘致ですが、これにつきましては、これまでも何回も議会でも出ておりますけれども、人口増を図るためにはどうしても企業誘致というのは欠かせない一つの方法だと思います。そのようなことで、知名のまちのよさというのがあるわけですし、また町がそれぞれの土地の無償貸与とか、あるいは税対策とか、あるいは社員に対する何らかのメリットを与えるとかというようなこと等々含めて、沖洲会等などもあるわけですので、町長がトップセールスとして頑張っていたきたいなという思いがするわけなんですけれども、町長どうでしょうか。いろんな団体でも企業誘致については、動いておるようであります。成果を上げている自治体もありますので、ぜひこれについては創生事業の中でやっていただきたいなという思いでありますけれども、町長の考え方はいかがでしょうか。

○町長（平安正盛君）

一口に企業誘致と言っても非常に難しいんじゃないかなと思っていますところ。地域に合った企業は何なのと。雇用の確保できるんですけれども、従業員、従事者

の本当に確保ができるかどうかということもありますし、それから離島だというハンディがあって、例えばどの企業を誘致するかによって製品をどういった形で輸送するかと、そこにまたリスクもあるわけですので、地域に合った、特に離島においては、企業誘致も非常に難しいかなと思いますけれども、いかんせんやはり人口減の対策として今、地方創生云々でいわれていますので、やはりそれなりの企業誘致への取り組みはしないといけないわけです。地方創生においても、それぞれの現施設のあるいは誘致企業への制度云々もあるわけですが、そこらも十分検討しながら企業誘致を進めてまいりたいというふうに思っています。現段階でまだ公表できる状況ではありませんけれども、1社、今交渉している最中です。

○3番（名間武忠君）

過去の例もあるわけなんですけれども、今町長のお話から1社交渉あるいは望みがあるのかなという感じを受けるわけですので、ぜひ実績をつくっていただきたいなと思います。

③の婚活支援サポートですけれども、行政でなかなか難しいというようなことも以前言われておりましたけれども、結婚相談所とか見合い何々とかいうようなことが民間のほうでよくされておりましてけれども、鹿児島県内でも鹿児島市が結婚相談所というようなことを設けて、実績を上げておるようであります。というようなことで、行政で難しいというようなことになったときに、それでは民間の力をかりていいんじゃないかなという気がするわけなんです。民間人によっても、いろんなこのようなことを得手とするような人も数名か見ておりますので、そのような人たちを発掘、あるいは情報等を得て任命をすること、あるいは委嘱をすることによって実際に婚活が開かれて、その結果、結婚にたどり着くというようなことになろうかと思います。もちろん、結婚があるいは出産が前提ですけれども、その前はやっぱり婚活だという気がいたします。これについてもう一度町長からお聞きいたします。

○企画振興課長（榮 照和君）

婚活については、地方創生の中で5年間で2回ほど予定しております。というのは、民間の力をかりた、青年団とか商工会の方に中心になってもらって、青年団とか商工会のサポートを行政がするというふうな地方創生の中での予定はしております。

以上です。

○3番（名間武忠君）

いろいろと成功例がありますので、そこら付近を情報を得て、できる限りやって

いただけるような方法をとってもらいたいと。動かないことには始まらないと思いますので、とりあえずやってみるということは大事だと思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

④番の地方創生にかかわる組織の改編ですけれども、国はやっぱり地方創生担当大臣という石破茂担当大臣がおるわけですし、県もまた部署等の設置をして地方創生に取り組むんだという意気込みがあるわけなんです、国や県も。ということは、先ほど町長は企画振興課のほうで1名を割り当ててあるということですから、まだこの創生事業は本町にとっては大変重要かつ早急に対応しなきゃならないということ等から考えますと、やはりそれ相当の組織は必要だという気がするわけなんですけれども、改めてどうでしょうか。

今1名の割り当てがあるということですから、大変さっきから出ておりますように、窓口は広いという気がするわけですから、そこら付近の人員の配置あるいは役職等の職員の配置をして、知名町の意気込みを県や国に示すということもまた大事だと思いますので、その点いかがでしょうか。

○町長（平安正盛君）

いろんな組織でもそうだと思いますけれども、組織ができたからといって必ずしもその組織が機能化しているとはいえません。やはり組織を構成する、そういうことに人が動かないことにはその組織も機能化しないわけですので、単に議員ご指摘の質問においては、担当の職員を、専任を置くとか、専用の課をと云々はやはり必ずしもリンクしないと思っていますので、やはりそれを担当する職員がいかにか動いて、またそれを全部がサポートして一つの事業として成り立っているのかということがまず大事だと思って、そのことについては常に職員に言っていますし、先般もそのことは言いました。

今回の地方創生の事業は、単に企画一つの組織あるいは担当一人の仕事ではないですと、全職員が地方創生の一つの認識を持って、共通理解で取り組まないといけないわけですので、だから例えば組織をつくったから云々ではないというふうにして、まずは職員の意識改革が必要だということを常に課長会でも先般の推進本部でもそのことを言って、やはりみんなが共通理解、共有しながら地方創生に取り組んでいただきたいということは強く要請をしております。

しかし、とはいえやはりそれを取りまとめるかという職員はどうしても必要ですので、27年、昨年の4月からその枠として1人配置をしておりますので、その職員が今取りまとめを作業をずっと進めておると。その1人で十分なのか、あるいはもう少し体制と云々はまたいろいろ評価の分かれるところですので、3月の人事の

作業の中でそこらも含めて検討したいというふうに思っています。必ずしも課の要望どおりいけるかどうかは非常に疑問があります。

○ 3 番（名間武忠君）

限られた人員ですので、そこら付近は町長のほうで 4 月人事に向けてできる限りそのような方向にしていただければというようなことで要請をしたいと思います。

2 番の町制施行について移ります。

現在、「続・知名町誌」については検討だというようなことでありますし、年数についても 5 年程度予定しているというようなことで、具体的なことは次の実行委員会というようなことになっておるようであります。

ただ、思いますのは既存の知名町誌が、期間が 21 年 9 月に町制施行が始まって、昭和五十五、六年、おおむね 35 年が経ているわけなんですけれども、その間は戦後の復興あるいは日本の復帰や経済成長などで生活環境が大変大きく変わった時代背景があります。現在はどうかという、先ほどから地方創生にも出ております人口の減少、あるいは高齢化、さらには社会保障のあり方等についてのいろんな課題が山積している中での町誌編さんということになるだろうと思っております。これから次世代へつなぐ歴史として大変重要な知名町誌になろうかと思っております。これにかかわる編さんの皆さん、あるいはまた関係者の皆さんのご苦勞が過大なものになろうかと思っておりますけれども、頑張っていたきたいなということを感じております。

②番の知名町音頭についてですけれども、アについての現在歌詞の応募状況は町内の 8 件、町外の 5 件合わせて 13 件が出ているということでありますので、どのようなものになって、どのようなことで決定されるのか、これは楽しみにしたいなと思っております。

曲については、知名町にゆかりのある方というようなことで前回お聞きをしたわけなんですけれども、歌手についてもこのとおりでありましたので、どのような方がなられるかわかりませんが、いろいろ県や日本で活躍されている方もいらっしゃると思いますし、その人をお願いするのかわかりませんが、すばらしいものができればなと思っております。

今は固有名詞、美城旭を出しましたが、美城旭については知名町の瀬利覚出身でもありますし、これまでの実績を見ても「めおと花」は瀬利覚の老人会のテーマソングになったり、「島情」もよく町長が歌われて何回もそばで聞かされて、大変よかったなと個人的には思っておりますし、また「永良部よいとこ音頭」とか「知名町音頭」とか、いろいろなものを出しておるわけなんですね。実績については申し分

ないと思っております。ただ、町長が先ほど話されました歌詞、あるいは作曲家等のいろんなこういうつながり等もあるということでありましたけれども、でき得れば知名町の出身でもあるというようなこと等から、さらにはこのような実績もあるということ等を考慮して、作家の先生でもいろいろあろうかとは思いますが、できる限り採用のほうに向けた話をさせていただければいいのかなと思っております。

美城旭は現在20曲ほど出しておりますし、その中で10曲ほどはカラオケ通信でそれぞれ配信もされているというようなことで、大変関西では名も聞いておりますし、そのような方ですので、ぜひ採用できるような方向でもっていただければありがたいなと思っております。

それから、完成は11月6日ごろと言いますが、音頭ものですのでやっぱり祭りとか、あるいは踊りというような感じをすると夏を思わせるわけなんですけれども、夏の盆踊り等含めてですね。11月に発表するとちょっと時期的な問題がどうかという感じをするわけなんですけれども、できればことしの夏祭りあるいは各地域でする盆踊り等でこれが披露できて、70周年の記念知名町音頭だというようなことのほうがタイミング的にはいいのではないかなというような気がするわけなんですけれども、これについてもぜひ考慮していただきたい、検討していただきたいなという思いであります。

それから③の役場庁舎ですけれども、役場庁舎を32年度末までに建設をというようなことで、町長の庁舎建設に対する意気込みを感じるわけなんですけれども、ただ先ほど聞きますと場所や規模の問題、あるいは文化ホール事務所あるいは時間的な問題等も含めて、なかなか決められないよというようなお話のようですけれども、場所あるいは規模等はともかくとして、金の準備はしておく必要が大事だと思います。家庭の家をつくるにしても、当然貯金をして家をつくろうということになるわけですので、ゼロからの出発というのは大変難しいのかなということに、これまでも庁舎建設についてはいろいろ意見が出たわけでありしますので、やはり一定の積み立ての金を準備して、庁舎の建設が実現に近づくのかなという感じをするわけなんです。

今、積み立ての基金を見ますと、8,700万円は積み立てがあるというようなことになると、現在、平成4年に庁舎基金積み立ての設置条例がなされたわけでありまして。そうしますと今日までおおむね24年ぐらいかかっておるわけなんですけれども、そうしますと毎年1,000万円は下らない範囲で庁舎基金の積み立てをしなければならないと条例でうたわれておるわけですので、そうしますと27年になると今は2億7,000万円の金はないといけないということになるわけなんです。

れども、残念ながらいろんな財政事情で取り崩さざるを得ないというようなことです。そこで財政調整基金が今これを見ますと9億3,700万円というのが今、財政調整基金があるわけですので、その一部を庁舎建設基金に回すことは考えられないのか、それに関してはいかがでしょうか。

○町長（平安正盛君）

決してゼロからスタートしようと思っていないし、現在も基金にありますので、ただこれが適正な金額かどうかということは先ほど申し上げたように、今後の検討いかんによって当然これでは不足するわけですので、どうしましょうと。現在、先ほど議員からありましたように、基金の残高8,700万円ですので、今年度また1,000万円、これは造成をしないといかんわけですので、そうしたこれから先の何年かにまた基金の造成にも努めますし、その後の町の財政状況によって、それ以上の積み増しもすることも考えられますので、決してこの数字でゴーサインということではありませんので。先ほど申し上げたように、例えば過去の例も恐らく10億円近い事業費になると、ほかの町さんの例も見て、こっちがどうのこうのじゃないけれども、おおむね例えば10億円とした場合に、10億円の財源内訳どうするのか、補助事業なのか起債なのか、あるいは庁舎建設基金で充てるのかといったいろんなこともあるので、まずはやはり場所を決め、そして規模を決めて、じゃ、それに合う財源の内訳として確保するわけですが、ただ、これから現在繰り越し等も含めて財政のほうには、おおむね27年度末で1億円ぐらいを積み増せと。それから、今、地下ダムの地元負担の分が基金に積み上げているわけですが、それが2,000万円、当然30年度の予定で終われば一括償還ですのでそこらも、といった今後の財政状況も見ればそれなりに庁舎建設基金としては確保できるんじゃないかと。もちろんそれでは足りませんので、あと補助事業を入れる、起債を充てる等々もあります。特に補助事業についてはいろんな角度がありますので、そこらも十分検討をして、財源確保には努めたいというふうに思います。だからということで、庁舎建設云々も必要ですけれども、特にそれにこだわらずに、やはり財源内訳も参考にしながらやっていくということでご理解いただきたいと思います。

○3番（名間武忠君）

沖永良部で隣の町が近いうちに庁舎建設をするようなことになったときに、知名町もこのような準備をしているよというような姿勢は示す必要があるのかなと。それは町民の一人として思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

3番の奨学資金についてですけれども、教育は先行投資だと思っております。子

供が高校の18年、大学の22年間卒業していくわけですが、父母の、両親のご苦労は大変なものがあったらと思うております。子供はそれに伴ってありがたいこととか、あるいは感謝のことを心に思うわけであらうと思うております。奨学資金についても同じように先行投資だと思っております。それをするによって、今はやりの地方創生にもつながるのかなということを感じております。町から奨学資金の貸し付けを受けると、その奨学生は町に対するありがたさ、感謝が出てくるだろうと思っています。卒業した暁には、地元に戻って自分の技術あるいは能力を十分に発揮して、何らかの貢献をしたいというようなことになろうと思っています。帰ることによって人口減少、若者の減少の歯どめがかかるし、またそれぞれの能力でまちの、地域の活性化にもつながるのかなという気がいたしております。そして、所得があるわけですので、納税をするというようなことになろうと思っています。

残念ながら都会に出ていくことによって、先ほどからありましたふるさと納税のこともしっかりです。今、町の広報に毎月5名から10名程度の皆さんのふるさと納税があるわけなんですけれども、そこに今言った奨学資金を受けた皆さんが、ふるさとに対する郷土愛を持って納税をすることによって、若い人がするから先輩方あるいは町に関係する方、縁のある方などがされるんじゃないかなと。そうすることによって多くのふるさと納税が可能になってくるという気がいたします。というようなことで、奨学生は先ほどは5名ということでありましたけれども、私はできる限り多くの皆さんが奨学生に受けられるように、受給されるように願う一人であります。そのことによって、町への思いが出てくると思っておりますし、ただ先ほどからあと10年すると資金が枯渇すると、教育長のお話でしたけれども、資金が枯渇する前に、ぜひ資金の増を図ることは必要だと思います。

それと、今ここにありますように、全体を通して農業に対する思い、知名町は農業立町ということでキャッチフレーズがあるわけですので、先ほどのこのように医療関係についての特別奨学生は11業種うたってあるわけなんですけれども、この欄に農業のほうはぜひ加える必要があらうと思っています。そのことによって農業者の後継、あるいは若者の育成等につながると思うわけなんです。そのようなことで、いつも他の人の寄附だけを今頼っているというような状況なんです。これにやはり教育と文化のまちを宣言して、それから町の農業立町をキャッチフレーズにして、少子高齢化の克服を、歯どめをしようというようなときに、若者の流出、この間高校の卒業式があったわけですが、99名の卒業の中で1人だけ残るようなことを聞いております。知名町は、残念ながら全員が一度は島外に出るという

ようなことです。ですから、永良部のよさ、あるいは永良部に対する思いを若い皆さんが持って、都会に出たとしてもまたUターンして帰って、この永良部のためにやるんだというような思いを持たせるようなことが奨学資金の、奨学生のもう一つのモットーだという気がするわけです。

ですから、もちろん経済的な奨学生の助成をする、これは大きいことでありますけれども、ずっとと言われております地方創生と絡めた奨学資金にしていきたいというようなことで、教育長に一つ伺いますけれども、これまでは給付金で頼っておった奨学資金の積み立てを、ぜひ一般会計から町長と総務課長と財政課長と話をして、それ相当の額の教育ということで、ぜひ基金の増額をお願いして知名町のまちは知名と文化のまちである、農業立町である。あわせて奨学生に対する温かい思いやりのある知名のまちであるというようなことがつけ加えられるように、あるいは他の地域からも知名町はこういうことをやっているんだと、胸を張って若者にもまた帰ってこいよというようなことが、これが地方創生ではなかろうかなという気がいたしております。

町長のご英断を期待いたしまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今井吉男君）

これで、名間武忠君の一般質問を終わります。

次に、福井源乃介君の発言を許可します。

○12番（福井源乃介君）

それでは、議席12番、福井源乃介が一般質問を行います。

まず、1点目は、農業委員会法の改正についてであります。

国の農業委員会法の改正により、本年4月1日から随時、次期新制度がスタートをいたします。今回の改正の目的は農地の流動化、担い手への集積・集約化、さらには耕作放棄地の発生防止と解消、さらには企業と新規参入、法人化等々で非常に期待をするところでありますが、一方で新制度変更に対する戸惑いも感じているところでもあります。

そこで、①本町における農業委員、及び新設される農地利用最適化推進委員の定数と地区割り、また月額報酬はどうなっていますか。

②農業委員と農地利用最適化推進委員の業務が明確化されるとのことですけれども、町民に皆様に理解できるように具体的な説明を求めます。

③農業委員と農地利用最適化推進委員は、これまでの公選制から町長の任命制となっておりますが、どのような手続を踏んでいくのか。

④行財政改革とはかけ離れた感が否めませんが、農業委員と農地利用最適化推進委員をどう機能させていくのか。

2点目は、フローラルパークの整備についてであります。

フローラルパークは開園以来、多くの町民が集う場となっております。より充実した公園になるよう、ゴーカート場跡地から海岸、屋子母側にかけて整備をする必要があります。例えば、海や夕日・鯨が見えるウッドデッキの設置や、湧水を利用した噴水、ウォータースライダー等の施設整備等の計画はできないか。

3点目は、教育の振興対策についてであります。

本町の教育の大事な柱として、読書活動の推進・充実による心豊かな児童生徒の育成とありますが、現実には司書補が兼務であったり、配置されないなど学校間に格差や温度差があります。小学校・中学校7校全てにきちんと配置をして、読書環境を充実させるべきではないか。

以上のことについて、町長、教育長、各担当課長の前向きな答弁を求めます。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの福井議員のご質問にお答えいたします。

なお、1番と3番については、1番は農業委員会の事務局長、3番は教育委員会でもって答弁いたします。

大きな2番ですが、フローラルパークは町民の触れ合い、健康増進及び福祉の向上を図るために設置されたもので、テニスコートや遊具施設が設置されています。町としましても、フローラルパークをさらに多くの町民の皆さんに利用していただくため、本年度はとりあえず地方創生先行型の知名町創生子育て環境改善事業でブランコを設置するほか、施設の有効活用の観点からゴーカート場において、親子で楽しめる乗り物の遊具を設置する費用として、28年度の当初予算に計上済みであります。

今後も、町民の憩いの場としてのフローラルパークの整備に努めてまいりたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○農業委員会事務局長（川野兼一君）

それでは、福井議員の農業委員会法の改正について答弁を行います。

まず、①番目の本町の農業委員、及び新設される農地利用最適化推進委員の定数と地区割り、月額報酬はどうなっているのか。

本町の現在の農業委員の定数は、選挙委員が10名で、選任委員7名、内訳としては議会推薦4名、農協推薦1名、共済組合推薦1名、土地改良区推薦1名の合計

17名となっています。

今回の法律改正により、今までの選挙・選任制が廃止され、農業委員の選出方法が市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本になります。

本町の現在の農業委員の任期は、平成26年7月20日から平成29年7月19日までの3年間となっており、任期中は旧法が適用され、引き続き在職することになります。

さて、ご質問の農業委員、農地利用最適化推進委員の定数と地区割、月額報酬ですが、条例改正が必要であり、ことしの12月の改正に向けて検討を行っております。農地の有効利用を進め、農業経営のさらなる発展を図るために重要な法案でありますので、情報収集を行い、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

②番の農業委員と農地利用最適化推進委員の業務が明確化されるとのことであるが、町民にわかるように具体的に説明をしてもらいたい。

農業委員会は、現在、農地法に基づく許認可のほかに、任意業務として農地利用の確保、農地の効率利用等の業務を行っていますが、法改正により農地利用の最適化の推進が義務業務となり、担い手への集積・集約化や、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進が制度に位置づけられ、農業委員会の体制が強化されます。農業委員の主たる業務は、委員会に出席して、最終的には合議体として決定することが主体であります。町全域を対象としておりますが、農地利用最適化推進委員は、担当地区において、地域における農地の確保と利用調整や遊休農地の発生防止等の農地利用の最適化の推進を図るための現場活動が主たる業務となっております。

③番の農業委員と農地利用最適化推進委員は、公選制から任命制となっているが、どのような手続を踏むのか。

農業委員については、市町村長が農業者や農業者が組織する団体等から推薦、公募を実施します。その後、応募の結果を整理して公表します。その後、応募者の選定、そして選任議案を議会に上程し、議会の同意を得て市町村長が任命しますが、委員の任命に当たっては、認定農業者である個人及び法人の業務を執行する役員等が過半数を占めるようにしなければならないとなっています。また、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れることや、女性や青年も積極的に登用することになっています。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会は「農地の利用の最適化の推進」に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっています。選出方法については、①農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施、その後、応募結果を整理、公表して、③ですけれども、応募

者の選定、そして④で農業委員会が委嘱するという事になっております。

④の行財政とかけ離れた感が否めないが、農業委員と農地利用最適化推進委員をどう機能させていくのか。

農業委員と農地利用最適化推進委員との機能については、制度上初めての試みとなるので戸惑いはありますが、議員ご指摘のとおり、すみ分けが必要だと考えております。実際の業務では、重複する場面が想定されます。法律上の分担では、線引きできないことが多々考えられますので、お互いの連携、協力が必要であります。農業委員と農地利用最適化推進委員が機能できるように検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（豊島実文君）

大きな3番の教育の振興対策についてお答えします。

思考力・判断力・表現力などの生きる力を育てるためには、読書は欠かせない活動の一つであり、したがって各学校の読書活動の充実を図るために学校図書館法第5条に12学級以上の学校には司書教諭を必ず置かなければならないと定められています。そして、11学級以下の学校では当分の間設置を猶予するとのことであります。

本町では、知名中、知名小、田皆中の3校に司書補を配置し、ほかの4小学校には町立図書館の職員1人と3人の司書補が兼務する形をとっています。このことは、本町の学校規模から考えたときに、各学校の図書室運営の業務量は、兼務という形で遂行できるとの考えからであります。来学年度から本務校、兼務校の勤務体系をはっきりさせ、学校間の格差、不公平感をなくするように各学校の読書活動の充実を図りたいと思います。

以上です。

○12番（福井源乃介君）

農業委員会法の改正については、これは国の法改正、制度改革でありますので、手順を踏んで進めていかなければならないというふうに思いますし、実際に条例改正案が出てきた時点でまた議論すべきかなというふうにも思っておりますが、本町は29年7月までは現行どおりで、その以降ということでもありますから、逆算していくとタイムスケジュールは自然に決まってくるのかなと思いますが、その辺で条例改正案の提出と議会承認等々についての予定はどうなっていますか。

○農業委員会事務局長（川野兼一君）

先ほど12月と申しましたが、タイムリミットは明けて3月ということに

なっております。その後、議会上程ということもありますので、6月議会に上程するためには3月の条例改正、そして6月に上程するまでに、いわば応募、公募を推薦なり募集をして、それをある程度、人数が多ければそれなりにまた評価委員会というのを設けて、評価をして上程ということになります。

○12番（福井源乃介君）

本町の定数等々については、今後検討をしていくということで理解をしました。

②について、町民への周知ということで、これは今回までと違って農業者以外の有識者を1名以上入れなければならないということですね。今までは農業者が対象でしたけれども、今後は町民が全て対象ということで理解していいのでしょうか。

○農業委員会事務局長（川野兼一君）

国のほうは、農業者以外で利害関係のない方ということで、考えておるものとしては、弁護士、行政書士等という話を聞いております。

本町はどうするかというと、その法律に求められている利害関係のない方だったら誰でもいいんじゃないかと思っておりますので、この辺もまた今後検討課題かなんかとおるところです。

○12番（福井源乃介君）

制度改正ですので、どうしても周知、告知という面で、時間がありますのでできるとは思いますが、その辺で実際に、じゃ、対象者を探せるのかどうか。

○農業委員会事務局長（川野兼一君）

今さっきの周知の件ですけれども、これから考えておることは、まず広報で前もって町民に周知を図る、それから町のホームページ、農業委員会のホームページで掲載するということを考えております。あと必要があれば、チラシ等によっても周知を図るということを考えております。これが周知が図れないと、先ほどおっしゃったようになかなか応募してもらえないということも考えられますので、そういった方向で取り組んでいけたらなと考えておるところです。

○12番（福井源乃介君）

29年7月ということで、29年の6月議会、それからその前に公募の告示、条例改正、説明会等々ということですので、順を踏んで進めていっていただきたいと思います。

ただ、町長も迷っていると思いますが、新設される農地利用最適化推進委員の設置については、置かなくてもいいというような選択肢も一部にあるわけですが、その辺はどうですか。

○町長（平安正盛君）

今回の農業委員会の改正で非常に戸惑いというんですか、議員もおっしゃるように、非常に不安を持っている一人でもあります。というのは、まず公募あるいは云々の最終段階で議会の同意を得て任命するということですが、従来の農業委員としての業務の重要性というんですか、それぞれの地域の割り当てた担当地区の農地の状況等いろんな把握して、そこでもって、じゃそこでどう対策するかと。休耕地の改正、その他いろいろ、農業委員会としての職務も持っていますので、何といっても改正があるとはいえ農業委員会としてはそれぞれの地域の特性というんですか、実情を把握、理解をした人でないとやっぱり任務は務まらないと思うんです。

そういう意味では、現行のとおりやっぱり地域からちゃんと代表、地区の推薦もあるわけですので、そうした形でできればいいのかなと。21集落があるわけですので、現在17名で、規模の小さいところは1人で兼務したりしておるんですけれども、そうした今やっている農業委員の役割が、じゃ、今後17名以下になるわけですので、数字としては。だから、それでできるのかどうか。それがゆえに今度は、例えば農地利用最適化推進委員とかいう名目の役職でもってフォローさせられるようなことだと私は理解しているんですけれども、今、議員もご指摘のように、両方が本当に機能化するということがありますので、今後、十分農業委員会とも協議しながら、どういった形で公募するか。公募は当然しなきゃいかんわけですので、そこを地区とのまた、それぞれ皆さんもありますので、非常に悩ましい問題ですので、今議員がおっしゃるように、今後農業委員会と協議しながら、農業委員のほうはもちろん、推進委員についても協議をしていきたいというふうに思っています。

○12番（福井源乃介君）

確かに現在は農業委員については非常に身近な存在でありまして、農業地帯にはそれぞれ1名ずついるわけですし、田皆等大きいところについては2名というような形で、非常に身近な存在であるわけです。だから、相談もできるし、いろんな面でもいいわけですが、ただ、推進委員を配置した場合には農業委員は半数程度ということになりますと、10名、11名という形に、非常に広域になるわけです。そして、推進委員もどうしても広域という形になってくるという懸念があります。それともう1点は、公募ではありますが、やはり自分たちの集落から1名はというような作用も働いて、選挙ができませんので、選任に対しての難しい面も出てくるのかな。あと、農業者以外の委員も入れないといけないというようなこと等もあります。もちろんこれは町長が判断をすることで、私がどうのこうのではありませんが、そういった法改正、新たな、前向きにスタートをしないといけないというのはわかりますが、農業委員に関しては、現行がどうなるのかなという思いもしているところ

ろですが、局長、その辺を。

○農業委員会事務局長（川野兼一君）

先ほどの福井議員のとおり、非常に心配する点もあります。私ども知名町の農業委員会の希望として、現在１７名でやっているんですけども、新たな法改正になって最大限２７名置ける。２７名置けるというのは、最適化推進委員を委嘱しない場合には２７名は置けます。ですが、１７名というのが今も出ているとおりやっていますので、１７名は可能性があるかなと考えております。それとあと、もし最適化推進委員を置くんだったら、今言ったように１４名以下ということになっていますので、その辺が今、そうすると校区から２人ずつするのか、この辺も検討しなければならない。今先ほどの農業に利害関係のない方も入れなさいよと。１名以上ですから、２名でも３名でもいいんですけども、それに認定農業者もまた考えなさいよとか、若い農業者も考えなさいということですので、その辺がちょっといろいろ検討する余地があって、悩んでおるところでございます。

○１２番（福井源乃介君）

いずれにしても、これから検討をして条例改正案が出てくると思いますので、そのときにまた議論ができればというふうに思います。

次いきます。フローラルパークについてであります、先ほどブランコなりあるいは遊具なりの設置をとということです、ありがたいんではあるんですが、やはり第２次整備計画等々といったような大きな整備計画を策定して整備する考えはないのか。

○企画振興課長（榮 照和君）

フローラルパークにつきましては、現在、主にグラウンドゴルフの方々がよく利用しております。朝も日が上ったらやっていますし、土日・祭日、雨の降っていない日は、もう本当に老人が健康のためにやっております。そして、あのパークは町民全体のパークですので、今回、子供たちが安心して楽しく遊べるようにということで遊具を設置いたしました。そして、２８年度の予算で１００万円ほどかけて親子で楽しめる遊具を設置しようとしたしまして、今商品というか、そういう遊具の選定に入っている状態であります。今後の計画についてなんですけれども、今のところ、特別にこういうことをしますという計画はございません。しかし、状況を見ながら、またいろんな町民のニーズを確認しながら、フローラルパークの整備については充実をしていきたいと思っております。

以上です。

○１２番（福井源乃介君）

パークについてですが、前向きな考えを示していただけたと思いますが、やはり答弁にもあったように、例えば孫を連れて行ってパークで遊んだら楽しかったと、あるいは家族で楽しめる公園という形で、ゴーカート場から海岸、そして今、屋子母側にスペースがありますので、さらに充実させるべきじゃないかなという提案なんです。ですから、鯨が見える小学校というのも全国版ですし、やはりそういったものを利用しない手はないというふうに思いますので、さらに充実をさせていただきたいと思います。

町長は、そういう新たな整備計画策定に向けて考えはないでしょうか。

○町長（平安正盛君）

具体的にどうこうということはまだ思っていないので、当分今のままで部分的な対応しかできないと思っております。今後また、もちろんもう年数もたつと施設全体の老朽化もありますので、そこらも視野に入れた形で、今、議員ご指摘の再整備については改めて検討していきたいというふうに思っています。

○12番（福井源乃介君）

ぜひお願いをしたいと思いますし、鯨が見えるというやはりコンセプトもありますし、小学校全国版でありますので、丘から見えなければ潜って見てみよう、ダイビングにもつながったり、あるいはデッキの部分に大きな二、三メートル四方の鯨のパネルでも設置をすれば効果もあると思いますので、そういったところもぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから私がイメージする噴水と課長がイメージする噴水はちょっと違っているのかなとも思うんですが、どういう噴水をイメージしていますか。

○企画振興課長（榮 照和君）

噴水についてでございますが、向こうの水が夏には相当少なくなるみたいなんです。その理由を聞いてみると、近隣の方が農業用水としてあそこの水を利用しているみたいなんです。それで、そういう水関係の施設をつくったときに、ちょっと効果が発揮できない時期があるんじゃないかと思ひまして、噴水については今のところ状況を、農家との状況とか水の利用状況というのを調査しないと、ちょっと計画できない状態であります。

以上です。

○12番（福井源乃介君）

考え方次第だと思いますが、私がイメージしているのは、例えば鹿児島市役所前の広場の夏よくテレビに出てくる、あるいは石橋記公園等々の乳幼児がよちよちしながら水遊びをしているようなものです、例えば。特に水がたまりませんので、当

然溺れるとかそういう心配ありませんし、海水を利用する手もありますので、そういう点でぜひ検討していただいて、そして隣のテラスでお母さんたちはお茶を飲みながらママ友とゆっくりくつろいで子供たちを遊ばせてあげるといような。やっぱり何か考えればいろいろアイデア、知恵というのは出てくると思いますので、ただグラウンドゴルフだけの公園ではなくて、やはりそういった親子、家族で遊べる施設にしてもらいたいと思います。

そして、ウォータースライダーができないのであれば、20メートルでも30メートルでも長いローラー式の滑り台を置くだとか、そういった新たな発想も加えていただきたいと思います。特に幼稚園、保育園、それから小学校、学校自体にももう遊具が減っておりますので、それをまた一つ一つ同じものを学校等に入れるよりは、多種多様な遊具なりをパークに集約したほうが町民にとっても喜ばれるのではないかなと思いますので、ぜひ検討をしてみてください。よろしくお願いします。

○企画振興課長（榮 照和君）

その件につきましては、確かに子供たちが喜ぶと思いますので、財政等また勘案、協議しながら検討していきたいと思います。

○12番（福井源乃介君）

ぜひ企画振興課、今、地方創生ということで大変作業進めていると思いますが、時間があって余裕ができればそういう方向性でぜひ検討して、町民が喜ぶ公園にしていただければというふうに思います。町長、孫を連れて遊びに行ったら楽しい公園、いいんじゃないですか。どうでしょう。

○町長（平安正盛君）

時々行って一緒に滑り台で楽しんでいます。今のままで十分なのかというのは、今議員も言われるし、また担当課もそのような認識を持っていますので、今後いろんな機会あるごとに、先ほど来申し上げた再整備については検討させていただきたいというふうに思っています。

○12番（福井源乃介君）

町民が喜ぶことですので、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

それから3番にいきます。

司書補の全校設置については、今年の9月ごろから話を進めてきまして、今回、週1回のところを2回にするというような話も現場から聞いておりますが、結局下平川小学校にしても住吉小にしても、週1回だったのを2回にふやすというような形で理解してよろしいのでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

これまでも4年ぐらい前からですかね、本務校1週間に3日、兼務校2日というようにお願いしてあったんですけども、それが学校によっては守れていなかったというような実態があったために、今回、先日3名の司書補の研修会をもって28年度から本務校3日、兼務校2日でぜひ勤務するようという事で合意を得ております。そして、兼務校に行く場合も本務校に行ってからじゃなくて、もう直接兼務校に行って、一日中兼務校で勤めるというような体制をとるということで話を進めています。

○12番（福井源乃介君）

じゃ、もとに戻すということですね。ふやすということではないということですね。

○教育長（豊島実文君）

司書補の業務ということを考えた場合に、例えば大規模校など五、六百名の学校でも、司書教諭というのは1人配置しているわけです。そういうことから考えた場合に、本町の最も大きい人数の多い学校でも知名小学校の179名ですので、さっき申しあげました3日、2日の勤務でも業務はできるのではないだろうかという考えでございます。

○12番（福井源乃介君）

上城小学校については今どうされる予定ですか。

○教育長（豊島実文君）

上城小学校については、図書館の職員を配置する予定にしております。現在でも図書館の職員が行っております。

○12番（福井源乃介君）

図書の貸し出しのシステム変更も近々あるというようなこと等も聞いておりますが、これは来年度からでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

はい、そのシステムに向けて、来年度から準備を進めていきたいと思っております。

○12番（福井源乃介君）

司書補の配置の基準が明確にあるということ等で全校配置というのはほぼ無理なのかなという気もするんですが、兼務で今後に対応して、あるいは図書館の職員が対応していくということでありまして、また学校においては図書委員がいたりしますので、充実を図っていただきたいというふうに思いますが、現段階では全校配置というのは全く考えていないということでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

先ほど申し上げましたように、業務量というようなことからという考えが一つと、全部の学校に同じように配置するということでは、やはりまた業務量が変わることから考えると不公平感もあるのではないだろうかというようなこともありますので、来年度から先ほど申し上げました本務校 3 日、兼務校 2 日というぐあいにやってみて、それでも改善されない場合にはまた改善できるような方策を考えていきたいと、こう思っております。

○ 1 2 番（福井源乃介君）

読書活動の推進、充実、非常に大事だと思いますし、前向きに今後 1 年間様子を見て、また改善すべきは改善をしていただいて子供たちの教育に当たっていただきたいというふうに思っております。

そういうことで一般質問のほうはこれで終わります。

○議長（今井吉男君）

これで、福井源乃介君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。次の会議は午後 3 時 5 分から再開します。

休 憩 午後 1 時 0 0 分

再 開 午後 3 時 0 5 分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎賢治君の発言を許可します。

○ 6 番（山崎賢治君）

皆さん、こんにちは。議席番号 6 番、山崎賢治が次の 3 項目についてお尋ねいたします。

大きな 1 番、地方創生の取り組みについて。

政府は、平成 27 年度中に地方版まち・ひと・しごと総合戦略や、地方版人口ビジョンの策定を義務づけているが、我が町が目玉戦略としてどのような事業が検討されているのか。

あわせて次の件についてお尋ねいたします。

①地方創生交付金は、町の単独事業と町の総合戦略に位置づける事業に限定されているが、本町へ支給された支援金事業の明細についてはどういった事業があるのか。また、新年度に予算化されている目玉予算事業については、どのような計画があるのか。

②国が指針としている交付金制度設計によると、人口減少対策に力点を置いており、中でも結婚・出産・子育て事業の推進を暗に求めているように思うが、本町の対策はどのように考えているのか。

③社人研による人口推計によると、25年後の2040年には、本町の人口構成は生産人口（15歳から64歳）が2,300人、年少人口（ゼロ歳から14歳）が600人、老年人口（65歳以上）が2,000人となっている。特に年少人口の減少は学校運営において環境の変化が予想されるが、統廃合については早急に取り組む必要があるのではないのか。

大きな2番、文化財保存について。

住吉暗川入り口付近にある九本柱の高倉は、昭和41年8月26日に建造物として町の指定を受けている。住吉暗川とともに観光スポットとして親しまれているが、長期的に保存していくためには定期的な屋根のふきかえに係る費用の問題など、多くの課題を抱えているのが現状である。

それらの課題について行政としてどのように考えているのかお尋ねします。

大きな3番、住吉港環境整備について。

住吉港入り口の観光農林漁業管理施設に隣接して広場を設置してあるが、海側に防護柵がないために非常に危険である。サイクリングロードの終点として安全策を設置し、夕日スポットとして環境整備ができないか。

以上で最初の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの山崎議員のご質問にお答えをいたします。

大きな1番の③については、教育委員会から答弁いたします。大きな2番も同じく教育委員会所管事項ですので、教育委員会からお答えします。

大きな1番の①、②ですが、基本的には先ほどの名間議員にお答えしたとおりですので、そのことを前提に再質問等で改めて質問によってお答えをいたしたいと思いますが、ご質問の中で本町へ支給された支援金事業の明細はということ。

先ほどもお答えして、ちょっと私の説明が悪かったのか、なかなか理解できていない部分があるかと思いますが、まずこの表で説明したとおり、青い部分が狭い意味のいわゆる国が言っている地方創生事業ですと。その中に個別の明細があったように、地方創生で申請をした4件の事業が、議員がおっしゃる本町へ支給される予定の地方創生事業ですということをまずご理解いただきたい。したがって、下の茶色い部分については広い意味の、私もこれは町の主要事業として取り組んでいるのが、ある意味では全てが地方創生、地域の活性化につながる事業ですので、関連

事業として一般財源はもちろん、他の補助事業等々を導入して進める事業が茶色の部分ですよということです、狭い意味で言われていると思っておりますので、あくまでもその質問の中の単独事業についてはこの茶色い部分ですので、ある意味では国が言う地方創生事業とは関係ありませんということで、ご指摘の質問についてはこの青い部分ですので、そのことについては、これに添付した本町の２８年度事業、２７年度の補正も含めて２８年度の事業の明細がございますので、ご参考にしていただきたいというふうに思います。新年度に予算化された目玉予算事業については、予算書と一緒に配付添付してあります２８年度の予算編成方針、予算説明書の１１ページから１６ページにわたって、２８年度執行する主要な事業等について掲載しておりますのでごらんいただき、ご質問等があればそれでお答えをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、②ですが、これは先ほどとも関連しますが、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという基本を目標に定めており、地域の実情に即し結婚・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備等に取り組みを推進することを定めております。それを受け、本町としても、皆さんにお配りしております総合戦略において、結婚・出産・子育てを切れ目なく支援するため、心豊かに安心して暮らせるまちの創生として位置づけており、その中で結婚応援宣言、子育てタウン宣言を行い、結婚・出産・子育て事業などの環境整備の推進に努めてまいります。事業の推進に当たりましては、これまで実施してきております事業を主に考えており、今後、国の流れに応じて各省庁の交付金等を活用し、さらなる支援に努めてまいりたいと考えております。

３番目です。ご指摘の箇所は先般私も担当と同行して見させていただいたところではありますが、ご指摘の広場から海側に下がっているため、安全策として危険ではないかということを感じまして、その場でいろいろ協議をし、担当のほうに危険表示の看板を設置するなど景観に配慮しながら転落防止の予防策を検討するように現場で指示したところであります。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

それでは、大きな１番の③についてお答えいたします。

本町の学校の統廃合については、本議会においてたびたび質問があり、小学校については地域のコミュニティセンター的な役割や防災センター的な役割を果たしており、統廃合は慎重に検討すべきである。中学校の場合は教科担任制であり、各教科の免許外担任がふえたり、部活の編成・存続が困難な状況が続くのは好ましくない

ので、そのような時期を目安に統廃合を検討する必要があるとの立場を示してきました。

山崎議員が示した資料に基づきますと、2040年の各学校の児童・生徒数は現在の約40%の減少が見込まれることから、幾つかの学校で児童数が10人程度になることが予想され、そうなると体育の授業において球技の授業ができなかったり、音楽の授業において合唱などの授業に支障が出できたり、またはスポーツ少年団などの活動ができなかったりしますので、学校の統廃合を視野に入れた取り組みが求められると思います。そして、学校の統廃合には準備期間が5ないし10年の長い時間を要することなどから、時期を逸しないような計画を立てることが大切であると思います。

また、少子化に伴って、学校の小規模化の進展が予想される中、魅力ある学校づくりを進める上で、児童・生徒の集団規模の確保や活発な異学年交流などを意図して、小学校、中学校を統合して義務教育学校を設置することも一つの選択肢であると考えます。

次、大きな2番についてお答えします。

住吉字にある九本柱の高倉の屋根のふきかえについては、島内でのカヤの確保、ふきかえ作業など多くの課題を抱えております。現在、カヤの確保につきましては、住吉字区長を中心に町有地などに植えつけのための整地作業などを行っております。また、昨年行われた一部ふきかえ作業につきましては、住吉字のご協力をいただき実施することができました。

今後の作業計画としましては、カヤを植えつけるための継続的な整地作業や植えつけ作業などを実施し、3ないし5年後に予定している全面ふきかえ作業に向けてカヤの確保を進めてまいりたいと考えております。

また、全面ふきかえ作業につきましては、住吉字の協力が必要だと考えておりますので、住吉字区長を初め、住民の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

なお、ふきかえにかかる費用につきましては、町指定文化財でありますので、町予算に計上する予定にしております。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

大きな1番の地方創生の取り組みについてでありますけれども、国への提出期限がそろそろ迫ってきております。先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたけ

れども、重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

最初に、本件の計画・立案に携わってこられました企画振興課の窓口の皆さん方や関係各位の方々には、心より敬意を表するものであります。この件につきましては、マスコミにおいては、以前ほどの報道の過熱というのは影をひそめておりまして、かなりトーンダウンしているのじゃないかなというのを実感しております。しかしながら、少子化による人口減少対策や知名町の将来あるべき姿を検証するといった意味では、非常に貴重な機会ではなかったのかということも感じております。

その中で、まず①についてであります。先ほど町長の答弁で、現在行われている事業も地方創生とリンクしているんだというような説明がございましたから、それについては今後承知して考えてまいります。

その交付金事業についてお尋ねをいたしますが、先行型交付金事業、一覧表がありまして、かなりの数に上っておるわけですが、その取り組んだ先行型事業の中で最も予算の大きかった事業として、地域活性化対策としてのプレミアム商品券事業というのがありました。もう既に実施を完了しているわけでありまして、実施したことによる知名町への経済効果というのはどのように見ているのか。企画課長、お尋ねいたします。

○企画振興課長（榮 照和君）

消費喚起型としてのプレミアム商品券についてでございますが、5月1日から1万2,000円の商品券を、1セット1万円で8,000セット販売いたしました。8,000万円の販売をいたしまして、プレミアムが20%ですので1,600万円、9,600万円の商品券が8月7日時点をもって完売となりました。そして、現在、商工会で換金された金額が9,573万5,000円となっております。26万5,000円については未換金となっております。この理由は紛失したりとか、方言でいえばフカハズミ、要するにどこに保存したのかわからなくなったとか、そういうのじゃないかと推測されます。

それから、9,600万円が知名町のほうで消費されたわけですが、商工会のほうでアンケートもとっております。その使途です。そのアンケートをちょっと見てみますと、断然多いのが食料品ですね。やはり食料品、続きまして家庭雑貨、日用品です。その他、商品券を買ったから、ちょっとたまにはほかのものを買ってみようかなという形で、衣料品とか飲食店とかいろいろいっぱいあるんですけれども、食料品のほうが断トツを抜いております。

広くその商品券を使えるためには、登録をしなきゃいけなかったんですけれども、

最終的に知名町で79店舗の登録がありまして、金額の大小はあると思うんですが、けれども、満遍なく浸透したのではないかと推測されます。プレミアム商品券につきましての波及効果等については以上でございます。

○6番（山崎賢治君）

今、聞いておりますと、かなりの効果が出ているということでありますから、それは地域活性化対策として、そういう一つの効果が出ているという実績があるのであれば、第2弾というのは何か妙案はないんでしょうか。

○企画振興課長（榮 照和君）

また、これのほうもアンケートの結果がありまして、金額をふやしてほしいとか、もう少し使える期間を長くしてほしいとかいうアンケートの結果もありまして、また一部では、消費税をアップしてこのような事業をされるのであればしなくてもいいとかいう厳しい意見もあるんですけれども、多くの町民の方が喜んでいきますので、また今後もニードを対応しながらいろんな補助金等も確認しながら、可能であれば前向きに検討したいと思います。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

ぜひ前向きな検討をしていただくようお願いをします。

次に、シマ桑販路開拓事業というのに390万円の予算組みをしてありますけれども、どのような成果が上がったのか。それとあわせて、現在どの程度の販売ルートの確立ができているのか。農林課長、お伺いします。

○農林課長（安田末広君）

シマ桑につきましては、以前からいろいろご質疑いただいているところですが、先行型ということで、町内の雇用促進も果たしております。それから、また生産者の桑の買い上げ等にも寄与していると思っております。地方創生ということで、数値には出ておりませんが、町民の健康への寄与というのも私どもとしては考えております。

販売の状況につきましてですが、現段階で今年度は799万6,000円あります。この額が大きい、少ないはありますけれども、年々増加はしている段階ですので、地方の知名町の地域資源を生かしたことを活用することにより、これが大きくなれば雇用の確保と、そしてまた生産者へのバックができるということで、さらにまたこのことは地方創生とつながりを持って進めていきたいと思っています。

○6番（山崎賢治君）

それからもう1点だけ質問をいたしますと、今回、新規事業として知名ブランドの推進事業がありますけれども、その新商品の開発という部分もあるかと思えますけれども、どのような新商品を考えているのかお伺いをいたします。

○農林課長（安田末広君）

今、商品としては箱のものと袋のものと、それと粉末のものと3点ほどございます。営業する中で、やはり販売店に合わせないといけないというのが今実感でございます。例えば今、島内では2,700円で売っておりますけれども、これが東京ですと9,600円であったりして、また、ある販売者によりますと5,300円とか、そういった中でクレームが来たりします。

これはやり方なんですけれども、中身はそれほど違わなくても、多くの商品をつくって、それぞれの売り先に合うような物をまだ数多くつくる必要があるということなので、今回それにチャレンジしてみたいと思っております。基本的には、まだやはり販路の開拓がまだまだ十分ではありませんので、その辺のところもあわせてやっていきたいというふうに考えています。

○6番（山崎賢治君）

それは課長、量的にかなり余裕が出てきますと、販路としてはオーエムイ的な考えというのもあるかと思えます、要するに2次卸しのな。今、販売ルートの中に中間に業者を入れる、いわゆるその販売店が今度はOEM商品として世間に売り出すという方法もあると思えますけれども、その辺について考えていませんか。

○農林課長（安田末広君）

既に、今申し上げた商品はOEMでやっていますし、また原料の販売としても窓口を大きく持ってやっているつもりでございますので、その辺のところもやはりこれからのセールスというか、販路拡大のほうに力を入れていかなければいけないというふうに思っています。

○6番（山崎賢治君）

はい、わかりました。

次に、国の交付金制度設計というのを見ますと、ソフト事業にシフトを置いた計画を国としては要望しているというようでありますけれども、少子化対策という部分について目玉事業として、本町では今後どのような取り組みを推進していく予定であるのか、トータル的な面でのアイデアか何かがあるのかどうか。企画振興課長、お尋ねします。

○企画振興課長（榮 照和君）

地方総合戦略の中では、先ほど申しましたように、地方再生計画を策定いたしま

してそれと一緒に個別の事業を作成し、国の認可を受けて28年度事業実施することになっていきますので、現在、このような事業に取り組みますという具体的な事業名はないんですけれども、総合戦略の中で結婚・妊娠・出産・子育て応援宣言というのを行いまして、この中でいろんな事業に対応できるようになっていますので、これをもとに地方再生計画をつくり、個別の事業を実施していきます。

以上です。

○6番（山崎賢治君）

次に、保健福祉課長にお尋ねをいたしますけれども、この少子化対策については先行型の事業においても安心・安全子育て事業といったほうに取り組みされておりますけれども、この新年度にさらにプラスになるような事業があるのでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

基本的には、これまでの事業を継続して子ども・子育てに支援を行っていくわけですが、先ほど町長が施政方針の中でも述べましたとおり、インフルエンザの接種を18歳以下の子供たちの負担金を援助するとか、あと、若い世代の乳がん検診に個人負担の補助をするとか、そういうまた制度の充実を少しずつですが図っております。

○6番（山崎賢治君）

次に、人口問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

本町の合計特殊出生率は全国的にも高いランクで推移をしておりますが、自然増減の与える影響度というのは非常に低い状況にあるということでもありますけれども、本町の人口の流れというのを見てみますと、進学や就職などに伴う人口流出、いわゆる社会増減による減少が非常に大きく影響しているというようでもあります。

多くの高校生の若者たちが、進学や就職などによって一旦はこの島を離れていくんですけれども、数年たってまた再度島に戻ってきて働く場所を見つけて、この島に還元をしたい、町に還元をしたい、こういう若者たちが多くいるということが、高校生に対するアンケート調査で判明をしているようでもあります。

こういった若者たちの希望をかなえるための、新たな雇用の場というのをつくり出すことが知名町においては急務である。こういう検証結果が出ていますよね。ですから、こういう若者たちのための新たな雇用の場というのは、行政としてどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○企画振興課長（榮 照和君）

若者の新しい雇用の場の創出につきましては、総合戦略の中で基本目標1の中で、地方における安定した雇用を創出するという基本目標があるんですけれども、その

中で島の宝を生かしたライフスタイルの創生というふう目標を持っております。

必要な対策として、新産業の創出や既存事業の高付加価値のための包括的な支援等を、また各種の仕事の情報提供を行い若者や女性の新規就労等を、また起業を支援していきたいと思っています。総合戦略の中で、先ほど申しましたように、また地方再生計画を策定し、個別の事業を策定していく予定です。

以上です。

○ 6 番（山崎賢治君）

それは今後の課題ということのようでありますから、それはそれとして期待をしておきたいと思います。

次に、今回の地方創生事業の提案一覧表というのを見てみますと、その中に注目のべき提案がありました。提案課は農林課となっております。

その提案事業としては、高齢者用の住宅及び介護つきマンションの整備事業についての事業提案がありました。

この事業構想としましては、1つ目に家庭菜園付きの賃貸住宅の整備を行う。その効果としては、住環境を整備することによって老後のUターンを容易にできる。

それから2つ目に、高齢者用の介護つきマンションの誘致、整備を行う。その効果として、都会からの高齢者の流入により人口の維持・増加を図るとともに、若者の雇用の場確保を図るという狙いの事業提案であります。

この提案は、人口の流入という部分と雇用の実現という両面で非常にすばらしい事業提案だというふうに感じました。このような提案事業を大手ゼネコンと知名町が提携をして、奄美発の一大介護福祉リゾート施設というのを運営できたならば、知名町はすばらしく活性化ができるんじゃないか。こういう夢みたいな感覚を持ったんですけれども、これは長寿苑にかわるべき町運営の施設として検討する必要があるのではないかと、長期的なビジョンとして、思いますけど、町長、どのように思われますか。

○ 町長（平安正盛君）

今回の地方創生に取り組むに当たって、単に私の構想とかいうだけではなくて、あるいは企画だけではなくて、まず、けさも申し上げたように全職員が共通理解を共有しながら、共通理解をしながら取り組まないといけませんよということを言ってきたんですけれども、その一つの方策として、昨年の夏以降、全職員に提案せよと。それで大なり小なり、あるいは事業の内容云々は関係なく、それぞれ地方創生に向けた取り組み、しかも、財源が先ほど申し上げたように交付金で使う事業とか、あるいはじゃなくて、もう全て含めて提案するよということの結果がかな

り職員から出てきて、企画のほうで最終的に精査をして取りまとめて、じゃ今後どういう形でそれを1つずつ、できるできないも含めて精査していきなさいかんわけですけども、その中に1つ今議員がおっしゃった件もございます。

以前から思っているんですけども、現在、田水のほうに認定こども園の整備をしているところであります。かつ、市営団地の建てかえが平成32年で終わりますので、それが終わり次第か、あるいは若干ダブらすかはともかく、その後、田水団地もごらんのとおりの状況ですので、建てかえないといけないだろうというふうに思います。

その建てかえの中でいわゆる純粋な住宅のみでやるのか、これからどんどん高齢化社会に移行していく中でケア付きの住宅、今ご指摘のサービス付きのマンション云々ありますけれども、ケア付きの住宅等も検討に入れて今後整備を進めていきたいと、いずれにしても高齢化ないし、またはそのことにケア付きの住宅にすることによって、じゃその高齢者の皆さんの世話をするのに当然誰か要るわけですので、人を必要としますので、その場でまた雇用の場も出てくるんじゃないかということも含めて、今ご指摘の件については、今後、住宅政策の中で検討していきたいというふうに思っています。

○6番（山崎賢治君）

ぜひ、検討の一つに入れていただきたいと。そうすることによって我々も安心して歳をとっていくことができますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、人口増加対策の件でありますけれども、成功事例として鹿児島県の十島村においては、U・Iターン者を対象として定住促進プロジェクトチームというのを立ち上げて移住促進に力を入れていると。その結果として、全国第2位の実績を上げているという成功事例があります。

本町においても、知名町に住みたいという先ほども説明ありましたが、そのような取り組みがありますが、これは目標の数値設定とかそういうのまで含めて、その2つの集落は取り組みをされているということですか。

○企画振興課長（榮 照和君）

今、議員がおっしゃいます知名に住み隊員事業なんですけれども、この事業は今、各集落にある課題、若者が少なくなっているとか行事がうまくいかないとか、地域の住民がなかなか活動に参加していただけないとか、そういう問題を出して、その解決策を通して、これからどうしたら移住、Iターン・Uターン者が知名町に来てくれるかということのをこの1年かけて調査・研究した事業でございますので、今回のこの事業でIターン者・Uターン者を何名設定するとかそういう事業ではなくて、今回そ

れを受けまして、今度２８年度に地域おこし協力隊を１名導入いたします。その方が知名字と田皆字と一緒に協力して２８年、２９年、３０年度に向けて定住を促進する予定にしておりますので、今回の２７年度の事業で定住・移住者の数値目標は設定してございません。

以上です。

○６番（山崎賢治君）

はい、わかりました。

次に、②の若い世代の結婚・出産・子育て支援ということにつきましては、同僚議員のほうからもいろいろあって、その答弁も聞いておりますけれども、この若い世代の若者たちが結婚に踏み切れないという、結婚についてのマイナス要因といえますか、そういうのがこの資料を見てみますと５点ほどあります。

未婚率が男女ともにふえている傾向にあると。その原因は何かというのはもう既に分析をされていると思いますけれども、これについては出会いの場が少ないから若者がなかなかそこに踏み切れないという部分があるかと思います。

それから、地元で産婦人科医がいなかったために安心して出産ができないと。これも結婚に踏み切れない要因になっているということでもあります。

それから、妊娠・出産支援が十分とは言えない。これは現在の支援体制でいいのかどうか。これは行政としてしっかり判断するべきじゃないかと、こういう感じも受けます。

それから最後に、子供が欲しいんだけど、なかなか子宝に恵まれないから非常に困っているご夫婦もいらっしゃる。これに対しては、現状の支援体制でいいのかどうか、これもやっぱり見直す必要があるんじゃないかという感じを受けます。

そういうふうに、結婚に対するマイナス要因がはっきりしているわけですから、そういう部分をやはり改善をしていくということによって、若者たちの結婚観というのも変わってくると思います。そういうことをまず早急に対策を講じて、現在以上の部分の手厚い対策というのをぜひ要請をしておきたいというふうに感じます。

それから、③についてでありますけれども、社人研の推計によりますと２５年後には本町の人口が５，０００人を下回るという推計値が出ております。そんな中で、ゼロ歳児から１４歳児の年少人口が６００人と予測が出ておりますけれども、教育行政要覧を見てみますと、現在の生徒数は園児を含めて６１６名となっていますよね、教育要覧を見ますと。２０４０年時の児童数の予測数字というのは出ているんですか、社人研で。どうなんですか、教育長。

○教育長（豊島実文君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、2040年には現在の児童・生徒数の40%減というのが見込まれているようであります。それから推計しますと、児童・生徒数が10人程度の学校というのが3校ほど出てくるようであります。それでよろしいでしょうか。

○6番（山崎賢治君）

推計値はデータとしては出ていないという答弁のようでありますけれども、数字としての教育長の個人的な感覚では何名ぐらいになっているかトータル的に、ゼロ歳児から14歳までの。

○教育長（豊島実文君）

現在の生徒数の40%ということで、各学校みんな詳しい数字までは出してございませんけれども、先ほど申し上げましたように、10人程度の学校が3つほど出てくるというような状況であります。

ちなみに、現在の子供の数からの各学校の人数なんですけれども、5年後には20名を切る学校は出ておりません。上城小学校が24人というような状況であります。ほかの学校は、例えば知名小学校が201名と現在よりふえています。それから、住吉小学校が43名で現在よりふえていると。それから田皆小学校が34名で現在より少し少なくなっている。上城小学校が20名。先ほど申し上げましたように20名です。それから、下平川小学校が65名。知名中学校が142名、これも現在よりふえております。田皆中学校が51名というように、あと5年後に関しては、現在実際に生まれている子供の数からすれば、そんなにオーバーに減るといふ学校もないし、現在の27年度よりかふえる学校が多いというような状況であります。

○6番（山崎賢治君）

はい、わかりました。この知名町においては、年少人口は余り減らないというような、見通しとしてはそうかなという感じを受けました。

次に、大きな2番に移ります。

文化財の保存であります。町の指定文化財というのは、現在27物件あるようであります。その中で建造物として指定を受けているのが、この九本柱の高倉だけあります。現在の場所に移築をされてから3回ほど屋根のふきかえ作業を行っておりますけれども、そのたびに保存の難しさというのを痛感させられております。

このような建造物という文化財を長期間にわたって維持管理をしていくということに対して、行政側の基本的な考え方というのをまずお聞かせいただきたいと思います。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）
それでは、お答えします。

文化財は人や自然がつくり出した技術的、歴史的に価値の高い遺産であります。この遺産は、自分たちの世代において活用するためだけではなく、将来の世代のために保存しなければならないものと考えております。行政はそのために教育や普及などを通じて文化財の保存への理解を広めるなど、適正な方法で後世につないでいく義務があると考えます。

また、地域はその技術の継承や活用に取り組み、後世へつないでいく必要があると考えます。地域でできることは地域で取り組み、行政でできることは行政で取り組みながら地域と行政が一体となって、将来の世代につなげていけるよう努力してまいりたいと考えております。

○6番（山崎賢治君）

地域でできることは地域、行政がサポートできる部分はサポートしていくという考え方ということですね。これまで3回ほどふきかえ工事に携わってきましたけれども、一番疑問に思うのが、まずカヤの圍場がいまだに整備をされていない点とそれから経費の問題なんです。実施年度に予算化をしておくべきだと、この文化財については、特に建造物については。

それと、作業の人的な部分ですけれども、なかなか現実的に集まらないんです、農作業等で忙しくて。そういった部分では手弁当ではなくて、やはり日当制にしておくべきではないかと、若干なりともという感じがします。

それから一番行政に疑問符を持っているのが、工程管理表というのがないんですね、作業工程の管理表。現場合わせですずっとやっているんですよ、正直。だからそれがまずないというのが不思議な部分です。

こういった面は非常にこれまで課題として気づいておりますので、これらの部分をぜひ改善していただいて、課長おっしゃるように地域としてやるべきこと、行政としてサポートできる部分、していくべき部分、これはしっかりとすみ分けをして取り組みをしていただきたい。これは要望しておきたい。

次に、大きな3番に移ります。

住吉港の環境整備についてであります。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、非常に指摘の場所は危険であります。台風のたびごとに高潮見物に多くの車が向こうの広場に出入りをしている。これは事故がなかったのが不思議なぐらいなんですけれども、早急に安全策を設けるなり対応していただきたいと思っておりますけれども、方法として建設課長、どのような

方法で対策を講じるかお尋ねをいたします。

○建設課長（高風勝一郎君）

今回のご質問の内容で現地を見まして、1番目に考えた方法が、この先危険であるという看板の設置の方法を思いついたところですが、あとご質問の中に入っている一つ、夕日のスポットも含めてということになりますので、その看板の表示等も含めて、その場所に適しているかどうかという景観上の問題もありますので、ぜひそのあたりは、まだできれば議員のアドバイスもいただきながら、今後どうしていくかという、またアドバイスもいただけたらというふうに思っております。

○6番（山崎賢治君）

それと、あの場所の管理責任というのは町のほうにあるのか、それとも県側にあるのか。どっちなんですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

基本、住吉港の港湾区域内でありますので、行政としても管理をしなきゃいけないのかなというふうな部分ですが、管轄は我が建設課のほうになるんですけれども、町道も含めて道路管理等もありまして、定期的になかなか管理というところができなくて申しわけなく思っております。

ただ、前回の議会の中でもありましたが、いわゆる道普請といえますか、できましたら地域の皆さんのお力も、先ほどもありましたが、文化財も含めて地域の皆さんでできる部分はぜひ行っていただいて、その後また行政のサポートもできればと思っております。

先月、その現場が伐採をされておまして、どのような方がされたのかと聞きましたら、住吉字のほうで農地・水の環境整備事業の作業があったということで、その関連ということであわせて、広場を草刈りしていただいたというふうに聞いております。大変ありがたく思っております。そのような形で、またぜひ地域のご協力もいただければありがたいと思います。

○6番（山崎賢治君）

先ほど、向こうのあの場所を伐採したというのは、これは住吉貝塚の保存をするための、そういう我々の地域としてやるべき活動の一環として定期的に行っております。行ってはおりますけれども、日ごろは平穏な場所なんですけれども、台風のたびごとにやっぱり危険行為をする車の運転手がいると、だから防護柵は必要であるということを私は申し上げたいと思います。

その防止柵を設置するのに2通りの案があると思います。1つは岸壁のほうに防護柵を設置する案と、もう一つはサイクリングロード側に防護柵を設置して、車の

出入りを遮断してしまうというやり方があるかと思います。どちらかになると思いますので、それは行政の判断にお任せしますけれども、できたらサイクリングロード側に車を遮断するための設置がベターじゃないかという感じがします。

それと最後に、課長おっしゃったように、あの場所から見るサンセット、夕日が沈む姿、これはもう絶景と言えるほどすばらしい眺めなんですよ、はっきり言って。だから、あそこをやっぱ観光名所、その夕日のスポットとして、町としても売り出すということはぜひしていただきたい。そのためには、あそこをごらんになったと思いますから見られたと思いますけれども、海側から石積みがある程度まではされています、半分程度まで、防護壁として。その上にさらに石積みをして、上積みをして車どめまで積み上げると。そしてそこにベンチなり夕日の見える丘というタイトルでもいいですから、そういうふうなイメージで向こうを整備されたらどうかと。そのためには建設課の職員皆さんで、その夕日をぜひ望んでほしいんです、見てほしいんです。どうでしょう。

○建設課長（高風勝一郎君）

まず、ご提案いただいた通行どめというか柵の件は、台風時にはおっしゃる通り、広場の海側のほうに柵をするよりは、そのサイクリングロード側をいわゆるとめた形で表示ないしは、また、防止策をとったほうがいいのかというふうに今思ったところです。

あと、もう一つの夕日スポットに関しては、ぜひ、我が建設課も行って再度見せていただいて、今後またこのような場所をどのように活用していったらいいのか考えてみたいというふうに思っております。

○6番（山崎賢治君）

ぜひ、向こうから夕日をしっかりと眺めてその気になっていただきますよう要請をして、私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで、山崎賢治君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす9日は、午前10時から会議を開きます。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時58分

平成 28 年 第 1 回 知名町 議会 定例会

第 2 日

平成 28 年 3 月 9 日

平成 2 8 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
平成 2 8 年 3 月 9 日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第 2 号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問

①奥山 直武君

○日程第 2 議案第 2 号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 3 議案第 3 号 平成 2 7 年度知名町一般会計補正予算（第 5 号）

○日程第 4 議案第 4 号 平成 2 7 年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第 5 議案第 5 号 平成 2 7 年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 6 議案第 6 号 平成 2 7 年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第 7 議案第 7 号 平成 2 7 年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第 8 議案第 8 号 平成 2 7 年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第 9 議案第 9 号 平成 2 7 年度知名町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○日程第 1 0 議案第 1 0 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 7 年度知名認定こども園園舎敷地造成工事 1 工区）

○日程第 1 1 議案第 1 1 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 1 2 議案第 1 2 号 知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

○日程第 1 3 議案第 1 3 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例の制定について

- 日程第 14 議案第 14 号 知名町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 15 号 知名町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 16 議案第 16 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 17 号 知名町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 18 号 沖永良部バス企業団規約の変更について
- 日程第 19 議案第 19 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 20 号 知名町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 21 号 知名町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 22 号 知名町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 23 号 知名町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2 番	今 井 宏 毅 君	3 番	名 間 武 忠 君
5 番	森 山 進 君	6 番	山 崎 賢 治 君
7 番	平 秀 徳 君	8 番	松 元 道 芳 君
9 番	東 善一郎 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	福 井 源乃介 君	1 3 番	今 井 吉 男 君

1. 欠席議員（2名）

1 番	田 中 富 行 君	1 0 番	西 田 治 利 君
-----	-----------	-------	-----------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	迫 田 昭 三 君	議 会 事 務 局 次 長	東 公 仁 君
-------------	-----------	---------------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	平 安 正 盛 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	安 田 輝 秋 君
副 町 長	宗 岡 与 名 彦 君	税 務 課 長	山 崎 實 君
教 育 長	豊 島 実 文 君	町 民 課 長	榊 憲 次 君
総 務 課 長	榮 信一郎 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣 一 郎 君
総 務 課 長 補 佐	村 山 裕 一 郎 君	老 人 ホ ー ム 園 長	新 納 哲 仁 君
企 画 振 興 課 長	榮 照 和 君	水 道 課 長	伊 藤 末 隆 君
農 林 課 長	安 田 末 広 君	水 道 課 参 事	山 田 悟 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 野 兼 一 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 学 校 教 育 課 長	瀬 島 徳 幸 君
建 設 課 長	高 風 勝 一 郎 君	学 校 教 育 課 参 事	平 山 盛 文 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	大 郷 一 雄 君
耕 地 課 参 事	山 下 清 則 君	給 食 セ ン タ ー 所 長	徳 岡 秀 郷 君

△開 会 午前１０時００分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第１、一般質問を行います。

奥山直武君の発言を許可します。

○１１番（奥山直武君）

おはようございます。

議席１１番、奥山直武が質問いたします。

大きな１、福祉関連について。

①平成２７年、２８年１月と赤ちゃんの出生率が多いと思うが、過去３年間に對し何％多いのか。

②妊婦さんの出産時に向けて、相談や心のケアに保健センターの職員が対応していると思うが、十分対応できているのか、伺いいたします。

③妊婦さんの出産や出産時に向けて助産師の方々がおられますが、町内に登録されている助産師は何名おられるのか。また、登録をされていない助産師の把握はされておられるのか。

④妊婦さんには助産師の支援が必要だと思います。助産師の何名かを町民の相談や子育て支援のために、臨時職員として採用することはできないか。

大きな２、閉園となる幼稚園施設等の今後の活用について。

①平成２８年３月末で閉園される住吉幼稚園と上城幼稚園の今後の園舎の使用目的を伺いたい。

②園舎を障害児童や保護者の皆さんの話し合いの場、運動の場に提供できないか。

③下平川幼稚園の職員を減らさないよう下平川幼稚園、未来ある子供たちを見守る会から要望書が提出されていると思うが、今後の対応は。

④職員が１名減となると、園外活動や園児のけが等の緊急時に対応できない事態が発生するおそれが出てくると思うが、町当局としてどのような対応をするのか。

⑤平成２９年開園予定の知名認定こども園までの１年間、閉園する住吉・上城幼稚園の職員を下平川幼稚園への職場異動をできると思うが、なぜできないのか。

大きな３、放課後児童クラブについて。

①放課後児童クラブ「ていだっこ」の存続及び廃止等を含めて話し合いがあったと思うが、その後どのような展開になっているのか。

②指導員や補助員の募集を行っているようであるが、賛同者の申し込みはあったのか。また、今後、町当局としての対応はいかなるものか。

以上で１回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、ただいまの奥山議員のご質問にお答えをいたします。

質問で、大きな２番目については、教育委員会所管事項ですので、教育長のほうから回答いたします。

まず、１番目ですが、出生率ということです。過去３年間の出生者数で答えますと、本町の出生者数が平成２４年度６６名、平成２５年度７３名、平成２６年度５７名、そして２７年の１月末までに５４名で、３月までの予定者を含めると、おおむね６２名になるものだと思っております。平成２７年度の予定者数も含めての４年間の出生数は、年平均６５名となっております。各年により増減はあるものの、６０名から７０名程度推移しており、出生者数は大きな変化はないものと予測をいたしております。

②です。妊娠が判明しますと、保健センターで母子手帳を申請した時点から、保健センター職員などが妊婦さんとかかわりを持っております。保健センターでは職員のほか、産婦人科医、医師、それから助産師、母子保健推進員などと連携をし、安心・安全な出産に向けての妊婦さんへの心身のケアに全力を尽くすように努めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、従来、職員の募集に当たっては、募集要項の中で、職種で保健師並びに看護師ということで募集をしてまいりましたが、本年２８年度については、職員募集の要項の段階で検討いたしますが、今申し上げました保健師、看護師のほかに、助産師の職種も加えたいというふうに考えております。

③です。町内の病院で就業中の助産師は５名、これは病院からの聞き取りですが、５名徳洲会病院にいます。そのほかに資格保持者が町内に何名いるかは把握できておりません。

④現在、妊婦さんや乳幼児を対象とした保健センター事業で、助産師の支援が必

要なものについては、病院の助産師に協力をいただいて実施しております。助産師の臨時雇用につきましても、雇用条件等もございますので、個別に対応したいと考えていますし、先ほど申し上げましたように、２８年度の募集の職種に助産師も加えたいというふうに考えております。

大きな３番です。放課後児童クラブ「ていだっこ」については、平成２７年１０月に、代表者から体力的に児童クラブ経営に携わることが困難であるとのことで事業廃止届が提出されました。このことを受け、代表者の負担軽減、補助員の増員等、児童クラブ存続のための話し合いを行ってまいりましたが、現在までに運営継続に至るような方策は見出せておりません。

②新規代表者及び支援員の確保等、存続に向けて、保育士免許保持者への声かけ、町のホームページでの募集、保護者へのチラシ配布等を行ってまいりましたが、児童クラブ運営に必要な人員の確保には至っておりません。

町としましては、引き続き保護者と協力して、児童クラブの運営に必要な人員の確保に努めてまいりますが、このような状況からして、平成２８年度の下平川小学校区における放課後児童クラブの運営は休止となることも考えられます。

放課後に保護者が監護することができない児童の学童保育については、保育所における小学校低学年児童受け入れ事業など、放課後児童クラブ以外の施策で現在対応するための検討をしている最中でございます。あとしばらくお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

おはようございます。

大きな２番についてお答えいたします。

まず、①と②は関連しますので、一括してお答えします。

住吉幼稚園と上城幼稚園の閉園後の施設の活用については、有効活用ということでは、いろいろな面から検討していく必要があると思います。住吉幼稚園の施設については、ある福祉関係の団体から療育活動の場として借用したいとの相談がありましたので、保健福祉課と協議の上、教育財産としての用途を廃止した上で活用できる手続を進めております。また、上城幼稚園の施設については、上城小学校の敷地内にあることや上城小学校や上城小学校ＰＴＡからの利用したいという要望がありましたので、その方向で検討を進めています。

次、③についてお答えします。

幼稚園の教員配置については、知名町立幼稚園の学級編制、休園等に関する基準

の第2条第2項に「4歳児と5歳児で編成する1学級は、15人とする」と定められていて、これまでもこの基準に従い、15人以下の場合は1学級で編成し、幼稚園教諭を1名配置してきた経緯があります。下平川幼稚園の場合、平成28年度の幼稚園児の申し込み数は、現在のところ4歳児が5名、5歳児が6名で合計11名ですから、基準どおりだと1学級編制となり、幼稚園教諭の配置は1名ということになりますが、下平川幼稚園の実情や法令の遵守の重要性、幼稚園、こども園、保育園全体の人事上のバランス、財政面などから、慎重に検討していきたいと思えます。

次、④についてお答えします。

幼稚園教諭1人配置の幼稚園では、これまでもさまざまな事態を想定して、園長、副園長の協力のもと、万一の場合に備えて避難訓練等を実施し、園児の安全確保に努めています。

⑤についてお答えします。

幼稚園教諭の配置についての基準は、③の質問でお答えしたとおりであります。基準内での職場異動は可能ですが、現在下平川幼稚園にいる職員をそのまま置いた上での住吉幼稚園、上城幼稚園教諭の2人を下平川幼稚園に異動させることは、不可能だと思います。

以上です。

○11番（奥山直武君）

順を追って再質問していきたいと思えます。

大きな1番、福祉関連について。今、町長が説明されましたように、平均で65名保っていると話されましたが、これは2040年、残り25年の地方創生の人口ビジョンの策定で町民が5,318人ですか、それに対してどのような効果というか、少なくなるのか、そのデータ的な見方はどうなったのか、それをちょっと伺いたい。

○町長（平安正盛君）

施政方針でも申し上げたとおり、昨年の国勢調査人口並びにそれ以前の地方創生にかかわる人口ビジョンの中で、2040年の最終期間内の人数の設定をしたところですが、当然この間の、これまでの自然増減そして社会増減を加味しながら、人口ビジョンの中で最終推計をしたところですが、ただ、今おっしゃる社人研の人口の推移というのは、それぞれの地域で何もしなかった場合の推計だと。要するに、若年女性人口の減少がそのまま行く前提での推計ですので、今私どもが取り組んでいます地方創生の中で、じゃ、どういう手だてをすればその人口減少の減少幅をい

かに縮めるかというのが地方創生の全てのテーマですので、そこらをしながら来て、幸いに本町は特殊合計出生率が2.0以上に来ていますので、それが推移するものだという計算で、先ほど申し上げたおおむね60人から70人ぐらいの幅で推移するものだというふうに予測はしております。

ただ、今のように特に町内の人口を見ますと、ちょうど出産期となる女性の年齢層が今後ずっと定住すればいいんですけれども、やっぱり職種によって転勤の皆さんもいらっしゃるので、そうした今後の人事関係で予測できない部分はありますので、若干はやっぱり厳しい部分もあると思います。だから、そういうことで、人口ビジョンでは減ることだろうと思っておりませんが、きのうからも論議していますように、地方創生の中で若者の定住を図っていったら、おおむねその60人、70人の人口幅を維持するための施策をやっぱり展開しないといけないというふうに認識をしております。

○11番（奥山直武君）

わかりました。

それともう一つ、きのう町長が施政方針の中で出産環境支援事業、これ当初予算で170万円、びしっと含まれておるんですけれども、その中身をちょっと教えてもらえませんか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

出産環境支援事業につきましては、妊産婦が安心して妊娠、健診やら出産を行えるようにということで、産婦人科医を持っている病院に月々10万円の補助を行う予定としております。また、出産1件につきまして1万円を補助するという、そういう支援事業でございます。

○11番（奥山直武君）

課長、産婦人科の医者のために月々10万円、残り1万円は出産される方々にですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

説明が足りませんでした。これも病院側に出産1件当たり1万円の助成ということでございます。

○11番（奥山直武君）

病院側に出産1件、要するに1人につきですね。双子の場合は別ですか、じゃないですね。1件だけね、はい。

それともう一つ、先日も同僚議員がお話しされましたように、今、将来の2040年に向けての人口ビジョン策定、町長、今話ありました。異動もあるし、

いろいろといろんなことがありますけれども、これに対して、町当局と町民とタイアップいたしまして、婚活とかお見合い会を開催することはできないのか。

○企画振興課長（榮 照和君）

昨日もお答えいたしましたけれども、総合戦略の中で結婚、出産、子育てという目標を設けております。その中で、5年間の中で最低2回以上は婚活を支援していきましょうと。特に行政が中心というか1番になってやるのではなくて、青年団とか商工会とかの活力を利用いたしましてやる計画であります。当然任せっぱなしだとやはり予算の面とかいろんな人間的、人的関係がありますので、総合戦略の中で援助できる部分は援助をしながら、人口減少の抑制に努めていきたいと考えております。

以上です。

○11番（奥山直武君）

今課長が話をされたのは十分にわかるけれども、聞いておるか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○11番（奥山直武君）

聞いておるか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○11番（奥山直武君）

十分説明はわかりますけれども、これに対して、町当局としての予算助成はどれぐらい考えていますかね。

○企画振興課長（榮 照和君）

予算のほうについては、その新型交付金予算を活用することを考えているんですけれども、平成28年度から地方再生計画を策定いたしまして、その中で個別の事業も一緒に各関係課と協議しながら、どのような事業をどのように展開していこうかということを協議いたしまして、国に申請を出し、それが内閣総理大臣の承認を受けたら実施ということになります。が、その新型交付金は単年度で市町村2件ずつしか申請できないので、5年間の中で優先順位を決めながら、また各課と協議をしながらやっていきます。

以上です。

○11番（奥山直武君）

この2件というのは、全国で各市町村に2件。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○11番（奥山直武君）

わかりました。

それともう一つ、今テレビでもいろいろなお見合い大作戦とかそんなんしておりますよね。そういうのに申し込むことはできないの。

○企画振興課長（榮 照和君）

お隣の和泊町さんとかが過去に2回ほどそういう事業を実施しているんですけど、一長一短ですね、いいところも、悪いところはないんでしょうけれども。そういうこともありますので、先ほど申しました婚活の中で青年団とか商工会とか、また関係機関と協議して、必要であれば検討して、またその他の方法があればその他の方法でやっていきたいと思います。

以上です。

○11番（奥山直武君）

頑張ってください。私たち議員も一生懸命応援いたします、知名町のために。

それともう1件、これはまた元に戻って育児の面でちょっと質問したいと思いますが、奄美市のように保健福祉課と教育振興課と連携して、結婚から妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援や環境整備を目指した少子化対策は考えていないのか。どう思いますかね。奄美市がそれを今現在やっております。だから、知名町も福祉課と企画振興課と連携して、そういう子育てに対しての。

○企画振興課長（榮 照和君）

今議員のご指摘の件は、先ほど申しましたように、28年度の地方再生計画の中で保健福祉課と協議しながら、今どのような事業をしていこうか、どのような内容にしようかというのは協議していきますので、今ここでは提示できない状態であります。

○11番（奥山直武君）

奄美市を例にとるんですけども、こういう少子化対策は地域で妊娠や育児をサポートする組織、それを要するに30代から80代までの簡単に話せる組織を、誰でも、うん。それともう一つは、家事や育児支援を行う家庭訪問型支援員の養成。今それ現にやっておるんですよ。そうすればいろんなことができると思うんですよ。このような組織をぜひつくってください。約束できますか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

保健福祉課からお答えいたします。

出産、育児、この場面につきましては、保健センターとか、あと福祉のほうの医療費の助成とで現在も行っているところでございます。議員おっしゃるとおり切れ間ない支援ということになりますと、仕事、それから住まい、それから出会いの場、

あと出産、育児、教育、幅広くなってくるものではないかと思っておりますので、それは知名町の総合振興計画の中でもありますし、また戦略ビジョンの中にもうたっておると私は考えておりますので、そういうところをまた各課連携して、それぞれの課で、今のところできることは精いっぱいやっていきたいと考えております。

○ 1 1 番（奥山直武君）

わかりました。お願いします。

ついでに、②に関連しますけれども、②保健センターの職員はとにかく頑張っておりますよね。見ておってもわかります。しかし、少人数の職員でいろいろな仕事をしておる状態であります。離乳食の指導や相談等などもろもろ大変だと思います。

そこで、保健センターの職員をせめて1名ぐらいふやすか、また外部から経験者等の応援を、よそに応援をいただくことはできないのか。どうですかね。

○ 町長（平安正盛君）

保健センターの運営であつたり業務執行に当たって、職員の体制で現段階でそれが必ずしも十分なのかどうか自体、いろいろ分かれるところですけども、若干少ないのかなという認識はしていますし、中の職員にやっぱりいろいろ、職員のそれぞれの事情があつて産休、育休等々も入ってきますので、そのような状況の中で非常に厳しいのかなというふうには思っているわけです。

これはしかし、公務員としてちゃんと権利の中で対応していますので、今後どうするかということについては、先ほど申し上げたように助産師の職種も募集要項の中に入れると、たつてもたつてもしなきゃいかんし。現に昨年、この2年ぐらいですか、保健師、看護師の募集をしても応募していただけない現状です。昨年も応募がゼロ、一昨年もゼロで、こういう現実もありますので、非常にじゃ、すぐ人員の確保、職員のスタッフの確保ができるかどうかというのは、非常に厳しい部分がありますので、そこらを含めながら、常に門戸を開いて募集を行う中に若干名募集しますということはしていますけれども、先ほど申したような状況がここ2年続いていますので、ことしもどうなるか非常に不安があります。

しかし、そうとは言え、やはり今言われている結婚から子育てまでの一連の流れの中で十分な支援はしなくちゃいけないのではないかとすることは考えていますので、そこらを含めながら検討させてください。

○ 1 1 番（奥山直武君）

よろしくお願いします。

それともう一つ、今職員の募集、そういう話がなされましたけれども、外部からの経験者の要するに臨時的な採用、役場としての採用じゃなくて応援をいただくこ

とは考えていないのか。というのは、今現在、離乳食とか保健センターでやる時には民生の皆さんが無償で応援に行っておるんですよ。だから、民生委員もいろんな仕事を持ちながら朝の10時とか、そういう時間帯に応援に行っておるわけです。だから、民生委員はそういう経験のない方である。しかし、その民生委員も子育てをされた女性の皆さんであるし、多分面倒は見てくれると思うけれども、もしそこで何かのけがとか、それがあつた場合にどうなるのか。だから、保険つきの経験者を、職員をプラスできないなら、外部から入れることはできないのか。それちょっと伺いたい。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

保健センターの業務は現在、職員6名と臨時職員5名で行っております。ちなみに職員の内訳を申しますと、保健師が4名、管理栄養士1名、事務が1名、臨時職員が看護師1名、保育士1名、保育士補助2名、事務補助1名となっております。

保健センターの事業といたしまして、地域子育て支援事業の中に子育て広場とか、あと母親学級、それから離乳食教室がございますが、そのスタッフといたしましては、センター職員プラス食生活改善推進員の皆さん、それから民生委員も兼ねていると思いますが、母子保健推進員ですね、そういう方々をお願いして、報酬といいますが、賃金といいますが、そういうので雇ってやっております。

そういう中で、職員の数が足りなくなれば、当然また募集して、その事業がうまくいくようにしなきゃいけないと考えておりますので、そのときはまた募集させていただきたいと考えております。個別に対応させていただきたいと思っております。

○11番（奥山直武君）

わかりました。前に進むよう、また頑張ってください。

それともう一つ、現在は女性の晩婚化、晩産化が多くなっており、要するに育児に不安を抱えておる女性も多いと思う。そしてもう一つは、若年夫婦、要するに10代と20代前半の妊婦さんが多いと思いますよね。それに対して、保健センターは指導なされているのか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

保健センターの事業の中で母親学級というのがございまして、その目的が、安心・安全に妊娠期を過ごすことができるように妊娠、出産、育児についての知識を得、また同じ妊婦同士の友達の輪をつくるということでございますが、その中で妊娠中の栄養管理、妊娠体操、それから呼吸法の会得、育児知識の会得等を行っております。その事業のスタッフといたしまして、保健師、それから助産師が携わっております。

○ 1 1 番（奥山直武君）

わかりました。これからもセンターを運営するに当たり、前向きに町民のことを考えてお願いいたします。

次行きます。③は今回、町長も登録を検討するという事で、また助産師が数が早くできないということは、まず何かのアンケートでも出してもらえばいいと思います。

次行きます。これも一緒ですね。町長の答弁にあった28年度も募集要項を検討したいということです。

それともう一つ、関連いたしまして、産婦人科の検診、また子供に対しての救急じゃなくて普通の健診とかの場合、免許持っていないお母さんがおるんですよね。そうすれば、旦那さんが仕事から帰ってきてしか病院に行けない。だからこんな、夜間に健診をできるように病院に要望することはできないか。それをちょっと伺いたい。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

そのことにつきましては、ちょっと私のほうでも実情を調査いたしまして、病院のほうにお願いすべきことはお願いしたいと考えます。

○ 1 1 番（奥山直武君）

町内ひいては永良部中の病院にちょっとお願いしてください。よろしく願います。返事は。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

そういう関連性のあるところにはお願いしたいと考えております。

○ 1 1 番（奥山直武君）

ありがとうございます。

大きな2番、閉園となる幼稚園施設等の今後の活用についてにいきます。

①教育長が上城幼稚園はPTA、学校関係が使用の要望があると、住吉幼稚園は障害者の母親の会が要望なされたんですかね。どこの団体が要望されたんですかね。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

要望を受けたのは、NPO法人の設立を予定している団体でございます。まだ法人設立には至っておりません。今申請中ということでありました。

○ 1 1 番（奥山直武君）

このNPOさんが申請してなった場合には、そこはどのような管理で使用許可を出す予定ですか。とにかく光熱費は各自かかるんですけれども、使用料とかそういうのは要るんですかね。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

その点については、保健福祉課とも協議を行いました、一応教育財産ということでもあります。教育財産については処分制限期間とかそういう決まりがありまして、まず教育財産としての用途を廃止いたしたいと。その上で、今後についてはまた保健福祉課、その中で使用料等については協議を行ってくださいということでNPOの代表者とはそういう話をしております。

○11番（奥山直武君）

多分このNPOは言語障害とかそういう子供を持つ方々と思います。その方々は、病院でリハビリをなされたり、一生懸命日々頑張っております。だから、そういう方々には、どうぞなるべく門戸を開いて貸すようお願いいたします。

次行きます。①と②と一緒にですね、③にいきます。

下平川幼稚園の職員を減らさないよう、未来ある子供たちを見守る会から要望書じゃなくて要望書的なのが出されていると思います。というのは、残り1年、職員を減らした場合、指導に非常に関係すると思うんですよね。その指導の中には、下平川幼稚園が1年間でなくなると、そうすれば、外部から懐かしさで幼稚園に訪れてくる、そういうときに危険も伴うんですよね。だから、どうしても残り1年は幼稚園教諭を減らしたら困るという他の地域からの要望も出ておりますけれども、そういう要望に対してはどう思われますか。

○教育長（豊島実文君）

幼稚園教諭の転出については、先ほどお答えしたとおりですが、下平川幼稚園、知名幼稚園において、預かり保育を実施してほしいという要望がありましたので、そういう要望をかなえるためには、2人配置でないと預かり保育が実施できないというふうな実情もありますので、そういうことも踏まえて、2人配置できないかということで今検討しているところであります。

○11番（奥山直武君）

検討ということはすると、オーケーの形ですね。ということは、要するに下平川校区、区長会も含めてまた校区民含めて818名の要望書、署名が上がってきておるんですよ。まだ教育長は見えていないと思いますけれども。請願書で上がって818名の署名、校区民、老若男女は問わず、それだけの人数の署名が上がってきておりますので、どうか残り1年特例でできないか。できるでしょう。

○教育長（豊島実文君）

先ほどもお答えしましたように、下平川幼稚園のそういう実情、預かり保育というようなことから、その方向で進めていますので。

○ 1 1 番（奥山直武君）

わかりました。お願いします。重々をお願いいたします。

④ 1名減となって、上③と④と大体似たりよったりなんですが、1名になると、要するに何かけがをした、電話対応、そういうときに子供の面倒が見られないという状況が出てくるんですよね。けがをした場合には、知名小学校と違って下平川幼稚園と校長室が、要するに園長、副園長との距離が遠くて、なかなか連絡が行かないと思うんですよ。だから、そういうもろもろ含めて1人減をしないようにと、こういう質問状を出しました。今、教育長から話がありましたように、前向きに検討するということをお願いいたして、④は終わります。

⑤は、教育長言われたように、基準内の異動は可能ということで、今回基準外ということで職員の異動は下平川にできないということで、その内容の説明はわかりました。これ以上質問いたしません。

大きな3、ていだっこにいきます。これ一つ、前々からていだっこの問題があります。通告した後にいろいろと水面下で話し合いとかあったみたいなんですけれども、これこの前にもらったのに、町長が今さっき答弁したのは休止を考えられると言われましたけれども、今、現に休園についてのポスターが出ておるんですよね。これ休園した場合に保護者に説明されましたか。それともう一つ、2つね、ていだっこをもし休園した場合にそのかわりはどうするのか、どこに持っていくか。その2点。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ていだっこの休止についての保護者への連絡は、ちょっと不十分だったと考えております。存続を模索しながらほかの施策での対応を考えておりましたので、保育所のほうで預かれないかと、そういうところを今考えております。

保育所のほうの対応については、私のほうではお答えしづらいところもございますので、よろしくお願いします。

○町民課長（榎 憲次君）

今、保健福祉課長が申し上げましたけれども、放課後児童クラブがなかなか、今休止状況にあるということで、保健福祉課と町民課のほうで協議をいたしまして、知名町の保育所における小学校低学年児童受け入れ事業というのが町の単独事業でございます。

この対象者について、放課後など就労などにより児童を保護する者のいない家庭で保育を必要とする小学校低学年児童——おおむね1年生から3年生でございます——を公立保育所において受け入れるものとするということになっております。

利用定員につきましては、各保育所の保育園事業がありますので、5名程度を受け入れということで現在行っているところでございます。

この実施期間につきましては、保育所の開所日であつ小学校開校日の午後2時から午後6時まで預かるということになっております。それから、保護者の就労などによりやむを得ない場合は土曜日及び長期休暇期間——夏休み、冬休みですね、の終日受け入れもすることができるということとなっております。

利用料につきましては、平日の2時から6時までの預かりについては1児童当たり日額300円、それから土曜日及び長期休暇期間中は1児童当たり日額700円となっております。

ちなみに、過去5年間の利用者につきましては、平成23年度に下平川保育所で1名、平成27年度、本年度でございますけれども、知名保育所で1名、そして平成28年度につきましては、現在田皆認定こども園で1名、それから下平川保育所で3名の相談が来ております。

以上でございます。

○11番（奥山直武君）

わかったようでわからないけどね。それと、もし休園になった場合に、今保育所のほうに話をされていると、そういう説明ありましたけれども、保育所のほうは大丈夫ですかね。

それともう一つ、今のていだっこは、要するに学童18名おりますよね。18名のうち10名が小学校低学年、8名が幼稚園、その児童の皆さんは、要するに学習塾、公文、ほんでスポーツ少年団、それするまでの間預かる形になっておるんですよ。それが、もし保育所に行った場合に、距離もあるし、危ないし、時間もとるといことで、どうですかね、ほかの近くにはないと思いますけれども、保育所に行くまでのその道中の交通に対する対応とかはどういう方向に考えていますかね。要するに道中の児童が保育所に行くまでの間の安全面を考えて。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

今現在あるていだっこから下平川保育所へ学童のホイコ用の保育を移動するというので、私どももちょっとそこまでの移動の安全性、どうしようかと考えました。具体的な案はないんですが、できる限り1人で行かないと、そういう指導を学校のほうでもしていただけないか相談に伺う予定にしております。

あと、地域のボランティアの方々にその時間帯とか見守りをできないかどうか、そのあたりもまたできる限り依頼していきたいと考えております。

○11番（奥山直武君）

わかりました。学校と重々に相談して、なされてください。

それともう一つ、29年4月から下平川幼稚園・保育所が知名認定こども園に移行しますよね。じゃ、残り1年、それ越えた場合に児童クラブの存続はどうするんですかね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ほかの児童の過ごし方は、原則北部児童クラブでやっていこうということで子ども・子育て支援計画にもありますので、引き続き28年度中かけてそのような経営者、それから指導者とやっていただける方を、もう個人それから福祉団体も法人も含めて探していきたいと考えております。

○11番（奥山直武君）

1年間、保育所の皆さんと相談をなされて、頑張ってください。

それともう一つ、幼稚園の先生は幼稚園の教諭の免許を持っておりますけれども、その先生方は面倒見ることはできないのか。保育所の免許が要るのか。どうですかね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

原則、保育士等の免許ということになっておりますが、そのような保育の場で実務経験がある方は、またその実務経験で資格保持者同等という判断もできるので、不可能ということではございません。

○11番（奥山直武君）

補助員もいいということですよね、経験だけあれば。地域誰でもいいということですね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

原則2名の方が資格者ということになっておりますが、補助員の1名については資格を有さなくても大丈夫だということで認識しております。

○11番（奥山直武君）

よろしくお願いいたします。

それと、②はもう今の返答でわかりましたけれども、その募集要項を出しておるときにきらきらで、要するに田皆小学校、ああいうところにいだったこの指導員、補助員募集を張り紙して、新入学児童の保護者の会でいだったのが休止するからそのしわ寄せが田皆にも、きらきらにも及んでくると、そういう説明を1年生の児童の前でされると思います。そして、それをきらきらに張ったのは教育委員会か保健福祉課か町民課、横の連携がとれていなくてどこが張ったんですかね、田皆の。このていだったこの募集。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

このチラシについては、指導員の募集ということで私は認識しておりますので、田皆に誰が張ったかは、ちょっと今現在ここではお答えできませんが、そういう関係者の中で下平川でやってくれる人がいないかなということで、募集ということのチラシだと認識しております。

○ 1 1 番（奥山直武君）

保健福祉課の課長の説明はわかるんですけども、ここは町民課の管轄でしょう。町民課長、どのような話を聞いていますかね。

○町民課長（榊 憲次君）

放課後児童クラブについては、保健福祉課長がお答えしたとおりでございます。

町民課としては、放課後児童クラブの今、引き受け手がないということでそれにかわる、それか放課後児童クラブをされる方が決まるまで、低学年受け入れ事業とあるのでそのほうで受け入れして、保健福祉課、町民課で子供たちの子育てにしていこうということでございます。

○ 1 1 番（奥山直武君）

わかりました。もう前に戻してもどうしようもないけれども、これからはもうきらきら、ていだっこ、両児童クラブをよろしく願いいたします。

そして、下平川幼稚園の先生の前向きな検討をお願いし、教育長、もう笑顔ですばらしい教育長ですから、どうぞ2人体制でお願いいたしまして、奥山直武、一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで奥山直武君の一般質問を終わります。

以上で通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受けとめ、適切な対処をお願いいたします。昨日の3名、本日の1名、計4名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

△日程第2 議案第2号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第2、議案第2号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期

付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

先ほど一般質問、4名の皆さんのご質問をいただきました。私どもとしても真摯に対応したつもりですが、新年度、28年度もスタートすることですので、議員からのご指摘、要望等も受けとめながら、28年度の業務の執行に邁進したいというふうに、かように思っておりますので、新年度についても議員の皆さん方のご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまご提案いたしました議案第2号は、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

国の人事院勧告に準じ、平成27年4月時点での国家公務員給与と民間給与の格差が0.36%あるわけですが、その格差を解消するための給料表の引き上げ改定、民間の支給割合に見合うような27年12月期と平成28年度以降に支給する勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるものであります。

詳細は、第1条が知名町職員の給料表の改定と平成27年12月期の勤勉手当の支給月数の改定であります。

第2条が平成28年度以降の勤勉手当の支給月数の改定であり、第3条が一般職の任期付職員の給料表の改定と平成27年12月期の特定任期付職員の期末手当の支給月数の改定であります。

第4条が平成28年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給月数の改定であります。

附則の第1項と第2項は、この条例の施行日を公布の日とし、第1条のうち、給料表の引き上げ改定については、平成27年4月1日にさかのぼって適用することと、第2条の勤勉手当の支給月数引き上げ改定については、平成28年4月1日から施行することを定めたものであります。

附則の第3項は、現行の給与条例により平成27年4月1日以降に支給された給与については、この条例による改定後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす経過規定であります。

第4項は、規則への委任について定めたものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

1 ページ、第 1 条から別表第 1 給料表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

4 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

5 ページ、第 2 条まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

第 3 条。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

第 4 条。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

附則、6 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第3号 平成27年度知名町一般会計補正予算（第5号）

○議長（今井吉男君）

日程第3、議案第3号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第3号は、平成27年度知名町一般会計補正予算（第5号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,401万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億7,867万7,000円と定めました。

主な補正内容は、国の第1号補正の成立に伴い、各字公民館の防災拠点施設としての機能向上のための防災拠点施設整備事業費、マイナンバー制度にかかわるシステムのセキュリティ強化のための自治体情報セキュリティ強化対策事業費、一億総活躍社会実現のため、地方版総合戦略をレベルアップさせるための地方創生加速化交付金事業の3事業、農業の担い手の育成、確保を図るための担い手確保・経営強化支援事業費をそれぞれ新規に計上し、その他事業費の確定などに伴い、増減を行いました。

繰越明許費は、総務費の中で防災拠点施設整備事業、個人番号カード交付に係るシステム構築等負担金、自治体情報セキュリティ強化対策事業、地方創生加速化交付金の3事業、並びに民生費は知名認定こども園の園舎の新築工事、農林水産業費では担い手確保・経営強化支援事業、土木費においては黒貫大堂線改良工事、公営住宅建設整備事業など、繰越明許として計上してあります。

債務負担行為は、奄美海運が借り入れる運転資金に対する損失補償並びに電算関係機器のリース料、農業近代化資金等利子補給、国営沖永良部土地改良事業本町負

担分やホイールローダーリース料を追加いたしました。

地方債では、自治体セキュリティ強化対策事業費債、防災拠点施設整備事業費債を追加し、その他事業の進捗、事業量の増減に合わせて変更並びに廃止を行いました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページから。

2ページ。

3ページ。

4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

第2表繰越明許費、5ページ。

第3表債務負担行為補正、6ページ。

第4表地方債補正、7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（平安正盛君）

先ほど、議案説明、提案理由説明書で、今回の補正について、「1億2,401万3,000円を減額」と申し上げましたが、追加でございますので、訂正しおわびを申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、10ページから。

11ページ。

12ページ。

歳出、13ページから。

14ページ。

15ページ。

16ページ。

○12番（福井源乃介君）

2目の伝統工芸品の確立事業ということで、これを見ますと、計画策定の委託料

と負担金と、全額なっておりますが、具体的に、長期計画で第1歩目のスタートというふうには見ているんですが、費用対効果として、金額的に非常に委託料あるいは負担金3,400万円という金額なんですが、その辺のちょっと事業説明等々お願いします。

○企画振興課長（榮 照和君）

今回、加速化交付金に申請した事業でありまして、今申請中です。大体のこの事業が実施できるかできないかについては、3月の中旬ごろ確定しますので、もしかしたらこの会議中、ちょうど最終日ぐらいにこの事業が実施できます、できませんというのは報告できるかと思います。今の段階では確定はしていないんですけれども、事業内容についてお答えいたします。

伝統工芸ですね、芭蕉布という鹿児島県でも相当評価を受けている事業がありまして、後継者育成とか芭蕉布の原料の確保とか、そういうものが今困難になっております。何らかの方法でこの伝統工芸、ほとんど奄美にもないし、沖縄県にはあるんですけれども、知名町でまた伝統士のほうが高齢化していまして、これを絶やすことはもったいないと、ぜひ伝統工芸を残していきたいということで計画をいたしました。

大体、事業内容としましては、事業戦略の立案、運営のサポート、消費者ニーズの把握と商品開発、アクションプランの作成、人材の育成、施設の改修、備品購入等そういうものを考えておりまして、金額的には3,000万円ちょっと要求していますけれども、結果のほうでそのとおり3,000万円以上来るのか、それとも精査されて減額されるのかというのはわかりませんが、この事業は今の下城にあります芭蕉布工場の存続かつ人材育成かつその他の、またそういうものであります。

以上です。

○12番（福井源乃介君）

大変ありがたい事業だなと思いますし、芭蕉布限定ということで伺いましたけれども、島外から芭蕉布を学びに来ている若い方もいるわけですね。それに対する住宅支援あるいは生活支援等々、あるいは芭蕉布のPR、販路拡大等々も含めて、今後取り組んでいくということでよろしいのでしょうか。

○企画振興課長（榮 照和君）

今議員がおっしゃるとおりです。採択された場合、この交付金の中でできる限り、今のご意見を最大限に生かしたいと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

進めます。１７ページ。

１８ページ。

１９ページ。

２０ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

２１ページ。

２２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

２３ページ。

２４ページ。

２５ページ。

２６ページ。

２７ページ。

２８ページ。

２９ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第３号、平成２７年度知名町一般会計補正予算（第５号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、平成２７年度知名町一般会計補正予算（第５号）は、

原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時20分から再開します。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時20分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第4 議案第4号 平成27年度知名町国民健康保険特別会計
補正予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第4、議案第4号、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第4号は、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億8,316万4,000円と決めました。

補正の内容は、歳入では繰入金を増額計上し、歳出では、総務費の増額であります。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

歳出、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第5号 平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第5、議案第5号、平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第5号は、平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,349万5,000円と定めました。

補正の内容は、歳入では、償還額変更に伴う諸収入を1万円増額計上し、歳出については、基金積立金を1万円増額計上しました。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入歳出、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第6号 平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第6、議案第6号、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第6号は、平成27年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ364万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,854万5,000円と決めました。

主な補正の内容では、歳入が、滞納繰越金を実績により45万9,000円増額計上し、また下水道事業債については、知名環境センター散気装置の修繕事業費の減額に伴い、410万円を減額計上しました。

歳出では、汚水取りつけ管布設にかかわる原材料費18万6,000円を増額計上しました。また、知名環境センター散気装置修繕事業費の確定により、410万円を減額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

○12番（福井源乃介君）

下水道事業が終わって数年が経過しているわけですが、やはり課題は接続率だと思います。現在の接続の状況並びに今後の推進対策があればお願いします。

○建設課長（高風勝一郎君）

公共下水道事業についてお答えをいたします。

ことしの1月現在で、接続戸数ですが、954件接続をしていただいております。また、各家庭取りつけ管、いわゆる公共ますまで設置可能な戸数が1,323件、現在、接続率が72.1%の方々が接続をしていただいております。

また、人口でもデータを出しております。現在、接続済みの人口が1月現在で1,803名接続をしていただいております。先ほどの接続可能な人口でいきますと、2,448名の方の皆さんの接続が可能となっております。現在、接続率が、人口でいきますと73.7%の方が接続をしていただいております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「推進対策」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（高風勝一郎君）

失礼しました。今後、また引き続き家庭の取りつけ管を設置されていない方々の

啓蒙も進めてまいります。また、今後新たに新設される箇所も出てきますので、公共下水道区域内であれば、公共下水道管を布設したほうがいい場合は布設をしていきます。また、どうしても立地条件的にそれが不利な場合は、合併浄化槽等も含めながらまた推進をしていきたいというふうに思っております。

○ 1 2 番（福井源乃介君）

農集排とあわせて、今後のずっと課題になろうかと思います。

一時期よりも若干推進の機運が落ちているのかなという気もしないでもありませんが、それぞれ各地区協力をして、農集排とまた連携をとりながら、接続向上に努めていただきますよう要請して終わります。

○議長（今井吉男君）

進めます。2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、6 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

歳出、7 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 6 号、平成 2 7 年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、平成 2 7 年度知名町下水道事業特別会計補正予算（第

3号)は、原案のとおり可決されました。

**△日程第7 議案第7号 平成27年度知名町農業集落排水事業特別
会計補正予算(第3号)**

○議長(今井吉男君)

日程第7、議案第7号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長(平安正盛君)

ただいまご提案いたしました議案第7号は、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ91万円減額計上し、歳入歳出予算の総額を1億7,755万4,000円と決めました。

また、補正内容は、歳入については新規加入戸数減による農業集落排水事業加入金を240万円減額計上し、一般会計繰入金を149万円増額計上しました。

また、歳出については、浄化センター維持管理費、田皆地区の光熱費の50万円、予備費を14万円それぞれ増額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(今井吉男君)

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

○12番(福井源乃介君)

農集排についても加入金の減額ということで、接続の状況と今後の推進方策等々あればお願いします。

○耕地課長(窪田政英君)

農業集落排水事業について、まず現在の接続率についてご報告したいと思います。

田皆地区につきましてが接続率87.46%、平成27年度接続実績が6人と、それから下平川地区47.32%、これが27年度接続が28人、それから住吉地区、接続率29.61%、27年度実績11人。戸数で申し上げますと、田皆地区が3戸、下平川地区10戸、住吉地区5戸が27年度中の接続実績となっております。

それぞれの地区について、田皆地区 87% というのは、平成 13 年度に完了して長い期間の加入促進が図られているということ、ただ、課題となっております下平川地区の 47.32% というのは、平成 20 年での完了ではありますが伸び悩んでいると。住吉地区については、平成 23 年度の完了に対しておおむね 30% ということで、これからの推進に取り組む地区だというふうに認識しております。

具体的な取り組みについては、各地区ごと、特に下平川・住吉地区については、2 人 1 組体制で今後戸別訪問して、接続の推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（今井吉男君）

福井君、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

進めます。2 ページ。

○5 番（森山 進君）

ただいまの関連ですけれども、やっぱり接続をするためには、どうしても金銭的な関係があるわけですね。やっぱり個人的に各家庭に回った時点で、幾ら推進をしても、お願いしてもどうしても金銭的にできないという皆さんも出てくるんじゃないかなと思うわけですよ。その辺の分を結局何かの形でいろんな、補助というのはおかしいんですけれども、借り入れの方法とかそういう形で推進しないと、これは伸びないと思うんですよね。もうある程度、これだけの年数がたっても、田皆地区はもう長いわけですので、残り 13% ということなんですけれども、下平川、住吉についても、大体こういう接続やりましょうでもうなったときに、なかなか金銭的な関係、1 戸当たり大体実際幾らぐらいかかるの。結局水洗にしようとしたときに 70 から 100 万円近くかかるものか、その辺ちょっとお尋ねしたいなと思います。

○耕地課長（窪田政英君）

確かに、今おっしゃるように、特に高齢者世帯等につきましては、そういった経済的な理由もおありかと思えます。今のご質問の 1 件当たりの接続に要するコストですけれども、加入金を別にして工事費という点で見ますと、家屋の水道の蛇口の数や管の延長にもよりますけれども、おおむね 60 から 80 万円ぐらいのコストがかかるのではないかと。本当に 1 人世帯の小さい家屋であれば 30 万円ぐらいでもいいのが、ただ便器の入れかえであったりそういったところのコストがどうしても大きく負担となるところだと認識はしております。

○5 番（森山 進君）

わかっているように、ひとり家庭、年金暮らしの皆さんがおるわけですね。そういう皆さんがやっぱり何かの形で、融資関係もまた結構難しいわけですね。60万円、70万円かかるところを融資でやろうかといっても、年齢的に借入れができない。そうなったとき、なかなかこの接続が難しいわけですね。推進する皆さんも大変かも知れませんが、その辺も何とかして打開していかないと、結局60、70まで行って、あとの30%がなかなかできないとなりますので、その辺も考えていくべきかなと思うんですよ。金銭的に難しい皆さんは何かの方法で、融資ができない、またそこを何とかするのが行政のサービスじゃないかなと思ってしますので、なるべく接続しやすいような形をお互い話し合いをして、これからも推進をしていただきたいなと思っています。これ要請しておきます。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第8号 平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特

別会計補正予算（第３号）

○議長（今井吉男君）

日程第８、議案第８号、平成２７年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第８号は、平成２７年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ３３６万４，０００円減額計上し、歳入歳出予算の総額を１，２５９万６，０００円と決めました。

主な補正の内容は、歳入では、新規加入戸数の減により加入金を１０万円減額計上し、一般会計繰入金は１３６万４，０００円減額計上しました。浄化槽整備事業費債は総事業費の減により、過疎債を１００万円、下水道債を９０万円減額計上しました。

また、歳出については、市町村設置型浄化槽整備事業費は、事業見込みの減により浄化槽設置工事費用１６１万４，０００円減額計上し、浄化槽維持管理費は、管理予定浄化槽の基数減により浄化槽維持管理委託料を８４万円減額計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第１表歳入歳出予算補正、１ページ。

２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、５ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第9号 平成27年度知名町水道事業会計補正予算
（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第9、議案第9号、平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第9号は、平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、収益的収入及び支出についての補正であります。

主な補正で給水収益を400万円増額計上し、営業費用として配水及び給水費を79万円、総係費を212万4,000円増額計上いたしました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。
補正予算、1 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

次に、実施計画書、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

次に、見積基礎、3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 議案第10号 工事請負変更契約の締結について（平

成 2 7 年度知名認定こども園園舎敷地
造成工事 1 工区)

○議長（今井吉男君）

日程第 1 0、議案第 1 0 号、工事請負変更契約の締結について（平成 2 7 年度知名認定こども園園舎敷地造成工事 1 工区）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 1 0 号は、工事請負変更契約の締結についてですが、内容は平成 2 7 年度知名認定こども園園舎敷地造成工事 1 工区の工事請負変更契約に関する案件であります。

昨年 1 2 月に着工しました平成 2 7 年度知名認定こども園園舎敷地造成工事 1 工区は、敷地道路土工が完了し、現在擁壁工事を行っております。今回の変更の主な工種としましては、上水道工が 1 3 3 メートル、下水道工が 7 5 メートル、下層上層路盤が 7 7 0 平方メートルとなっております。工期につきましては 3 月 3 1 日まで工期を延長し、繰越手続を行った後、4 月末までの工期延長を予定しております。

なお、2 工区につきましても変更契約を行いました、変更額が減額となり、議決事項であります 5, 0 0 0 万円を下回り、変更金額は 4, 9 1 1 万 6, 0 0 0 円を下回りましたので提案いたしていないところであります。

以上、議案第 1 0 号についての説明を申し上げました。よろしくご審議の上、決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

○2 番（今井宏毅君）

当初金額が 6, 4 6 0 万円に、変更等で 1, 0 0 0 万円も増になっております。知名町の中には仕事のない業者もおります。1, 0 0 0 万円も超えるようなこの金額、これは分割発注をするべきではないかなと思いますけれども、大手、それはそれで大手がやるのは構わんですが、やはり工事はみんながそれぞれ回るように、いろんな利便性も絡んであると思いますが、そこらの説明を、今回の変更増の説明をお願いいたします。

○町民課長（榎 憲次君）

今回の変更契約の内容につきましては、先ほど町長がご説明申し上げたとおりでございますけれども、今回、2 8 年度 4 月以降に、6 月ぐらいに建築本体の建物の

予定をしておりますけれども、その今、建築確認申請の事前協議を行っておりますけれども、その中で道路について一応完成をして、開発許可の一部の1工区として検査を受けなさいということがございまして、今回その上層下層路盤工それからそれと同時に上水道と下水道、これにつきましては28年度に舗装工事と一緒にやる予定でございましたけれども、今回上層までやるということになりまして、水道と下水道を同時にやるということになったわけでございます。

分割発注につきましては、工期等の関係もありまして、大変厳しいものと思っております。ご理解いただきたいと思います。

○2番（今井宏毅君）

それは、工期も厳しい、次に本体工事の着工を待っているということで、この件は理解はできますが、やはり5,000万円、6,000万円と一括発注が結構多いし、そこら辺は当初からやはりそれぞれのまちの事業所の数とかそこも見ながらある程度平等に回るように、平等というのはおかしいんですが、それぞれあれなんです、一度大きなものをとった業者さんには外れてもらって、いろんな方法があるかと思えます。これでは相手の業者がとって、その人たちだけしか回らないような、そんな状況でありますので、ひとつ今後、発注の際は十分地域の実情を鑑みながら発注をしていただきたいと要請をして終わります。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

○2番（今井宏毅君）

はい。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、工事請負変更契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事1工区）を採決します。

本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、工事請負変更契約の締結について（平成 27 年度知名認定こども園園舎敷地造成工事 1 工区）は可決されました。

△日程第 11 議案第 11 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第 11、議案第 11 号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 11 号は、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

現在、町長、副町長及び教育長の給料は、特例期間として毎年 12% の減額をしているところでありますが、本町の財政は依然厳しい状況にあるため、平成 28 年度も引き続き特例期間として 12% の減額を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○5 番（森山 進君）

このように毎年この 3 月の予算のときに減額というのが出てくるんですけれども、これからも将来的にこのように減額をすることでいくものか、私から考えたらやっぱり皆さんは町民のために仕事を頑張ってほしい方たちばかりです。これを減額するというのが余り納得はできないわけです。ある程度の報酬をもらって、その分仕事で返すべきじゃないかなと思ったりするわけです。この長い期間このような形になっていますけれども、町長、これからもこのようにずっと減額でいくものか、その辺をお尋ねいたします。

○町長（平安正盛君）

森山議員のおっしゃることは十分理解していますし、また私どものいわゆる三役に対する心遣いについてはありがたく思うところでありますが、先ほど申し上げたとおり、今年度も引き続きということの提案であります。

これまでの経緯を申し上げますと、当初から非常に財政が厳しかったので、いわ

ゆる三役について、10%ずっと削減をしてきたところであります。そのことについてはその間途中、議員の皆さんのご理解をいただきまして議員の皆さんのカットもさせていただいたところですが、10%についてはそのままいくと。それから2%が、これは3年前に議会でも議案として出したことでありますが、全国的に国家公務員の給与と地方公務員の差のいわゆるラスパイレスが逆転していると。したがって、国からの指導で地方公務員のラスのオーバー分は減額するというふうに要請をして、それをしないところにはペナルティーもあるとかいうことで、私どもはその意向を酌んで職員を2%カットしたところです。これは全国的に1年間の経過措置ということで、1年経過後またその2%の分は復元をしたところです。その段階でいわゆる三役についても、じゃ趣旨からしたら、いきさつからすれば2%は復元すべきではないかなというような考え方もあったんですけども、今申し上げたように、わずかではありますが、こうした減額をしていきたいと。

今言うように、じゃ、いつまでかということであれば当然、現段階ではその年々の判断でやっていきたいというふうに思っております。いつまでかということではなくて、状況判断に応じて議会に提案して、復元するのかあるいは継続するのか、あるいはさらに削減率を高くするか等々のことは、時の財政状況に応じて対応したいというふうに思っています。

○5番（森山 進君）

この減額によって、三役の皆さんの頑張りがなくなるのかなという心配もあるわけですが。人間というのは不思議なもので、報酬に応じた仕事をする人たちが多いわけですが。我が町の三役はそのようなことはないと思いますけれども、やはり払うべき報酬は報酬として、結局財源が苦しいということでまた皆さんの職員の給料を削るより、ほかの場で削る場所があるんじゃないかなと思ったりするわけです。その辺も考えながら報酬というのは、削るというのはなるべくしない形でやっぱり組んでいってもらいたいなと思います。その辺、要請しておきます。

○9番（東 善一郎君）

町長の施政方針で、財政が好転してきたという文言が飛び交いました。その都度に積極財政指導というお話もありました。こういうときが好機といえは好機じゃないですかね。やっぱりもとに戻すべきじゃないですかね。我々議会だって、そのような知名町の体制が見えたからボーナスを全額払えと、こういう運動も起こしたわけでありまして、我々だけいい目を見て、あなたらにそういう苦勞をさせるというわけにはいかんと思います。それはぜひ今の森山議員のお話のとおり、もとに戻すべきじゃないでしょうか。

〔「対等にやらないと」と呼ぶ者あり〕

○町長（平安正盛君）

ご意見はご意見として承らせていただきたいと思いますし、確かに施政方針でも述べましたとおり、経常収支比率も非常に比率がどんと下がって、ある意味で改善された。しかしその後、知名中学校、それから知名小学校、現在の田皆、それから今回から宅地、団地、公営住宅、それから認定こども園等々が新規に、しかも大型事業が入った関係で去年から若干経常収支比率も上がってきています。ただ、逆に公債費比率については約20%でしたのが、現在は13.5だったと思うんですが、要するに実質公債費比率が。そういうふうな形で好転しているんですけども、やっぱり今後のまた、先ほど申し上げたそれぞれの大型事業等に取り組まなきゃならない状況にもありますので、改めてまた公債費比率も上がってくることが危惧されますので、そういった財政状況を見ながら人件費の総額の抑制は詰めていかなきゃならないんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、今回この議案を提案するに、職員からも、町長、もうそこまでする必要はないんじゃないかと、思いがあって私にも言ってきたんですけども、今回については先般議員の皆さんにご相談した期末手当等々の関係もちよっと私どものミスもありましたので、そういったことも含めて、今回、職員はもう戻していいんじゃないのというような強い意見でしたけれども、今回についてはそういう職員からの相談もありましたので、今回改めて継続をさせていただきたいということで提案したところです。

○9番（東 善一郎君）

町長がおっしゃっていることとやっていることが合わないんですよ、私たちが見ては。財政が好転した、そして積極予算案を使うということは、町民に対しても自分の職員に対してもそれだけの返しがないと、伴っていくのが当たり前であって、財政はこういうふうにしたけれども給料はカットしましょうねというのは、どこからどう見ても通らんですよ。ですから、今回限りという話ですけども、やはり何かの形で決断するべきではないでしょうか、リーダーとして。

○町長（平安正盛君）

ご意見ありがたくいただくところですが、今もろもろのお話もしましたし、そのことを含めて、今回私は責任を持って議案を提案しましたんで、後は議会の判断にお任せいたします。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。進めます。

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、本則中から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第 12 議案第 12 号 知名町長等の給与等に関する条例及び
知名町議会議員の議員報酬等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第 12、議案第 12 号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 12 号は、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

国の人事院勧告に準じ、期末手当の支給月数をこれまで 3.35 月から 3.15 月へ改めるものであります。

第1条関係では、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を改め、第2条で議会議員の期末手当の支給月数を改めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、第1条。

第2条。

附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第13号 地方公務員法及び地方独立行政法人法
の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定につ
いて

○議長（今井吉男君）

日程第13、議案第13号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第13号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての案件であります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職務級原則の徹底を図るため給与条例に等級別基準表を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表するための給与条例等の改正、分限事由の明確化のため分限条例の改正のほか、地方公務員法の改正による引用条項のずれに対応するための関係条例の所要の改正をしたものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条から。

2 ページ。

3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

4 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第 14 議案第 14 号 知名町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第 14、議案第 14 号、知名町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 14 号は、知名町職員の退職管理に関する条例の制定についての案件であります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、課長級の職員が退職後 2 年の間に営利法人または報酬を得て非営利法人に再就職する場合は、再就職先の名称や業務内容、再就職先における地位等の情報について、離職時に任命権者に届け出を義務づけることについて新たに条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条。

第2条。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

附則まで。

○3番（名間武忠君）

2カ年の間にその職についた者への届け出ということがありますけれども、届けを受けた町として、それから町長として、何らかの指導とか何らかの指示等含めたものの権限があるのかないのか、その点について伺います。

○総務課長（榮 信一郎君）

本日、条例を提案してございますが、条例が可決いたしましたら、該当する退職した職員が1名おりますので、その元職員と連携をとって、それぞれ必要な手続等については行わせたいということで、可決後にそれぞれの手続をとっていきたいと考えております。

○3番（名間武忠君）

よく国が天下りというような表現を使っておるようでありますけれども、そのようなものについては何年以内についてはその職にはつけないというような条項があると思いましたがけれども、町としては、この2カ年の間に報告さえやれば何ら規制をかけないというようなことでよろしいわけですか。

○総務課長（榮 信一郎君）

今、議員のおっしゃるとおりということであります。報告をしたらこの条例に反しないというような理解をいたしております。

○3番（名間武忠君）

そうしますと、特に報告の義務を課せられたということになるわけです。何か国とか県とかから指導があったわけですか、この点について。

○総務課長（榮 信一郎君）

国や県の職員等についてもこのような制限といたしましょうか、規制がありますので、私ども市町村の職員についても国・県の職員と同じような規制といたしましょうか、報告といたしましょうか、このような届け出をしていていただきたいといたしましょうか、していくというように方向を示していきたいと考えております。

○議長（今井吉男君）

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第１４号、知名町職員の退職管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号、知名町職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第１５ 議案第１５号 知名町行政不服審査会条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第１５、議案第１５号、知名町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第１５号は、知名町行政不服審査会条例の制定についての案件であります。

行政不服審査法が平成２８年４月１日に施行されることに伴い、町の附属機関として行政不服審査会の設置が義務づけられることにより、その設置について新たに条例を制定するものであります。

概要としては、第１条が設置する旨について、第２条から第５条は組織、委員、会長及び専門委員の職責等について、第６条が会議について、第７条が庶務について、第８条が規則への委任について、第９条は委員が情報漏えいした場合の罰則について、附則第１項は条例の施行日について、第２項が委員の報酬について、それぞれ規定するものであります。

なお、委員の選任については、鹿児島県市町村行政推進協議会が行い、県内市町村の統一的行政不服審査会を利用するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○5番（森山 進君）

今回、行政不服審査会というのが発足した場合、今現在、町のほうで行政相談委員ですか、あるわけですよね。町内から2名ぐらいかな。こういうのは今度はなくなるということですか。今現在行っている行政相談員というのがいらっしゃいますが、その方はなくなって新たにこういうのをつくって、いろんな行政に対しての不服が出てきたときに皆さんが審査するという意味ですか。その辺ちょっとお尋ねします。

○総務課長（榮 信一郎君）

ただいまご質問がありました行政相談というのは、あくまでも国や県や町の行政に対するいろんな相談事について相談を承るといいますか、相談に乗って、これはあくまでも行政処分等、行政が行ったことについての不服ですね。納得がいかないと、法的に納得がいけないとか、いろんな手続的にいろんなところが行政処分等に納得がいけないとか、そういうときに申し出て、それを弁護士や税理士とかそれぞれのプロの皆さんが町の相談に乗っていくといいたいまいしょうか、町からの相談に、あるいはまた行政不服を申し立てた方とのいろんな意見調整を行っていくということで、現在お願いしています機関とはまた全く違った機関だということでご理解いただければと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条。

第2条。

第3条。

第4条。

第5条。

第6条。

2 ページ、第7条。

第8条。

第9条。

附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第１５号、知名町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号、知名町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第１６ 議案第１６号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第１６、議案第１６号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第１６号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての案件であります。

先ほどの議案第１５号とも一部関連をする議案であります。行政不服審査法が平成２８年４月１日に施行されることに伴い、法の全部改正による法令番号の改め、不服申し立ての種類が審査請求に一元化されることによる用語の改め、不服申し立て期間が６０日から９０日へ延長されることによる改め、所要の改正により関係条例の整備を行ったものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条から。

2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

6 ページ。

7 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第 17 議案第 17 号 知名町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第17、議案第17号、知名町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第17号は、知名町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についての案件であります。

先ほどの議案とも関連しますが、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、同法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を整備する必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

第1条は条例の趣旨について、第2条は審査員に提出された書類等の写しの交付に係る手数料について、第3条は審査会に提出された資料等の写しの交付に係る手数料について、第4条が手数料の減免について、附則は条例の施行日について、別表は手数料の額についてそれぞれ規定したものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条から。

第2条。

第3条。

第4条。

附則。

2 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、知名町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、知名町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

〔「議長、1 行目と 6 行目の「査」が抜けているんじゃないでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 1 時 3 9 分

再 開 午後 1 時 4 0 分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（平安正盛君）

ご指摘のとおりミスがございました。正式に差しかえをして議事録に残したいと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

△日程第 18 議案第 18 号 沖永良部バス企業団規約の変更について

○議長（今井吉男君）

日程第 18、議案第 18 号、沖永良部バス企業団規約の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第18号は、沖永良部バス企業団規約の変更についての案件であります。

バス企業団規約は昭和43年4月1日付で鹿児島県知事の許可があった日から施行されており、その後昭和48年、51年、平成20年12月及び平成22年4月に一部改正されていますが、同規約の全面的な見直しを行っていないため、現状にそぐわない部分があり、字句の整理など所要の整備、あわせて例規としての体裁を整えるため文言の整理を行うことにより現状に即した形に改めるため、規約の全部改正を行うものであります。

なお、平成20年12月の「企業長の任期を4年から2年」に改める一部改正規約、平成22年4月の「企業団議員の議員数を両町5名の計10名から両町4名の計8名」に改める一部改正規約については、地方自治法第286条第1項の規定、すなわち内容としては、「一部事務組合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体それぞれの議会の議決を経て行う協議によりこれを定め、県知事の許可を得なければならない」とする手続が行われていなかったことから、今回、県市町村課と協議し助言をいただきましたので、今般の改正内容に、経緯に至ったところであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わります。

次に、改正事項による質疑を行います。

1ページ、第1条から第7条まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

2ページ、第8条から第13条。

○3番（名間武忠君）

2ページのこの字、召集の「召」はてへんが要と思いますけれども。3行目と第8条の召集の件。

〔「国会召集と議会招集」と呼ぶ者あり〕

〔「てへんやろ」と呼ぶ者あり〕

〔「いや、この場合は別」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 1 時 4 3 分

再 開 午後 1 時 4 4 分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2 ページ、第 8 条から第 13 条。

附則、3 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、沖永良部バス企業団規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、沖永良部バス企業団規約の変更については可決されました。

△日程第 19 議案第 19 号 学校教育法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定について

○議長（今井吉男君）

日程第 19、議案第 19 号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第19号は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての案件であります。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行が、小学校から中学校までの一貫教育を実施するための新たな学校の種類として義務教育学校の制度が平成28年4月1日から創設されることに伴い、関係条例に義務教育学校の語、文言を加えることなど所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条。

第2条。

第3条。

附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第 20 議案第 20 号 知名町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第 20、議案第 20 号、知名町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第 20 号は、知名町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

平成 28 年 4 月 1 日をもって住吉幼稚園、上城幼稚園は認定こども園きらきらへ合併するに当たり、住吉幼稚園、上城幼稚園の廃止について条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、別表、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、知名町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、知名町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第21号 知名町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第21、議案第21号、知名町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第21号は、知名町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

平成27年度地方創生先行型交付金及びふるさとまちづくり基金を活用し、町民の触れ合い、出会い、5年後に控える鹿児島国体のパワーリフティング競技開催が決定していますので、それに対する地元の選手育成並びにスポーツによる地域活性化の場として、今回、昨日の行政報告でも申し上げましたが、知名町民体育館2階にトレーニング室を再整備したことに伴い、その使用料が他自治体同等の施設使用料と比較しながら、今回の機材も含めてその使用料について改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○3番（名間武忠君）

トレーニング室を整備をされること、さらに使用料金が下がるということは、体協にかかわる一人としては大変喜ばしいことに感じております。あわせて、20年の国体は初めて知名のまちでの開催ということになります。地元で開催ですので、何分選手が地元から出ないということについてはやっぱり一抹の寂しさを感じるわけでありまして、また応援にも熱がいまいちかなという感じがするわけですので、ぜひこれから選手の発掘あるいはそういう競技を心得ている指導者等も含めて誘致

のほうに特段にお願いしたいなということを要請しておきます。ぜひその方向で検討していただきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

要請でよろしいですか。

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、使用料金の改正、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 2 1 号、知名町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 1 号、知名町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第 2 2 議案第 2 2 号 知名町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第 2 2、議案第 2 2 号、知名町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第22号は、知名町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

平成26年6月25日に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、これに伴い介護保険法が一部改正されたわけであります。そのうち居宅サービス等の見直しに関する事項として、通所介護のうち利用定員が厚生労働省で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけることとなったことから条例の一部を改正したものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ、目次中から。

2 ページ。

3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

7 ページ。

8 ページ。

9 ページ。

10 ページ。

11 ページ。

12 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

13 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

14 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

15 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

16 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号、知名町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、知名町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第23号 知名町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関

する条例の一部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第２３、議案第２３号、知名町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第２３号は、知名町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

平成２６年６月２５日に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、それに伴い介護保険法が一部改正されたところであります。そのうち居宅サービスなどの見直しに関する事項として、通所介護のうち利用定員が厚生労働省で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけることとなったことから改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○１２番（福井源乃介君）

先ほどのと関連があると思いますが、この改正によって、小規模なデイサービス等々をする事業者がふえる可能性もあるわけですね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

法律改正に伴って条例を制定しておりますが、これに当たる事業者は現在、知名町内に２事業者ございます。全国的に見ても、このような小規模な事業者がふえているということで、そのような事業者については地域で、地域密着ということなので、その設置基準それから運営管理について市町村がその主体となるということで今回の条例制定を行っております。

○１２番（福井源乃介君）

条件が緩和されて自宅でも預かれる、見られる、サービスを提供できるというようなものなんですか、それとも施設をきちんとしてという形ですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

具体的に言いますと、これは先ほどからあります省令で定めた数未満となっておりませんが19人未満、18人以下の施設に対しては地域密着でサービスしたほうがいいと、それから指定もしたほうがいいという考えでありますので、今まで県がやっていたところの事務を町がやるという、そういうことでございます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

これで総括的質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1 ページ、第7条第4項中から。

2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

3 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号、知名町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、知名町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係

る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす１０日は午前１０時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 ２時０４分

平成 28 年 第 1 回 知名町議会定例会

第 3 日

平成 28 年 3 月 10 日

平成28年第1回知名町議会定例会議事日程
平成28年3月10日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○開議の宣告

○日程第 1 議案第24号 知名町道路線の廃止について

○日程第 2 議案第25号 知名町道路線の認定について

○日程第 3 議案第26号 知名町国民宿舎特別会計財政調整基金条例の全部を改正する条例について

○日程第 4 議案第27号 知名町国民宿舎の指定管理者の指定について

○日程第 5 議案第28号 知名町フローラル館の指定管理者の指定について

○日程第 6 議案第29号 知名辺地総合整備計画の変更について

○日程第 7 議案第30号 知名町過疎地域自立促進計画の策定について

○日程第 8 報告第 2号 知名町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

○日程第 9 平成28年度 各会計当初予算一括提案（議案第31号から議案第41号）

○日程第10 平成28年度 予算審査特別委員会の設置（議案11件を付託）

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2 番	今 井 宏 毅 君	3 番	名 間 武 忠 君
5 番	森 山 進 君	6 番	山 崎 賢 治 君
7 番	平 秀 徳 君	8 番	松 元 道 芳 君
9 番	東 善一郎 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	福 井 源乃介 君	1 3 番	今 井 吉 男 君

1. 欠席議員（2名）

1 番	田 中 富 行 君	1 0 番	西 田 治 利 君
-----	-----------	-------	-----------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	迫 田 昭 三 君	議 会 事 務 局 次 長	東 公 仁 君
-------------	-----------	---------------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	平 安 正 盛 君	税 務 課 長	山 崎 實 君
副 町 長	宗 岡 与 名 彦 君	町 民 課 長	榊 憲 次 君
教 育 長	豊 島 実 文 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣 一 郎 君
総 務 課 長	榮 信 一 郎 君	老 人 ホ ー ム 園 長	新 納 哲 仁 君
総 務 課 長 補 佐	村 山 裕 一 郎 君	水 道 課 長	伊 藤 末 隆 君
企 画 振 興 課 長	榮 照 和 君	水 道 課 参 事	山 田 悟 君
農 林 課 長	安 田 末 広 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 学 校 教 育 課 長	瀬 島 徳 幸 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 野 兼 一 君	学 校 教 育 課 参 事	平 山 盛 文 君
建 設 課 長	高 風 勝 一 郎 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	大 郷 一 雄 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	給 食 セ ン タ ー 所 長	徳 岡 秀 郷 君
耕 地 課 参 事	山 下 清 則 君	企 画 振 興 課 主 査	西 富 士 雄 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	安 田 輝 秋 君		

△開 会 午前１０時００分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 議案第２４号 知名町道路線の廃止について

△日程第２ 議案第２５号 知名町道路線の認定について

○議長（今井吉男君）

日程第１、議案第２４号、知名町道路線の廃止について及び日程第２、議案第２５号、知名町道路線の認定については一括して議題とします。本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

おはようございます。

ただいまご提案いたしました議案第２４号並びに第２５号については一括提案ということですので、一括して説明させていただきたいと思います。

まず、議案第２４号が知名町道路線の廃止についての案件で、第２５号についてはその関連の認定の関係の各議案であります。

まず、議案第２４号は、表記されてあります６路線全てを町道認定されておりますが、そのうち２路線については、起点並びに終点が複数点あることから、現在認定されている路線を廃止し、それぞれ１点ずつ起点、終点となるよう分割した上で、改めて次の議案で町道路線の認定を行うものであります。

また、残り５路線については、現在の町道台帳が基盤整備前の内容となっており、起点並びに終点及び延長等、内容に変更があることから、基盤整備前の内容の町道路線を廃止し、平成２７年度実施の町道台帳整備事業の成果内容を反映した町道路線として認定するものであります。

起点並びに終点の変更には、路線の廃止と認定の二重の手続が必要なことから、議案第２４号において６路線を廃止し、分割した新規の２路線を加えた計８路線を議案第２５号にて認定するものであります。

新規の線名は大字、小字名の倣いから、住吉上平川線と分かれた路線を上平川蔵地俣線とし、瀬利覚墓地線から分かれた路線を瀬利覚野射線といたしたところであ

ります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

まず、議案第24号、知名町道路線の廃止についての質疑を行います。

○7番（平 秀徳君）

その町道の廃止路線というのは、下平川内城線の県道から上平川住吉線に交わる旧町道ですね。それが一応廃止ということで、また新規に認定されるのが上平川住吉線のその交わる部分から、その県道までの区間ですかね。

○建設課長（高風勝一郎君）

そのとおりでございます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○7番（平 秀徳君）

ということは、上平川蔵地俣線も従来どおり町道ということですね。

○建設課長（高風勝一郎君）

路線名を新たに蔵地俣線という名前にいたしまして、引き続き町道として認定したいということでございます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号、知名町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号、知名町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、知名町道路線の認定についての質疑を行います。

認定の路線、次のページの図面まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第２５号、知名町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号、知名町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

△日程第３ 議案第２６号 知名町国民宿舎特別会計財政調整基金条例の全部を改正する条例について

○議長（今井吉男君）

日程第３、議案第２６号、知名町国民宿舎特別会計財政調整基金条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第２６号は、知名町国民宿舎特別会計財政調整基金条例の全部を改正する条例についての案件であります。

現在、国民宿舎は指定管理者制度を導入しており、国民宿舎と併設しているフローラル館及び自然休養村管理センターも同制度を導入し、当該３施設ともにおきえらぶフローラル株式会社が管理運営を行っております。

当該基金については、昭和４９年に設置されたもので、国民宿舎の運営上の財政不足や建設事業に要する経費に充てることができるかと規定されております。しかし、フローラル館及び自然休養村管理センターにおいては、同様の基金が設置されておらず、施設の比較的規模の大きい修繕等においては、一般財源を充てざるを得ない状況であります。

今回の条例改正は、国民宿舎と併設されているフローラル館及び自然休養村管理センターの施設整備及び運営費等にもその財源を充てることができるよう所要の措置を講ずるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○６番（山崎賢治君）

フローラル館の大浴場の件ですけれども、脱衣場の壁のほうは、これも結構かなり前からなんですが、崩れているんですよ、コンクリートの壁のほうは。これ皆さん気づいているんでしょうか。

脱衣場の壁際が、下のほうが崩れているんですよ、コンクリートの部分が。

○企画振興課長（榮 照和君）

現在、確実に把握しておりません。

○６番（山崎賢治君）

あれはどういう処理をされる予定なんですか。かなり前からああいう状態で、結構宿泊客が利用しているんで、ちょっとあれではまずいなという感じがするんですけれども。

○企画振興課長（榮 照和君）

株式会社と確認の上、協議してどのような修繕が最適かを確認して対応したいと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○３番（名間武忠君）

国民宿舎については償還を終えて、これからこういうような調整基金にも積み立てする一定の余裕ができるのかなという感じがするわけなんですけれども、これから毎年この調整基金のほうにも盛っていく予定を、あるいは計画をされておるのかどうか。あわせて、今回、休養村とフローラル館になったわけですが、フローラルパークについてはどのような位置づけをされているのかお尋ねします。

○企画振興課長（榮 照和君）

お答えします。

今回、ホテルの償還が終わりまして条例改正をしたんですが、そもそもこの条例の中に、この基金については使用料を充てるということで、その金額等については、幾ら積むのかとかそういうのは、また財政のほうと協議になると思いますが、この予算の中でそれは決めていきたいと思っております。

パークのほうですね、それはもうシルバー人材センターのほうに指定管理を出しておりますので、同様にやっていますのでよろしくお願いします。

○3番（名間武忠君）

老朽化が進むわけですので、これから今までの繰り入れをしてやるということについても、ちょうど行政との絡みでいろいろ難しくなってくるのかなという気もいたしますし、またフローラルパークについては、シルバー人材ということがありますけれども、町の施設には変わらないわけですので、同じような考え方を持ったほうがいいのかという気がするわけなんですけれども、改めていかがでしょうか。

○企画振興課主査（西 富士雄君）

基金の設置についてはまた改めて協議をしたいんですけれども、一応、指定管理に出す際に5年間の基本協定というのを締結していまして、今回全体で見直しをしますけれども、いろんな修繕が発生した場合については、どういう負担割でやるのかというのが今まで決まっていなかったものですから、そこを今、案としては、例えば30万円までについては管理運営のほうでやっていただきたいと、それ以上については町のほうで負担するというような基本協定書の見直しを予定しています。

基金については、すみません。先ほど答弁したとおり協議をさせていただきます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○9番（東 善一郎君）

平たく説明してくれませんか。今、返済はもう終わったんですか。終わったら終わったで、じゃ今まで知名町に返していた400万円あるいは300万円を返さなくてもいいようになると。じゃそのお金をメンテナンス何かにも使ってもいいですよということにするということですか。その辺、はっきりしてください。

○町長（平安正盛君）

今までのご質問をまとめてお答えしておきたいと思えます。

事の始まりは行政報告でも申し上げたとおり、平成27年度でもってホテルの建設に伴う起債の償還が終わりましたよということで、なおかつ一方では、ホテルの

経営が今厳しい状況にありますので、やはり町の観光、全て活性化の拠点施設でありますので、その部分はやはりしっかりした維持管理をしないといけないということで、これまでたびたび、ホテルの役員もちろんですけれども、議会でもいろいろ報告をしているとおりで、そういう経緯を踏まえて今回、平成28年度から現在の建物使用料、フローラル株式会社から一般会計に繰り入れている400万円を300万円にして、その分、当然株式側からは一般会計の400万円が300万円になるわけですので、それで今質問がありましたように、当然100万円差が出てくるわけですので、その分については全てということじゃないですけれども、その年々の経営状況を勘案しながら、その運営の中で施設の管理運営に伴う経費が出れば、そのために基金として備えておくということでもあります。

一方、あとの議案にも出てきますけれども、フローラル館については、同じくフローラル株式会社に指定管理をしますので、その分の経費について、もう一回見直して、その金額を調整しようということで、フローラル館については200万円に改定するということの作業が今回のこの分で、今ありましたようにパークについては、今いろいろご指摘もいただいているわけですが、シルバー人材センターに指定管理として管理運営しています。

要は、いずれの施設についても、これは従来からですけれども、施設の基本的な構造の部分にかかわる修繕は町が持ちますと、これは町のものであります。ただ、日常使う中での整備等々については、それぞれの受託先の団体のほうに、ここで言えばフローラル株式会社あるいはシルバー人材管理に、通常の日常管理に伴う維持管理はお願いしますと。施設の基本にかかわる施設の維持管理については町が持ちますよということ、もうこれは従来からやっております。

そういうことで今回、ホテル側から一般会計として繰り入れていただく400万円が300万円に落ちるんで、その残の浮いた100万円で施設管理を基本的にしていける。ただ、もちろん計上、プラマイが出てきますんで、そこらの対策はそれぞれの中で、管理者側で町と協議をして運営していくということですのでご理解いただきたいと思います。

○9番（東 善一郎君）

帳尻の合う仕事であれば大賛成でありますし、ぜひそうしていただきたいと思います。

一つ提言しておきますけれども、ホテルは目玉なんですよ、知名町の。そこに応援している団体がおると思います。例えばJAだとか、観光でいえばダイビング協会だとか、こういうところとの接触を厳密にして、彼らをもっと動きやすいよう

な、奨励といいますか、そういうアイディアを出したほうが運営にはもっといいと思われそうです。例えばダイビング協会なんかは700室ぐらい使っているんじゃないですか、1年間に。ですから、もっとサービスをよくして、例えば小さいことですけれども、温泉の入浴券、このサービスだとか。それからよそから来る漁船あるいはヨット、こういうお客さんはここに4日、5日泊まるんです、風のぐあい。そういうときには、もうあの温泉が何にもかえられない憩いの場となるそうです。ですから、そういうところに配慮できるようなサービスの方法を考えたほうがいいと思いますので、提言しておきます。

○議長（今井吉男君）

提言でよろしいですか。

○5番（森山 進君）

フローラル館のことで、ちょっと整備についてお願いしたいなと思います。

いつも結婚式、いろんな、親だと会合のあるたびにフローラル館行くたびに、廊下の屋根、中のフローラル館の屋根のほう、あの辺はやっぱり少し雨漏りか知らないけれども、結構茶色に色がついてきていますので、こういう基金もできて、将来的には修理するかもわかりませんが、やっぱりなるべくああいふフローラル館というのはきれいにしたほうがいいかなと思います。気がついたら、見てからリフォームするなりの方法をとったほうがいいかなと思います。

これ要請しておきます。

○議長（今井吉男君）

要請です。

これで総括質疑を終わり、次に改正事項による質疑を行います。

1ページ、第1条から。

第2条。

第3条。

第4条。

第5条。

第6条。

附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第２６号、知名町国民宿舎特別会計財政調整基金条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号、知名町国民宿舎特別会計財政調整基金条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第４ 議案第２７号 知名町国民宿舎の指定管理者の指定について

○議長（今井吉男君）

日程第４、議案第２７号、知名町国民宿舎の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第２７号は、知名町国民宿舎の指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、平成２４年４月１日からおきえらぶフローラル株式会社が指定管理者として管理を行っておりますが、本年３月３１日をもって指定期間が終了することからして、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第５条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、本年４月１日から平成３３年３月３１日までを期間とするとして、当該施設の指定管理者としておきえらぶフローラル株式会社を選定をいたしました。今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定より議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第２７号、知名町国民宿舍の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号、知名町国民宿舍の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第５ 議案第２８号 知名町フローラル館の指定管理者の指定について

○議長（今井吉男君）

日程第５、議案第２８号、知名町フローラル館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第２８号は、知名町フローラル館の指定管理者の指定についての案件であります。

第２８号は、先ほど可決いただきました第２７号とも関連しますが、当該施設については、平成２４年４月１日からおきえらぶフローラル株式会社が指定管理者として管理を行っておりますが、本年３月３１日で指定管理期間が終了することからして、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第５条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行い、本年４月１日から平成

33年3月31日まで当該施設の指定管理者としておきえらぶフローラル株式会社を選定したところです。今回の指定に対し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

○3番（名間武忠君）

フローラルパークとも関連して、先ほどの指定管理者に関連するわけなんですけれども、シルバー人材の経営状況が大変厳しいというような話を聞かされております。というようなことで、これを指定管理者制を導入して、そういうことによってシルバー人材に対する制度についての考えはないのかどうか。

○町長（平安正盛君）

フローラル館をシルバーにということですか。

〔「フローラルパークの指定管理者制度の」と呼ぶ者あり〕

○町長（平安正盛君）

今指定管理して、まだ期間中ですので今回議案と出ていないので、現在フローラルパークについては、シルバー人材センターに指定管理者として管理委託をしているところです。

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時28分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第２８号、知名町フローラル館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号、知名町フローラル館の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第６ 議案第２９号 知名辺地総合整備計画の変更について

○議長（今井吉男君）

日程第６、議案第２９号、知名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第２９号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件であります。

本議案は、知名辺地に係る第３項公共的施設の整備計画の表中、道路及び公民間施設の事業執行に伴う事業費並びに財源等の変更や、平成２７年度国の補正における奄美群島成長戦略推進交付金の前倒しによる防災拠点施設事業の追加に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の変更に当たっては、県と協議を済ませ、２月２４日付で異議がない旨の回答をいただいておりますので、その旨申し添えておきます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

○２番（今井宏毅君）

総括との工区ごとでもよかったんですが、鹿児島県本土から距離の関係で、通常５５４キロメートルとか、いろいろ、幾通りもあるようではありますが、この５４６キロメートルという、その距離の根拠とこれがしっかり合っているものかど

うか、その辺の説明をお願いします。

○企画振興課長（榮 照和君）

この距離に関しましては、従来どおりつかっていきまして、合っているものと思って使用していましたが、再度根拠、確認をいたしたいと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。進めます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

参考資料 3 ページ。

4 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 29 号、知名辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、知名辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

△日程第 7 議案第 30 号 知名町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（今井吉男君）

日程第7、議案第30号、知名町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第30号は知名町過疎地域自立促進計画の策定についてに関する案件であります。

本議案は、過疎地域自立促進市町村計画の策定に当たっては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項において、過疎地域自立促進方針に基づき当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めなければならないこととなっており、この規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の策定につきましては、県と協議を終え2月25日付で異議ない旨の回答をいただいておりますこと、申し添えておきます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

1 ページから。

2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

7 ページ。

8 ページ。

9 ページ。

10 ページ。

○5番（森山 進君）

産業振興の中ですけれども、この5年間の計画がありますけれども、地区によっては畑かんがされていく地区が多くなっています。それについて自主的に、また繰り返して言いますけれども、知名字については計画がなされていないものかなと思

っています。

将来的にこの5年の計画に入っていないので、この国営地下ダムなどの水が時々知名には将来的にももう行かないものか。この5年間以降の計画で知名から徳時までの地下ダムの水ができるものか、その辺少しだけお尋ねいたします。

○耕地課長（窪田政英君）

以前からのご指摘、ご質問ではありますけれども、お答えしておりますように、水源の確保というのが一番今ネックになっております。県のほうとも以前相談をした経緯もありますけれども、今現在考えられる山田ダムからの湧水というのは、非常に厳しいだろうという結論まで今見ていますけれども、その後について国営の完了計画が今30年、31年というようなところで言われていますけれども、今おっしゃるように5年の中で明確な計画として、まだ盛り込まれてはおりませんが、耕地課としては知名の水の手当てについては、継続して検討してできるように協議を、検討も詰めていきたいと、そのようには思っておりますので、どうかご理解いただければと思います。

○5番（森山 進君）

では、一つだけお尋ねいたします。

あの当時、国営地下ダムというのが初めて計画された当時というのは、このハチマキ線全部に本管が通っておったんですよ。もうこの事業がわかる皆さんがおれば、ここで答えてほしいなと思います。あの当時に計画されたものが途中から知名徳時間については、この配管がなくなったわけですよ、本管が。その理由が余りわかりませんので、どういう理由で、最初のときは永良部知名町19の本管が回って、各農家に対しても水が行くような計画ができとったわけですがけれども、当時としては。それが途中であのように切れてしまって、今の状態になっていますので、当時は実際どうだったのか、その辺ちょっとお尋ねしたいなと思ひまして、話を聞いてあげばと思います。

○耕地課長（窪田政英君）

私が聞いた限りで申し上げますと、もちろんそれも理屈だなと思われるのが、まず地下ダムの建設計画が上がると、島内のどの地区に水が必要とされるのか、例えばもちろん要望、希望調査ですかね、その地区における地下ダムの水が必要かどうか、そういった調査をとったようなことも聞いております。

なかなか今おっしゃる地区については、そういう希望がなかったとは言いませんが、そういうことも受益者の要望が手が挙がらなかったのかというようなことも推測されるんですけれども、はっきりこの場でどういうことでその管がなくなったと

は申し上げにくいんですけれども、普通に考えますとハチマキの全部管を回す、じゃ実際需要のないところまで管を回す必要があるのかという計画の練り直しが出るわけですので、そういったところを考えていきますと、今結果から見ますと、そういう管をそこには要さないという判断で計画の策定が行われたのかなという、あくまで推測、聞いたところですから、地下ダムの容量、収支計算その中ではもちろん全地区に、必要な量を確認して、それに似合うだけの規模のダムを設計する必要があるのかなと、そういうふうなところで理解はしています。

ただ、今おっしゃる水については、地区としてはどうしても必要であるという認識は、耕地課としてはずっと手放しておりませんので、今後とも検討して水の手当では協議していきたいと思っております。

○5番（森山 進君）

自主的にこの地区についても、やっぱり農家については平等していかないといけないと思っておるわけですよ。本当に計画当時の要望がなかったからその辺はわかりませんけれども、やっぱり農家というのはこの作目についてもとくにみんなわかっているわけです。ああいう大干ばつのときに、1カ所は水があるところはすばらしいものができ、水がないところは結局所得が上がらない、そういう形でやったら町自体も大変じゃないですか。やっぱり農家の所得があればそれだけの税金が入りますので、町民全体に平等にやっぱりこういうものもしてほしいなと思います。

特に、この3地区には国営がだめでも何とかの形で水は引っ張るような計画をできるように、耕地課長、一番若くて一番頑張る人たちだと思います。そのような計画もして農家の皆さんを安心させるような形をとるように要請しておきます。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。進めます。

○6番（山崎賢治君）

10ページの畑かん事業についてお尋ねしたいんですが、この明細を見ますと、知名南西部地区と第二知名南西部地区というのがあるんですよ。知名南西部地区というのはもう計画段階に入ってくるということで承知しているんですが、第二知名南西部地区というのは、大津勘から屋子母までの区間のことなんですか。

○耕地課長（窪田政英君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。進めます。

○3番（名間武忠君）

この策定の方法で、事業主体のところで県もしくは町があるわけなんですけれども、これから出てくる地方創生も含めて広域の事業については、県や国も一定の理解を示して交付金についての有利性を認めているというようなことがあったわけなんですけれども、これから後に県、町、あるいは広域とした隣町との事業推進について考えはないのかどうか。

○企画振興課長（榮 照和君）

地方創生の中で、隣町で共同してできる業務については、和泊町さんのほうとも時間があるときとかにお話はしているんですけれども、きのうまでお話ししましたように平成28年度の地方再生計画を作成いたしますので、その中で広域できるものがあれば、その交付金が活用できるのであれば、5年間の中で検討はしていきたいと思います。

○3番（名間武忠君）

今、両町もしくは3町でそれぞれ広域がなされておるわけなんですけれども、当然無駄を省くとか、あるいは広域ですることによって利点が出てくるとか、そういうもろもろの関係からすると、この計画等についても新たな段階の地方創生ということが出たことを契機に、ぜひ考えていく必要があると思うわけなんです。

これは、それぞれの自治体で議会の議決を経なければならないということが法でうたわれておるようでありますけれども、3町もしくは2町で同じようなことを踏むわけですので、ぜひ前向きに2町で取り組むような事業について検討していただきたいと要請をしておきます。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

11ページ。

○9番（東 善一郎君）

9ページに返ってください。

産業の振興で漁港関連がありますけれども、確かに知名漁港は漁船の避難港として位置づけられておると、文句は言っているんです。安全で快適な漁業地形を形成するための整備が必要であるということであるが、具体的には何も出てきていない感じがします。ことしの予算書を見ても、農業、商業、漁業これは3者そろっていかねなければいけないと思いますけれども、まだギャップがあり過ぎて漁業は置いていかれているような感じがしてなりません。

例えばこの施設には何が足りないかというと、いつも冷凍施設や冷蔵庫、小売り施設が老朽化しています。もう25年、26年たっております。あと休憩所をつけ

るような、漁港関連の施設をつくるような場所は都市計画で指定されておりますけれども、その計画がなかなかできてこない。

ほかに今一番必要なのは、クレーン施設が必要です。漁船に氷を積むときでも、積む機械がないものだから手積みでやっているが、老朽化もしてくれば、なかなかそれも進まないかなと。クレーン施設さえあれば、それ何とかユニックやクレーンを使って船に積み込みもできるし、船からの荷揚げもできるはずです。それに対しては図面もつくって提案もしてございますので考慮いただきたい、このように思っていますが、具体的に少し計画を練っていただけるでしょうか。

○企画振興課長（榮 照和君）

クレーン等につきまして、組合長のほうから図面等をいただいております。漁協の事務所のほうにもどのような状況かというのを今確認しておりますので、漁協の事務局のほうと要望等があれば、検討はいたしたいと思います。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

1 1 ページ。

1 2 ページ。

○5 番（森山 進君）

1 1 ページの農林水産輸送コストの支援事業です。

昨年からはまりまして、農家の皆さんも大分助かっています。ただ、自主的にこの輸送コスト支援事業を利用されたというんですか、利用じゃなくて結局農家のほうにいかないというか、農家のほうに実際にこの支援事業を利用された皆さん、結局農協であり業者がいますよね。ある程度の業者があるけれども、これができなかった皆さんもおるんじゃないかと思うわけですよ。利用者の中で申請しなければできないというあれがありますので、これがやっぱり農家の皆さん、全町民の農家に行き渡るような方法、結局いえば申請されない業者については、やっぱり指導すべきじゃないかなと思うんですよ。せっかくこういう事業がありますので。ただ今現在やっているのが農協であり、ある程度の業者、何名かの業者しかいませんので、ただ自主的に全農家にこういう事業が行き渡るような方法をすべきじゃないかなと思ったりするわけですよ。この点について、やっぱり申請しない業者でも申請をするような方法を指導すべきじゃないかなと思いますけれども、その辺、農林課長はどういうお考えですか。

○農林課長（安田末広君）

町内の出荷団体には全てお声がけをしております。事務的な面、制度的な面につ

いて逐一説明してございます。

議員が言われる参加されないその出荷団体につきましては、やはり事務的な面と一番大きなネックは買い入れ時点で終わりですと、それは制度上ならないシステムになっていますので、そこが一番ネックといえばネックだというふうに思っています。

ただ、制度は制度として、この中で今８団体ほど活動されて交付金もいただいているわけですので、その辺はまた業者のほうに何らかまた売り方等で検討していただく以外にはないと思っております。

○５番（森山 進君）

せっかくこういう制度があるわけですので、私考えたら農家全員がこの支援を受けられるように、やっぱり業者の皆さん徹底して指導もやっていますかもわかりませんが、これ以上にして全部やるべきかなと思っています。この辺今一度徹底して、来ていない皆さんについては、そういう形で一生懸命指導するように要請しておきます。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

１１ページ。

○９番（東 善一郎君）

農林水産物輸送コスト支援事業の件ですけれども、ジャガイモに対してはそれなりに波及効果もあり、農協が中心になってやっていますので進んでいるようですけれども、この水産物の輸送コストですが、農産物もしかりでありますけれども、沖縄行き、この件はどの辺まで皆さんのところまで浸透してきておりますか、県からの話は。

○企画振興課長（榮 照和君）

沖縄に向けましては、奄美群島水産輸送コスト低減実証事業ということでやっております。沖縄へのソデイカとかの輸送コストの補助であります。浸透については、漁協のほうで漁師さんのほうには浸透はさせているんですけれども、広く町民は、農業の方とか商業の方とかはもしかしたらご存じない方もいらっしゃるかもしれません。

以上です。

○９番（東 善一郎君）

沖縄行きも軽減化する、無料化するということは、この４月からは大体そうするということは、そこに達しが来ているでしょう、もう。

○企画振興課長（榮 照和君）

もう来ております。実証実験として来ております。

○9番（東 善一郎君）

町長に伺いますが、水産物のソデイカに関しては、今年度の平成27年度の1月からという話が水産庁や代議士の話などでちらほら聞こえましたけれども、その辺は町長のところへは来ていますか。

○町長（平安正盛君）

ご指摘のように水産物、農産物も含めてですけれども、今回の交付金の制度設計に当たって、あくまでも同じ条件で奄美の皆さんが競争力に勝つためということで、それぞれの各島々を出発して鹿児島港を経由したものということから制度設計スタートしたものですから、今の議員のご指摘のように、じゃ一部沖縄経由で行っている分はどうするのかということは、もう全く1年目は、初年度目はもう全く相手もしてくれなくて非常に困ったわけですが、2年目、27年度ですが、そのことをいろいろ強く申し上げて、特に農産物は量は余り私どもは把握していませんでしたけれども、水産物については今言うようにソデイカを初めいろいろなものが沖縄に出荷されている現実がありますよということを強く訴えた結果、当初今、課長からありました実証を検討している段階では、全ての生産物じゃなくて戦略的な商品のものだけを対象としてまずはやってみようということで、ソデイカと一部、二、三品目だけ戦略品目としてその事務方は作業したわけですが、最終的には戦略という名称じゃなくて全ての水産物を沖縄に出荷するについても対象にしようということで、27年度から水産物でも沖縄出荷分については交付金の対象にするということを私は聞いておりますので、27年度から実施されるものだと思っています。

○9番（東 善一郎君）

町長、間違いじゃないですか。平成27年度というのは、今3月でしょう。今27年度ですよ。じゃ、もうことしから全部対象になっているということですか。それは後検討してみてください。本当にそうか。

○町長（平安正盛君）

ちょっと勘違いがありました。

私今議論しているのは、その奄振の交付金による輸送コストの対策としてやるということとずっと聞いていました。ただ、これちょっと今課長が答弁したのはちょっと制度が違うので、あくまでも実証でやるという、もちろん財源の裏づけは成長戦略の交付金ではしますが、通常の今私が申し上げたのとは違うんで、とり

あえず今議員がおっしゃるように、制度としてできたのは平成２８年４月からと、新規には新年度からということでご理解ください。

〔「平成２７年度はどうなるんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午前１１時００分

再 開 午前１１時０１分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（平安正盛君）

当初、先ほどの平成２７年度から対象になるというのは、沖縄経由で本土向けのものについては対象になると。あくまでも沖縄に出荷で沖縄でとまるものについては対象外だということのようです。平成２８年度から沖縄に出荷して沖縄でとまるものについても対象になるということです。そういうことです。すみませんでした。

○９番（東 善一郎君）

町長がおっしゃることは、僕らは本当に一番信用していますから、うちの町長がこう言ったよといってどこでも言って歩くんですから、はっきりさせとってください。平成２８年度から全水産物が軽減化されてゼロになるんですよ。ところが、町長が去年の８月に国交省のあの奄振の審議官をこちに派遣されたでしょう。あのときにあの方が交渉して、じゃソデイカに関しては先行型でことしの１月から対象にして実験してみましょうねということじゃなかったですかね。そうでしょう。

これがぐっと体にあらわれてこないわけ、表面に。ただ言って決めたや、ああと言うただけでは、我々に感じられない、この結果出てこないものだから。これをやっていただくのが町長の仕事じゃないですか。

○町長（平安正盛君）

今言われたように、そのほかの振興官と相談あったもんですから、じゃこうこうですので、じゃ現地に行きますということでしたので、そのときに振興官に説明して、今例えば沖永良部漁協としてはこういう取り組みですと、今ソデイカが沖縄に出荷されていますということでした。じゃ一応現地行って検討しましょうということからずっとその作業を進めて、１１月ごろだったと思うんですけども、金子議員からソデイカともう一つ何かあったんですけども、もう私はメーンはもうソデイカしかなかったのでもソデイカについては戦略的水産物という特定をして扱おう

という話がずっと来ておったものですから、だけれどもこのポンチを見ますと沖縄へ出荷する全ての生鮮水産物にということになっているんで、そこらあたり確認をしたいと思いますが、少なくともこうして平成28年の新規事業としてされているんで、私のちょっと誤解もあると思うんで、改めてまた確認したいと思います。

〔「今これ議論している暇はないですから、進行していいです」と呼ぶ者あり〕

○町長（平安正盛君）

特に実施時期について。

〔「はっきり調べてよ、町長」と呼ぶ者あり〕

○町長（平安正盛君）

はい、調べておきます。

○議長（今井吉男君）

進めます。

12ページ。

○2番（今井宏毅君）

今の輸送コスト船の問題なんですけど、今沖縄まで水産物だけが取り上げられているわけですけども、今後いろんなことを考えた場合、農林産物についても同じように沖縄まで、あるいは沖縄からまた貨物の空港でもありますし、これから大いにふえていくと思いますので、今声を上げていく必要がないのかどうか、ちょっと伺います。

○町長（平安正盛君）

今先ほどとも関連しているんですけども、奄美群島全体としては、奄美から出ていく流通になる農林水産物全てを対象にしてくださいというので、もともとずっと作業始まってきたんですよ。ところがそうすると、まず事業規模が把握できないと。航空運賃もしかりです。実際奄美から流れてくる水産物は若干沖縄に流れているんですけども、農産物はほとんどが鹿児島経由なので、制度設計の段階でそういう状況。確かに沖縄に行っている部分は、今後、流通経路の拡充によっては沖縄に流れるものもあるだろうから、そこらは今後、今ご指摘のように検討するなり、あるいは奄美全体で取り組むこともしなきゃいけないと思いますけれども、現段階であくまでも本土での農水産物と奄美から出る物類が同じレベルで競争させると。運賃いくとどうしてもこれは格差が出ますので、その格差をなくして同じレベルで競争させようというのが、今回の交付金の趣旨ですので、ご理解いただきたいし、もちろん今ご指摘のことについては重要な問題だとは捉えています。

○2番（今井宏毅君）

町長、国内ばかりに何だ話に今なっておりますけれども、私ども例えば今シンガポールに見本を持って行っております。これが1トンになるか、2トンになるかわかりませんが、やはり沖縄経由で国外に出ていく、これ鹿児島県もアジアもヨーロッパにも推奨していることですので、その一環として私どもは私どもでまたシンガポールということと、あとどんどん広がっていくのかなという期待もしております。

果たしてそのときに、沖縄から本土の競争格差是正をなくするということはわかりますけれども、海外に出す場合にやっぱり沖永良部から沖縄までの必要じゃないのかと思いますが、先にやはりその制度を、水産物だけに限らず農林産物にも適用できるような、それは今後どの農産物についても一緒だと思いますんで、その必要性はどうでしょうか。

○町長（平安正盛君）

先ほども答えているとおり、今後の課題として重要だという認識はしていますので、そこは理解しています。

○2番（今井宏毅君）

じゃ一つ、いろんな展開があると思いますので、十分理解した上でその要望も上げていただくように要請をして終わります。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

12ページ。

13ページ。

○11番（奥山直武君）

小米古里線舗装工事、それに伴い四、五年前から要望しております歩道の設置も一緒にするんですかね。

○建設課長（高風勝一郎君）

ご指摘の小米古里線につきましては、当初平成元年あたりに舗装工事が終わっております、かれこれもう二十数年たっております。かなりもう舗装面も悪いということで平成28年度からは、その歩道設置ということではなくて、舗装面のやりかえということで、路盤から表層の舗装をやりかえをするという計画をしております。

○11番（奥山直武君）

これは前々から歩道の場合は要望があって、随時、同僚議員も側溝の上に歩道をつくるというそういう話もありました。それをまた今後前向きに検討していただき

たい。

それともう一つ、今、古里線は量販店、整備工場、いろいろできております。そこに舗装工事に伴い上水道、下水道の管を埋設することはできないんですかね。そこら辺どうするの。

○水道課長（伊藤末隆君）

前回の議会のときも、東議員のほうから言われましたので、一応検討した結果、今回の舗装の張りかえに伴い全区間水道管を布設する計画にいたしました。

以上です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

13ページ。

14ページ。

15ページ。

○9番（東 善一郎君）

上水道ですが、今後5年間に具体性を持ってくるような計画ですが、お考えを発表してもらえませんか。

○水道課長（伊藤末隆君）

考えというのは硬度低減化についてでしょうか。

〔「そう」と呼ぶ者あり〕

○水道課長（伊藤末隆君）

硬度低減化につきましては、はっきり言って日ごろの水道管の財政事情、まず無理だと思います。それだけです。

○9番（東 善一郎君）

じゃ、この計画書は上水道硬度低減化施設整備事業、硬度低減化施設5カ所やるということになっていますけれども、これはもういいかげんなものだと判断しているわけですか。

○水道課長（伊藤末隆君）

一応、硬度低減化につきましては、いろいろと設計を上げて概算も上げましたけれども、5カ所はできないだろうということで、2カ所で対応していこうかということで、概算は上げたんですが、その概算を見るとやはり無理だなと、そういうことになっています。

○ 9 番（東 善一郎君）

町長のお見込みは。

○町長（平安正盛君）

今の課長の答弁を訂正させてもらって、ご理解いただきたいと思います。

まず、今審議していただいているのは過疎計画です。これに乗っけないと過疎債が充当できないということが、まず一つあります。同時に現在、過疎債では簡易水道の部分についてはいろいろいきますけれども、公営企業の上水道については、今、過疎債の対象に入っていないんで、常に私どもが過疎関係の会合に上水道についても過疎債を適債事業として加えてくださいと、拡充してくださいということで要請していますんで、まだもちろんこれ先が見えないわけですので、そのためにはどうしてもこれには掲載しておかないと、過疎計画として、過疎事業としてまた申請もできませんので掲載させていただいているということをまずご理解いただきたいと思います。決して諦めたわけじゃないし、今後状況の変化によっては、特に財源手当が変われば、それはこの期間内にいつでも対応できるような状況は執行体制としてはとらないということで掲載させておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

16 ページ。

17 ページ。

18 ページ。

○ 7 番（平 秀徳君）

18 ページの上城小学校、下平川小学校の大規模改造が計画されておりますけれども、それは校舎ですか。どこですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

この中では校舎とうたわれておりますが、文言が足らなかったようでございます。屋内運動場を学校教育課のほうで計画しますので、次回また協議の段階で、その旨ははっきりと記載したいと思っております。

○ 7 番（平 秀徳君）

屋内運動場ですね。昨年の議員と語る会でも P T A からかなり老朽化が進んでいるということで、改築は厳しいでしょうね。大改造ということで早急に。何年度かはまだはっきりはわかりませんか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

平成 27 年度以来、学校施設整備計画の中で要望として上げておりますが、国・

県の配分額の関係もありますので、今の段階ではまだいつの採用になるかは決定しておりません。

○ 7 番（平 秀徳君）

早急に大規模改造ができるように要請をして終わります。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。次。

○ 3 番（名間武忠君）

教員住宅についてお尋ねします。

今、地区内の教員あるいは地区外にいる教員、さらに町外における教員の数がわかりますか。

もし、今以前の話では教育あるいは特に小学校において、あるいは中学校において先生方が地区内において教育をすると。もちろん学校でする学校教育、あるいは学校外での教育等も含めて、このほうが効果が出るというような本来の教育の姿だというような感じを受けておるわけなんですけれども、これがなかなか地区外あるいは町外になると、今言ったようなことが難しくなるというようなことで、教員住宅はここ数年建設がないと、この計画に載っていないということでありますので、今後の教員住宅建設について、教育委員会としてはどのような考えなのか。

○学校教育課参事（平山盛文君）

ただいまの質問ですけれども、ちょっと手元に資料がないので、はっきりした数字は出せないんですけれども、今教員が七十数名あって、その中で自宅からの通勤と、それから教員住宅入居の教員、その他で町内の借家を借りている方、それから町外の借家を借りている方、例えば知名中学校等は町外から借家を借りて通勤をされている先生方がかなり数が多いと聞いています。そして、今、田皆中学校に関しては地区に借家がないということで、例えば校区外、もしくは町外のほうから通っている先生方もかなりいると聞いています。

そういう先生方の対処の方法としては、当然地区内に住むのが第一条件で、それでどうしても借家等がない場合は地区外、そして町外となっていますけれども、教員住宅の建設は平成 11 年につくって以来、もう 17 年程度建設はされていないんですけれども、一番不足している小学校は、もう生徒数が減ったために教員の数も減って、今現在でも教員、知名を除いて大体足りているかなという感じがします。

あと中学校に関しては、両中学校とも教員宿舎自体がもう数が少ないので、先生方の数も多いので、その分は将来的には建設しないといけないなと考えている次第

です。

以上です。

○3番（名間武忠君）

教育の本来の姿から、先ほどのような方策をやっていただきたいという思いであります。今、地方創生がずっと出ておりますけれども、地域おこし隊1人を町内に、平成28年度に入れるということについても、なかなか難しい状況があったわけなんです。よく言われる交流人口とか、あれは赴任人口といってもいいのでしょうか、そのようなことをすることによって、人口減への歯どめにもなるという気がいたします。ですから、17年間も教員住宅が建設されていなかったと、あるいは今後も計画がないということについては、教育の町という宣言からすると、どうしても理解しがたいわけなんです。どうしても受け入れる態勢、環境をつくっておかないと、今言ったようなどうぞ来てくださいとかいうことについては、なかなか難しいと思うわけなんです。ですから、そういうここの受け入れる態勢のできるような環境整備については、大きかろうが、小さかろうが、それぞれいろいろあると思いますけれども、ぜひ計画をしていただきたいという思い、これ要請しておきたいと思っています。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。進めます。

19ページ。

○6番（山崎賢治君）

住吉の貝塚事業について、ようやく計画段階で乗っけてきていますけれども、先ほど水道課長が言ったような眉唾計画じゃないんでしょうね、これ、お尋ねします。

○教育長（豊島実文君）

前の議会での質問もございましたけれども、そのときにお答えしましたが、現在学校関係体育館の建設とか、また大規模改修とかで非常に大きな予算を要しているというようなことで、現在のところ、何年度に住吉貝塚の整備事業が始まるということのめどは立ってございません。しかし、貴重な文化遺産でありますので、何とか財政担当とも協議をして、住吉貝塚の整備事業が進められるようにしていきたいと思っております。

○6番（山崎賢治君）

この計画段階で平成32年度までに計画が進むのかなという期待感を持って今質問をしたんですけれども、教育長、何回も一般質問での答弁どおりの今、答弁でありますので、地域としては早めに実現をしてほしいなという期待感を持っております。

すので、できるだけ早期に取り組んでいただけるよう要請をしておきます。

○議長（今井吉男君）

20ページ。

21ページ。

○2番（今井宏毅君）

20ページの集落の整備、現況と問題点とありますけれども、まず田舎ことを申し上げますけれども、都会から帰ってきていまして住宅がないということで非常に困っている。もちろん先ほどの教職員もそうなんですが、地域に帰ってきている、そしてまた帰る予定のある、そういった中で住宅がないということで非常に困っております。そういったので空き家をざっと見ますと、以前調べたところ二十二、三軒ありまして、そこは大きく手を加える、加えないとか、加えなければいけないとか、そういうところもあるけれども、中には即ちちょっとした修理で入れるというようなところもあります。

空き家利活用事業とかいろんな事業を総合的に考えて、予算の幅広い活用をして、そういったところを整備していただいて、都会から受け入れられるような、あるいは今現在困っておりますので、そういったところも含めてぜひ進めていただきたい。幅広い活用で、せっかく来ている人たちを受け入れていただくようなことができないかどうかお伺いします。

○企画振興課長（榮 照和君）

現在、空き家利活用事業を活用いたしまして、各集落というか小学校区に空き家を、Iターン者、Uターン者が利用できるように整備してきているんですけれども、350万円を上限として改築を行って住んでもらっております。議員がおっしゃいますように、その範囲内で軽微な修繕で済むのであれば、残等が活用できるのであれば検討いたして、その受け入れ態勢の整備に努めたいと思います。

○2番（今井宏毅君）

ありがとうございます。ぜひこの空き家利活用事業だけでなく、私が言うのはいろんな事業が横の連携をとって、そういう人たちを優先的にまずすぐ住めるような状況をぜひつくっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（今井吉男君）

次に、参考資料22ページから。

○3番（名間武忠君）

20ページの集落関係ですけれども、地域集落が活力、元気がないと町の活性化

にはつながらないのかと、これも一理あると思っております。21集落の中で、それぞれのアイディアを生かしたり、またそれぞれの課題もあらうと思うわけなんですけれども、いろんな点で取り組んでいる集落もあるようであります。

町としても、もちろん町全体を捉えて、いろんな県や国に要望等を出すわけですが、地域のような課題、あるいはやろうという意欲のある集落に、町として何らかの事業費の支援を行って、地域の考えによってそれぞれの集落の地域おこしというようなことの事業導入は今のところないようなんですけれども、これからの地方創生を含めて、計画がなされるのかどうか、どうでしょう。

○企画振興課長（榮 照和君）

そういう地域への活力とか、地域が元気になる、集落が元気になる等については、今後、地方創生を含めて検討していきたいと思います。

○3番（名間武忠君）

残念ながら平成28年度予算でこのような財源手当はされていないわけなんですけれども、ぜひ平成28年度変更、補正でも構わないし、平成29年度に向けても構わないと思いますが、今言ったような、いい言葉じゃないですけども、限界集落とかそのようなこと、マイナスイメージがあるわけですので、そのようなことがないように、あるいはそういう地域の自分たちで考える地域づくり、集落づくりを大いに支援していただけるような施策をお願いしたいと思います。

今言った21のそれぞれの集落は、それぞれの課題を抱えながら、またやろうという意欲を持っていると思うわけなんです。行政からも含めてバックアップ、あるいは財源手当等について強く要請をしたいと思います。

○議長（今井吉男君）

参考資料22ページから。

23ページ。

24ページ。

25ページ。

26ページ。

27ページ。

28ページ。

29ページ。

30ページ。

31ページ。

32ページ。

３３ページ。

３４ページ。

○１２番（福井源乃介君）

町長、確認ですが、国の新年度予算が成立をすれば保育料の無料化が実施をされますが、これについてはこの過疎債等々の関連、計画等の関係はないですかね。

○町長（平安正盛君）

施政方針でも述べたとおり、予算が通ったとはいえ、これから通る、もう既に衆議院は可決していますので、最終的な自然成立も可能であるんですけれども、要はその関連の法例の改正が今作業進んでいますので、それがいつの時点で国会が成立するかどうかは、ちょっと今のところ不透明ではありますが、あくまでも予算も既にされていますので、今の制度設計の改正をしたときには、それぞれの市町村に連絡が入ると思うんで、おおむねその段階で具体的な情報は入ると思っていますが、いいですね。

あとまた、情勢によって変わってきますので、そこらあたりはまた見きわめたいと思っていますので、その間しばらくお待ちください。

○議長（今井吉男君）

福井君、よろしいですね。

３５ページ。

３６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第３０号、知名町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、知名町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

全員協議会は午後1時から行います。

休 憩 午前11時33分

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質疑に対する町長からの答弁があります。

○町長（平安正盛君）

先ほどの水産物にかかわる輸送コスト関係でちょっと私の勘違いもございましたので、ここで訂正して、改めて内容等について報告させていただきます。

まず、水産物についての沖縄へのものについては、中身はちょっと違いますけれども、27年度は実施なしということで、28年度から新たな制度でスタートするということであります。従来から申し上げているとおり、農水産物については、趣旨等についてはもうご承知いただいていますように、競争率を高めると。本土の農水産物と同等に競争してほしいという、いわゆる条件不利性からスタートした制度ですけれども、基本的には県本土を拠点とするいわゆる出荷着地型の流れで農産物を支援するというものであり、その途中までの経過は先ほど申し上げたように、それじゃいけないだろうと。奄美全体で取り組んで、奄美群島の実情を考慮した制度にしてほしいと、これが今、その一つが沖縄への農水産物の出荷を対象品目に入れるよということでしたが、26年度からスタートしたわけです。その中できょう話題になりました27年度について制度見直しをずっと要求して、先ほどの振興官あるいは金子議員の話になったわけです。

その中で、ずっとそのままいつているだろうというように勘違いして、私も直接その後の経緯は聞いていなかったものですから、以前のままの話が進んでいるものだと思っていたところで、きょう午前中に県に確認をしたら、今言うその当時、金子議員あるいはほかの振興官が言われた戦略的品目についてずっと検討したんだけど話が進まなかったということを受けて、平成28年度新たに奄美群島水産物流通支援実証事業として取り上げると。

ただし、従来から議論している輸送コスト支援の事業については、奄振の条件不利性の交付金で対象ですけれども、今回の平成28年度実施する今申し上げた奄美

群島水産物流通支援実証実験については、本体とは離れた別の事業で、もちろん奄美の大きな枠の中では、奄振の中の私どもが従来申し上げていた奄美群島成長戦略ビジョンに基づく一つの事業として取り上げると。

したがって、２６年からスタートした流通コスト支援事業とは別枠だと。本体はあくまでも変わっていない。その別枠でやると。かつ本体の流通コスト支援事業は、奄美全体のいわゆる交付金で全体でするんですけれども、今申し上げている実証事業については、一つの事業だという、もちろん国・県の支援もあるんですけれども、本体の事業とは別の事業で市町村事業として実証をするということでして、この実証実験については平成２８年度から新規にということであります。

したがって、結果的に平成２７年度ということを私申し上げたけれども、平成２８年度からですね。結果は水産物についての全品目について沖縄に出荷しても対象になると、新規のやつの別枠の事業であると。ただし本体の輸送コスト支援事業についての沖縄を経由する分は対象内、もううちは今でもなっているんですけれども、着地型の事業としては対象外ということでもありますんで、ご理解をいただきたいと思います。

訂正をしておきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

休 憩 午後 １時０５分

再 開 午後 １時５７分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第８ 報告第２号 知名町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

○議長（今井吉男君）

日程第８、報告第２号にて町長から提出のありました報告第２号、知名町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、お手元に配付のとおりです。

△日程第９ 「予算審査特別委員会」付託

○議長（今井吉男君）

日程第 9、議案第 31 号、平成 28 年度知名町一般会計当初予算から議案第 41 号、平成 28 年度知名町水道事業会計当初予算までの 11 件は、一括して議題とします。

ただいま一括議題となっています議案第 31 号から議案第 41 号までの 11 件の議案は、後ほど設置予定の予算審査特別委員会に付託したいと思いますので、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、町長の提案理由の説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号から議案第 41 号までの 11 件の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

△日程第 10 特別委員会の設置について

○議長（今井吉男君）

日程第 10、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

先ほど一括提案されました議案第 31 号から議案第 41 号までの 11 件は、議長を除く 11 名の構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号から議案第 41 号までの 11 件は、予算審査特別委員会に一括して付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 2 時 00 分

平成 28 年 第 1 回 知名町議会定例会

第 4 日

平成 28 年 3 月 14 日

平成28年第1回知名町議会定例会議事日程
平成28年3月14日（月曜日）午後1時00分開議

1. 議事日程（第4号）

○開議の宣告

○日程第 1 平成28年度 各会計当初予算（予算審査特別委員会委員長報告）

○日程第 2 選挙第1号 知名町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○日程第 3 請願第1号 下平川幼稚園の閉園にともなう平成28年度職員配置数に関する請願

○日程第 4 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

○日程第 5 陳情第3号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情

○日程第 6 発議第1号 知名町議会基本条例の一部を改正する条例について

○日程第 7 発議第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書

○日程第 8 発議第3号 精神障害者の交通運賃に関する意見書

○日程第 9 発議第4号 議員派遣の件について

○日程第10 決定第1号 閉会中の継続調査の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2 番	今 井 宏 毅 君	3 番	名 間 武 忠 君
5 番	森 山 進 君	6 番	山 崎 賢 治 君
7 番	平 秀 徳 君	8 番	松 元 道 芳 君
9 番	東 善一郎 君	1 1 番	奥 山 直 武 君
1 2 番	福 井 源乃介 君	1 3 番	今 井 吉 男 君

1. 欠席議員（2名）

1 番	田 中 富 行 君	1 0 番	西 田 治 利 君
-----	-----------	-------	-----------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	迫 田 昭 三 君	議 会 事 務 局 次 長	東 公 仁 君
-------------	-----------	---------------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	平 安 正 盛 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	安 田 輝 秋 君
副 町 長	宗 岡 与 名 彦 君	税 務 課 長	山 崎 實 君
教 育 長	豊 島 実 文 君	町 民 課 長	榊 憲 次 君
総 務 課 長	榮 信一郎 君	保 健 福 祉 課 長	安 田 廣一郎 君
総務課長補佐	村 山 裕一郎 君	老 人 ホ ー ム 園 長	新 納 哲 仁 君
企画振興課長	榮 照 和 君	水 道 課 長	伊 藤 末 隆 君
農 林 課 長	安 田 末 広 君	水 道 課 参 事	山 田 悟 君
農業委員会事務局長	川 野 兼 一 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 学 校 教 育 課 長	瀬 島 徳 幸 君
建 設 課 長	高 風 勝一郎 君	学 校 教 育 課 参 事	平 山 盛 文 君
耕 地 課 長	窪 田 政 英 君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	大 郷 一 雄 君
耕 地 課 参 事	山 下 清 則 君	給 食 セ ン タ ー 所 長	徳 岡 秀 郷 君

△開 会 午後 １時０５分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

こんにちは。お座りください。

△日程第１ 予算審査特別委員会付託事件の報告

○議長（今井吉男君）

これから本日の会議を開きます。

日程第１、予算審査特別委員会付託事件の報告の件を議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から、審査報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○３番（名間武忠君）

こんにちは。

平成２８年３月１４日。

知名町議会議長、今井吉男殿。

知名町議会予算審査特別委員会委員長、名間武忠。

委員会審査報告書。

本委員会は、平成２８年第１回知名町議会定例会において付託された下記事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

- １、委員会名称、予算審査特別委員会。
- ２、設置年月日、平成２８年３月１０日。
- ３、審査期間、平成２８年３月１０日から３月１１日、二日間。
- ４、付託事件、議案第３１号、平成２８年度知名町一般会計予算案。
議案第３２号、平成２８年度知名町国民健康保険特別会計予算案。
議案第３３号、平成２８年度知名町介護保険特別会計予算案。
議案第３４号、平成２８年度知名町後期高齢者医療特別会計予算案。
議案第３５号、平成２８年度知名町奨学資金特別会計予算案。
議案第３６号、平成２８年度知名町国民宿舎特別会計予算案。
議案第３７号、平成２８年度知名町下水道事業特別会計予算案。

議案第 38 号、平成 28 年度知名町農業集落排水事業特別会計予算案。
議案第 39 号、平成 28 年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計予算案。
議案第 40 号、平成 28 年度知名町土地改良事業換地清算特別会計予算案。
議案第 41 号、平成 28 年度知名町水道事業会計予算案。

5、審査結果、付託事件全てを原案のとおり可決すべきものと決定。

6、附帯意見、特になし。

以上。

○議長（今井吉男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

議案第 31 号、平成 28 年度知名町一般会計当初予算から議案第 41 号、平成 28 年度知名町水道事業会計当初予算までの 11 件は、一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は 11 件とも原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「賛成者起立」〕

○議長（今井吉男君）

起立多数と認めます。

したがって、議案第 31 号、平成 28 年度知名町一般会計当初予算から議案第 41 号、平成 28 年度知名町水道事業会計当初予算までの 11 件は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第 2 選挙第 1 号 知名町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（今井吉男君）

日程第 2、選挙第 1 号、知名町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

知名町選挙管理委員には、森田孝夫君、西田盛起君、村北正一郎君、山下久則君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、知名町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました森田孝夫君、西田盛起君、村北正一郎君、山下久則君。以上の方が知名町選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、泉 内村君、東 哲次君、城村富忠君、栗尾健一君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、知名町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました泉 内村君、東 哲次君、城村富忠君、栗尾健一君。以上の方が、知名町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

△日程第 3 請願第 1 号 下平川幼稚園の閉園にともなう平成 28 年度職員配置数に関する請願

△日程第 4 陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

△日程第 5 陳情第 3 号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情

○議長（今井吉男君）

日程第 3、請願第 1 号、下平川幼稚園の閉園にともなう平成 28 年度職員配置数に関する請願及び日程第 4、陳情第 1 号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、日程第 5、陳情第 3 号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情までの 3 件は一括議題とします。

本定例会において付託しました総務文教常任委員会から、審査報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○3 番（名間武忠君）

平成 28 年 3 月 14 日。

知名町議会議長、今井吉男殿。

総務文教常任委員会委員長、名間武忠。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

請願第1号、下平川幼稚園の閉園にともなう平成28年度職員配置数に関する請願。採択すべきもの。

陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。採択すべきもの。

陳情第3号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情。採択すべきもの。

以上。

○議長（今井吉男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

請願第1号、下平川幼稚園の閉園にともなう平成28年度職員配置数に関する請願及び、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、陳情第3号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情までの3件は、一括して採決します。

本件に対する委員長の報告は3件とも採択です。

お諮りします。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、下平川幼稚園の閉園にともなう平成28年度職員配置数に関する請願及び、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、陳情第3号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情の3件は、採択することに決定しました。

△日程第 6 発議第 1 号 知名町議会基本条例の一部を改正する条例
について

○議長（今井吉男君）

日程第 6、発議第 1 号、知名町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これは、議会運営委員会から、地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 14 条第 3 項の規定により提案されたものであります。

本案について説明を求めます。

○ 1 2 番（福井源乃介君）

発議第 1 号。

平成 28 年 3 月 14 日。

知名町議会議長、今井吉男殿。

知名町議会運営委員会委員長、福井源乃介。

知名町議会基本条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

提案理由。

知名町議会では、議会の運営に関する基本事項を定め、町民福祉の向上に寄与することを目的とした「知名町議会基本条例」を平成 25 年 3 月に制定し、よりよいまちづくりを推進するためには、町民と議会の連携が必要であるとの観点から、議員自らが地域に出向いて議会報告会を開催しているところですが、町民から「議会報告会の名称では、開催の趣旨が分かりにくい」などの意見があることを踏まえ、条例の見直しを行い、「議会報告会」の名称を「議員と語る会」に変更するとともに、併せて、所要の改正を行うものです。

以上。

○議長（今井吉男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、知名町議会基本条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第7 発議第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書

○議長（今井吉男君）

日程第7、発議第2号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書を議題とします。

意見書は配付してありますので朗読を省略します。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書は、原案のとおり可決さ

れました。

△日程第 8 発議第 3 号 精神障害者の交通運賃に関する意見書

○議長（今井吉男君）

日程第 8、発議第 3 号、精神障害者の交通運賃に関する意見書を議題とします。

意見書は配付してありますので朗読を省略します。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号、精神障害者の交通運賃に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

△日程第 9 発議第 4 号 議員派遣の件について

○議長（今井吉男君）

日程第 9、発議第 4 号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第 129 条第 1 項の規定によって、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第４号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

△日程第１０ 決定第１号 閉会中の継続調査の件について

○議長（今井吉男君）

日程第１０、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩 午後 １時２３分

再 開 午後 ２時００分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成２８年第１回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。ご苦労さまでした。

閉 会 午後 ２時０１分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 今井 吉男

知名町議会議員 平 秀徳

知名町議会議員 松元 道芳

